

令和3年11月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(産業労働部)

分科会

産業労働部長予算及び議案説明	3
予算及び議案に対する質疑	5
予算議案に対する討論	12

委員会

産業労働部長総括説明	13
議案に対する討論	14
決議に基づく提出資料の説明	14
陳情審査	15
議案外所管事項に対する質問	15

(第2日目)

1、開催日時・場所	44
2、出席者	44
3、経過	

(農林部)

分科会

農林部長予算議案説明	45
農産園芸課長補足説明	45
森林整備室長補足説明	46
農政課長補足説明	47
農林部長議案説明	48
林政課長補足説明	48
予算及び議案に対する質疑	49
予算議案に対する討論	52

委員会

農林部長総括説明	52
議案に対する質疑	54
議案に対する討論	54
決議に基づく提出資料の説明	55

諫早湾干拓課長補足説明	5 5
陳 情 審 査	5 7
議案外所管事項に対する質問	5 7

(第3日目)

1、開催日時・場所	8 5
2、出席者	8 5
3、経過	

(水産部)

分科会

水産部長予算議案説明	8 5
漁港漁場課長補足説明	8 6
予算議案に対する質疑	8 9
予算議案に対する討論	8 9

委員会

水産部長総括説明	8 9
水産加工流通課長補足説明	9 1
議案に対する質疑	9 1
議案に対する討論	9 2
決議に基づく提出資料の説明	9 2
陳 情 審 査	9 3
議案外所管事項に対する質問	9 7

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:農林部)
- ・分科会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:水産部)

1 1 月 2 6 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年11月26日

自 午前 13時58分
至 午前 14時04分
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

委員	長	久保田将誠	君
副委員	長	山口 経正	君
委員		溝口芙美雄	君
	”	瀬川 光之	君
	”	外間 雅弘	君
	”	西川 克己	君
	”	山口 初實	君
	”	川崎 祥司	君
	”	吉村 洋	君
	”	山本 由夫	君
	”	堤 典子	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 13時58分 開会

【久保田委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、瀬川委員、山本委員のご両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和3年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法等について、お諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 13時59分 休憩

午前 14時03分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午前 14時04分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月9日

自 午前10時13分
至 午後3時12分
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	久保田将誠	君
副委員長(副会長)	山口 経正	君
委 員	溝口芙美雄	君
"	瀬川 光之	君
"	外間 雅広	君
"	西川 克己	君
"	山口 初實	君
"	川崎 祥司	君
"	吉村 洋	君
"	山本 由夫	君
"	堤 典子	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	廣田 義美	君
産業労働部政策監 (産業人材育成・県内定着 促進・働き方改革担当)	村田 誠	君
産業労働部政策監 (新産業振興担当)	三上 建治	君
産業労働部参事監 (大学連携推進担当)	森田 孝明	君
工業技術センター所長	橋本 亮一	君
窯業技術センター所長	宮本 智美	君
産業政策課長	松尾 義行	君

企業振興課長	末續 友基	君
企業振興課企画監 (企業誘致推進担当)	香月 康夫	君
新産業創造課長	福重 武弘	君
新産業創造課企画監 (海洋・環境産業担当)	黒島 航	君
経営支援課長	吉田 憲司	君
若者定着課長	宮本浩次郎	君
雇用労働政策課長	井内 真人	君
雇用労働政策課企画監 (産業人材対策担当)	川口 博二	君

6、審査事件の件名

○農水経済分科会

第127号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）
（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

(1) 議 案

第136号議案

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を
改正する条例

第137号議案

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部
を改正する条例

第141号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第142号議案

公の施設の指定管理者の指定について

(2) 請 願

なし

(3) 陳 情

・県の施策に関する要望書

・令和4年度 離島・過疎地域の振興施策に対す

る要望書

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・令和4年度 林業施策・予算に関する要望書
- ・令和4年度 森林・林業・木材産業の施策要望書
- ・要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時13分 開会

【久保田委員長】おはようございます。

これより、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

なお、宮地産業労働部次長から、欠席する旨の届けが提出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第136号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」のほか3件であります。

そのほか陳情10件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部毎にお手元に配付しております審査順序のとおり、産業労働部、農林部、水産部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分と、委員会付託である第141号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第141号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。

そして、委員会開催後、第141号議案について討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、理事者側から試験研究機関の幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【廣田産業労働部長】おはようございます。

産業労働部の試験研究機関の幹部職員を紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【久保田委員長】ありがとうございました。

【久保田分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案及び第141号議案について説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」でございます。お手元にご用意いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であり、その内容についてご説明いたします。

歳出予算は記載のとおりであり、職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

（債務負担行為について）

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

◎新産業創造課

「佐世保情報産業プラザ管理運営負担金」は、佐世保情報産業プラザの管理運営に要する経費について、令和4年度から令和8年度までの債務負担として、4億7,807万3,000円を措置しようとするものであります。

◎雇用労働政策課

「長崎で輝く！人材マッチング事業費」は、令和4年度の長崎県人材活躍支援センターにおける就職支援業務の実施に要する経費について債務負担を設定するものであります。

「プロフェッショナル人材戦略拠点事業費」は、県内企業が求める専門人材の紹介業務の実施に要する令和4年度の経費について、債務負

担を設定するものであります。

なお、「令和3年11月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」を事前に配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 次に、新産業創造課長より補足説明をお願いいたします。

【福重新産業創造課長】 それでは、私より佐世保情報産業プラザの指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の産業労働部をお手元にご準備願います。

まず、1ページ目をお開きください。

当施設でございますが、1に記載のとおり情報関連産業の集積を目指し、産業構造の高度化・多様化、そして雇用創出による本県経済の活性化を進める拠点といたしまして、平成19年10月に佐世保市に設置したものでございます。

当施設の概要につきましては、2に記載のとおりで、所在地は佐世保市崎岡町、情報関連企業向けの貸しオフィスや、創業を目指す、または創業間もない情報関連企業等が入居する創業者育成室を整備しており、建物は第1棟と第2棟の2つに分かれております。

第1棟は鉄筋コンクリート造りの3階建て、企業向け貸しオフィスとしては延べ床面積2,344平米、このほか1部屋22平米の創業者育成室が3部屋ございます。

第2棟は、鉄筋コンクリート造り2階建て、企業向け貸しオフィスは延べ床面積996平米となっております。

今回、提案しております指定管理者は、佐世

保市ハウステンボス町が本社のハウステンボス・技術センター株式会社でございます。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者が行う業務につきましては、5に記載のとおり、(1)から(4)まででございます。施設の使用許可、使用料の徴収に関する業務、施設及びその附属施設の保守管理、維持・修繕、その他運営に関して必要な業務でございます。

続きまして資料2ページ目をお開きください。

指定管理者の選定に当たりましては、金融機関、情報産業関係団体、施設の運営・管理者、産業支援機関、地元佐世保市、そして県が選定委員となりまして審査を行いました。

その選定の経過といたしましては、まず、本年7月28日から8月30日において募集を行いましたところ、1者から応募がありまして、応募内容につきまして、選定委員会で審査をした結果、当該施設の公平な運営、事業計画に沿った安定的な事業推進ができる能力があると判断しまして、ハウステンボス・技術センター株式会社を指定管理者の候補者に決定したものでございます。

選定委員会で審査を行った評価項目及び評価結果の一覧表につきましては、次の3ページ目に掲載のとおりでございます。

満点の6割が合否の基準としておりまして、採点の結果は7割5分を超える評価となっております。

債務負担額につきましては、指定管理予定期間の5年分、4億7,807万3,000円を計上させていただきます。

以上で私からの補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりました

ので、これより予算議案及び第141号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業費についてお尋ねいたします。債務負担行為ということで限度額を示されておりますが、まず、この事業がどういった内容なのか、概要についてお尋ねいたします。

【川口雇用労働政策課企画監】当事業は、県内中小企業に対して、新商品開発、あるいは新規販売開拓など、新たな取組に中小企業が乗り出す場合に、そういったノウハウを持った人材を獲得するために、その支援を行うというものでございます。

【川崎委員】中小企業が求める人材をつなげていくという事業でしょうか、県内企業は今現在のどの程度利用されていますでしょうか。

【川口雇用労働政策課企画監】当事業の目標としましては、第1期総合戦略、これは平成27年から30年までですけれども、これの雇用実績をベースにしまして、今、令和2年度から第2期総合戦略期間に入っておりますけれども、令和2年度の目標を23名の獲得ということにしております。以降、令和3年度、今年度は27名ということで、令和7年度までは各年27名を獲得していくという目標を立てて事業を実施しているところです。

令和2年度につきましては、23名の目標に対して33件の成約があったということになっております。

県内企業が求める人材ですけれども、令和2年度の実績を見ますと、営業とか内部事務といったものが最も多くて、それに次いでシステムエンジニアとか、あとは企画、設計、研究

職、機械や設備の技術者といった方々が求められております。

【川崎委員】次に、そういった職種をお尋ねしようと思っておりました。説明いただいてありがとうございます。

今、令和2年度の実績でいくと、目標を大きく超える成約だったというご説明だったと思います。特に、IT系の人材を求める企業も多くいらっしゃるやに聞いておりますが、まさに長崎も県立大学にすばらしい学科もあるわけで、そういった皆様方が県外に出られている、卒業生が出られているという実態から、一方、地元ではそういった方々も求めておられるところを、もっともときちんと結びつけていく取組を強化すべきだと思うんですね。新卒の方の取組とはちょっと違うのかもわかりませんが、求めている人材がいらっしゃって、プロフェッショナルですから、新卒はそうじゃないのかもわかりませんが、そういったところまで視野を広げていただいて、求めている人材が自社で育成をしていけるように、素養は持っている方が卒業されるわけでしょうから、ぜひそういった結びつけを頑張っていただきたいんですが、部署が違うのかもわかりませんが、ぜひこれについてのご見解を求めたいと思います。

【廣田産業労働部長】県内中小企業における人材の確保というご質問でございますけれども、この取組につきましては、令和2年4月に産業労働政策課内に人材活躍支援センターという組織を設けまして、今、取り組んでいるところでございます。そのセンターにおきましては、先ほどお話がございました情報人材とか、そういったところも含めて県内の幅広い業種の企業における人材の確保、そういったものを支援するというところでしております。

それで、人材のニーズというものについては、最近、情報化が進展するというので、いわゆるデジタル人材の確保・育成というのが課題ということになっております。

そういうことも踏まえまして来年度、現在もそういった取組を強化しているところでございますけれども、来年度以降についても、さらなる取組の強化を図って、県内企業における人材の確保・育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】ぜひ、その辺の取組をいただきたいと思います。企業を回っていくと、なかなか来ないんですよということは一般的に多く聞く声です。どういった人材かとなると、今おっしゃられたような技術を有している人材かだと思います。そういった方々がなかなか入社していただけないんだったら、やはり素養を持った人、そういう能力がある人をしっかりと育成をしていくという考え方に企業が立っていただければ、それはいい流れもできていくんだろうと考えますので、ぜひそういった新たな事業構築なのかもわかりませんが、ぜひお取組をお願いしたいと思います。

以上です。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【吉村委員】今の川崎委員の質問とも重なるんですけど、この長崎県人材活躍支援センター、これも人材を就業させるための支援業務ということよね。それと(2)が、今度はプロフェッショナル人材を、戦略拠点事業費としてあるけれども、人材の採用ということをやると。こちら辺の大きく違うところは何か。似たような感じがするんだけど、どちら辺がどう違うのか、根本的なところでお尋ねしたいんです。こ

という似たような名前がいっぱいあるもんだけ
んが、それぞれ皆さん方はポイントを絞ってこ
ういう事業を構築しとらすとやろうと思うけれ
ど、ちょっとわかりづらいので、そこら辺から
ちょっと説明してくれんですか。

【川口雇用労働政策課企画監】まず、「長崎で
輝く！人材マッチング事業」のうちの人材活躍
支援センター、ここについては求職者の立場か
ら、仕事を探している方、求職者が県内企業に
就職したいということを支援するものでござい
ます。

一方、プロフェッショナル人材戦略拠点、こ
れは企業が欲しい人材の採用を支援するという
ことですので、結果的には求職者が県内企業に
就職するということと一緒にございますけれど
も、求職者の立場からの支援と企業側からの支
援ということで行っております。

【吉村委員】私の頭が悪いのかわからんけど、
（１）人材活躍支援センターの方は、長崎県で
働く人材を使ってくれる事業者というところに
紹介していくという、働きたいという人の相談
を受けるといっていいのかということ、
（２）プロフェッショナル人材は企業が欲しが
っている人材を、この業務を受託する事業者が
仲介して人材を紹介するということになるのか、
具体的には、そこら辺、もうちょっと説明をお
願いします。まず、それでいいのかどうか。

【川口雇用労働政策課企画監】先ほどおっしゃ
るとおりでございます。

【吉村委員】そうすると、今度（１）の債務負
担が、当初設定が687万円とあって、今回債務
負担を設定するのが3,800万円で、合わせて
4,487万円と。ここが、当初から設定してあった
この687万円というのが何なのかということ、（２）
も今回債務負担行為をやります、4,000万円。こ

れが一番上に設定理由が書いてあるけど、来年
の4月1日から、年度当初から始められるように
配慮をして今回債務負担行為をやるんだと、切
れ目がないようにということだろうと思うけど。

そうすると、今回の債務負担の設定でも十分
間に合っていくということを感じるんですけど、
この（１）の当初設定687万円というのはどうい
う意味で設定してあったのか、その必要性とい
うか、妥当性というところを説明していただき
たいと思います。

【川口雇用労働政策課企画監】まず、人材活躍
支援センターは、長崎市川口町の西洋館に設置
しているわけでございますけれども、当初、平
成26年に「長崎県総合就業支援センター」とい
う名称でスタートしております。この時から西
洋館に置いているわけですが、求職者の
ための支援機関ですので、場所は一定長期間固
定してやっていくという方針で、当初設定しま
した687万円の債務負担というのは、その場
所が4月1日から切れ目なく3月31日まで契約で
きるようにということで、その場所の賃料だけ
の債務負担でございました。

人材活躍支援センターというのは、今年度は
直営で行っておりますので、その他の人件費等
は債務負担をとらずに、2月議会終了後、雇用
の取組をとるといって、債務負担行為は
とっておりませんでした。

ところが、今年度、令和4年度の予算を検討
する中で、この相談員については専門の事業者
のノウハウを活用した方がうまく回っていくの
じゃないかというふうな検討になりまして、令
和4年度からは委託をしたいと考えております。

ということで、運営方法を直営から委託に変
えるということで、そのための契約準備を今年
度中にしたいということで新たに設定をさせて

いただいたということでございます。

【吉村委員】わかりました。直営から委託に変えるということで債務負担を組んだわけですね。

この委託先とかは、もう決定しているんですか。今から決定するんですか。

【川口雇用労働政策課企画監】委託先については、こういった相談を業にしている事業者を想定しておりますけれども、これについては、今議会終了後から公募に入りまして、契約に入っていきたいと思っております。

【吉村委員】わかりました。委託先は、まだ決まってないと。想定はされるんじゃないけど、そういう相談業務を業としている事業者というのは、県内に大体どれくらいあるんですか。

【川口雇用労働政策課企画監】一定調べてみましたけれども、この規模で相談業務を受けられる事業者は県内には見当たらないということで、県外を含めて公募をしたいと考えております。

【吉村委員】そしたら、県内におらんというのは、なかなか辛さがあるなと思うけど、(2)のプロフェッショナル人材となると、今度はまた少し高度な人材となるので、これもいよいよ長崎にそういう仲介をするような受託事業者というのがおるのかなと思うんですけれども、これについてはどうですか。

【川口雇用労働政策課企画監】プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、平成27年からスタートした事業でございます。ちなみに、全国でいくと東京と沖縄以外は全ての県が行っている事業ということでございます。

平成27年当初から、やる時は委託だったり直営だったり、ちょっと相手先の決定方法が変わってきたりしているんですけれども、もう一定期間が過ぎて、この事業というのが定着してきたということで、令和3年度、今年度から総合

評価方式の一般競争入札に変えたところがございます。

現在、これを受託していただいている事業者については、県内の事業者が受託されておりまして、本来の事業としてはコンサルタント業をされている事業所になっております。

【吉村委員】今の説明の最後の方で、平成27年から始めて、今までは直営でやってきたわけですか。

【川口雇用労働政策課企画監】直営で行ったのは平成28年度だけです。それから平成29年度からは委託ということで行っておりますけれども、委託先はいずれも今年度の事業者と同じところが続いております。

【吉村委員】わかりました。そしたら、平成28年度のみ直営でやって、あとは委託をして、これまで県内の同じ事業者にずっと委託をしてきた。そして、今度、それを総合評価方式にと。これまではどうしていたのか、普通の入札、それとも随契ですか。

【川口雇用労働政策課企画監】令和2年度までは1者随契ということで行っておりました。令和3年度から、総合評価式の一般競争入札ということにしております。

【吉村委員】ねちねち聞くのも何だけど、そしたら、これまでずっと、平成28年からだけんか5年したと。随契でやってきて、今回、総合評価落札方式に変えて入札を行うということになったきっかけをお知らせいただけますか。

【川口雇用労働政策課企画監】先ほど申し上げましたように、この事業について、一定事業内容が定着してきたということで、1者随契を続けることも競争性の観点からよくないということで、総合評価式の一般競争入札に契約方法を切り替えたということでございます。

【吉村委員】定着してきたので総合評価落札方式の入札方式をとるといところら辺が、いまいち意味がわからんとやけど、定着しとらん時には随契でやって、定着してきたのでといところら辺が、事業自体がなかなか波に乗ってこんので、もっと違う業者を求めてと言われるとわかるんじゃけど、一定事業が安定してきたので入札に変えましたというのは、ちょっとどうかと思ったりもしますが、どがんですかね。

【川口雇用労働政策課企画監】1点修正をさせていただきます。この事業は、平成27年度からの事業でございます。平成27年度と28年度は県の直営ということでございましたので修正をさせていただきます。

それから、一定事業が定着してきたのでということで先ほどご答弁しましたけれども、あくまでも、この事業者の受託に競争性を持たせるということが主眼でございます。内部でも、1者随契についてはなるべくなくすようにという方針もございますので、そういった方針を受けて競争性を持たせる総合評価式の一般競争入札に変えたということでございます。

【吉村委員】わかりました。私なりに解釈して、この事業がある程度安定をしてきて、効果があると。なので、これをもう少しステップアップするために入札方式をとって、よりよい事業者の選択ということを、幅を広げていくということに理解したいと思います。最初からそのように言ってもらおうとわかりやすいんじゃけど。

それから、次、佐世保情報産業プラザ、私も一応佐世保市におるもんだけん、これ崎岡町の工業団地内にある施設と思えますけれども、佐世保市は佐世保市で似たような施設を持つとるわけよね。何だったかな、昔、鯨瀬のところにあったんじゃけど。ああいう施設が、県内、い

わゆる都市部の長崎、佐世保、諫早、大村といったところに基礎自治体が運営する同様の施設があるのかなと思うんですが、その辺は把握しておられますか、お願いします。

【福重新産業創造課長】基礎自治体の方でこういった創業支援専門の施設として整備されているという事例につきましては、ただいま吉村委員からご案内がありました佐世保市、これは以前、駅のそばにあったんですけども、今は松浦町、より市の中心部の方に移転しております佐世保市産業支援センターがございます。これ以外の同様の施設につきましては、我々の方では把握していないところでございます。

【吉村委員】佐世保市だけなんですかね。私も個人的には調べてないので、ほかのところも何か似たような感じのやつがあったりするような感じなんですけど。

佐世保市の場合、インキュベーション施設、何部屋があったと思うんですけども、そこら辺と今度の県の情報産業プラザというのが、役割として佐世保市がやっているのとどういふうに違うのかということをお知らせいただければと思います。

【福重新産業創造課長】佐世保市の産業支援センターにつきましては、インキュベーションルームが5部屋ございます。一方、県の情報産業プラザにつきましても創業者育成室という部屋が3部屋ございまして、そういった新たなビジネスを支援するといった部分につきましては、委員ご指摘のとおり共通する部分もあると認識をしているところでございます。

一方で、違いはと申しますと、県の産業支援プラザにつきましては、情報産業関連の業種というところに制限を設けておりますが、市につきましてはそういった条件を設けていないとい

うところ、また、ロケーションにつきましても、市の施設が市街地にあり、県施設は崎岡町にあるということで、入居者の利便性、地域につきましても大きな違いがあると考えております。

【吉村委員】地域性とか、いろいろはわかるんじゃないけど、大体似たような感じの事業とも言えるわけね。たまたまこの県の施設は崎岡の工業団地内であって、そこら辺との連携がとれるのかなと思うんじゃないけど。だから、まずは連携のあり方、例えば市の産業支援センターと、この県が運営している情報産業プラザというのが、どんな形で連携したりしながら相乗効果を生みよるのかなということの思うわけよね。それぞれ別々で勝手にやりよりますじゃいかんのかなと。そこら辺、佐世保情報産業プラザがなければならぬんだという根拠というのか、そういうのをもう少しお知らせいただければと思います。

【福重新産業創造課長】市の産業支援センターと県の情報産業プラザにつきましては、佐世保市の方が中心に整備しております創業支援ネットワーク会議というものがございまして、そういった中でお互い連携をしながら進めていっているところでございます。

主に市の産業支援センター、こちらの方にも支援担当の方がいらっしゃるのと、こういった方々が創業支援をしていらっしゃる一方で、商工会議所も近くにございますことから、そちらとの連携などもやっている。

県の情報産業プラザにつきましては、主にIT関連の支援について特化しておりまして、そういった専門のセミナー等もやっているところがございますので、例えば、市の産業支援センターの方にITに関しての支援が必要な入居者がいらっしゃいましたら、ここは県のプラザの

方で支援することも可能ですし、逆の方も、より創業関係に特化した内容につきましては、ひょっとしたら市の産業支援センターの方が得意な分野もあろうかと思っていますので、いずれにしても、それぞれ、特に県のプラザの方につきましてはIT関連の支援に特化しているという部分がございますので、ここは入居者に限らず、佐世保市内もしくは県内全域の情報関連の創業者の支援ということが可能と認識しております。

【吉村委員】もう一つ、今回、指定管理者を指定するに当たって、5番目の指定者が行う業務、使用の許可、使用料の徴収、プラザ及び附属設備の維持修繕、そのほかプラザの運営に関して知事が必要と認める業務と、こうあるわけね。かなり幅が広いんやけど、指定管理者がやることというのが、使用の許可というのはただ許可の手続をするだけで、実際にここの施設を借りてするという決定する部分は、意思決定はどかがするのか、ここの指定管理者がやるのか、県がやるのか、そこら辺ははっきりしているんですか。

【福重新産業創造課長】創業者育成室等の入居の審査につきましては、情報産業プラザの方で入居者の審査を行いまして、その内容について県の方に報告がございまして、県の方でそれを確認することで最終的に入居者の決定という処理をしているところでございます。

【吉村委員】そこら辺で幅が広すぎて、このプラザの維持修繕とかということまでこのハウステンボス・技術センター株式会社というのはできるんだろうかと思うけど、その辺はどうですか。今までずっと一緒のごとやってきよるんできるんかという話になるとかな。

【福重新産業創造課長】この施設につきまして

は、どちらかというと建物の管理、オフィス施設の維持管理というところがメインになっております。入居企業では、600名近くの方々が雇用されておりますが、その97%が誘致関係の企業ということで、こういった方々が安定的な事業を行うためのビル管理というところを主眼としておりまして、それ以外の創業者の支援であるとか、そういった部分につきましてはそれほど業務の比率的には高くないというふうに認識しているところでございまして、基本的にこういった施設管理ができる業者であれば、対応できる事業であると認識しております。

【吉村委員】わかりました。

最後に、せっかくですから、この情報産業プラザ、結構前からやっているんですね。現指定期間が平成29年から令和4年までで、これまでやってきて、ここの施設の有用性というか、特に利用者の数とか、この育成室の貸出し状況とか、そこら辺と今後の展望まで含めて最後に取りまとめて答弁をしていただけませんか。

【福重新産業創造課長】この情報産業プラザは、もともと佐世保市の南部の方にこういった大規模なオフィスビルがなかったというところに、佐世保ニューテクノパークという工業団地のそばにオフィス系の雇用も創出しようということで整備されたものでございます。実際、整備された後に、ほぼ直後でございますが、大手企業等、今のところ誘致企業3社が入居いただいて、その入居以降、安定的な事業を進めていただいた結果、現在、600名近くの雇用が生まれておるというところで、これは非常に貴重な雇用の場、重要な役割を果たしていると認識しております。

また、創業者育成室につきましても、こちらは施設の関係上、性質上、期限を決めて入居し

ていただくことになっておりますが、入居した企業につきましては、その後、一般の貸事務所に移転するなど、より事業拡大が実現している企業もございまして、そういった創業と誘致企業の受け皿となって安定的な雇用をこのエリアにもたらしめているというところで、引き続きこの施設につきましては重要なものと考えております。

今後も、より一層こういった情報産業プラザの機能を県内に波及させるために、施設管理者におきましては、セミナーであるとか自主企画等、より積極的な活動をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

【吉村委員】最後と言ったけど、最後の最後に。今の話で、大体この施設がなければならぬんだという有効性もわかるし活用状況もかなりのレベルで、雇用者も600人程度生まれているという話ですが、ここの崎岡の工業団地を造る時に附随してこの施設はできたのかなと、歴史的に見ると。とは思いますが、県内の工業団地をあちこちに造成しよりますよね。後からも出てくるけれども、工業団地造成というのでも拡充していくという方向性にあるようです。どこの工業団地にもこういう施設をつくっていくことはできんじやろうと思いますが、県内全域のそういうところがこの施設を活用できるような利便性の確保といいますが、そういうことを今後周知しながら、県内の特に誘致企業、地場企業も含めて利活用の促進に努めていただきたいと思います。

以上です。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【西川委員】事業の効果などの資料をよく見てなかったもんですから、改めて質問しますが、

先ほどの人材マッチング事業とプロフェッショナル人材戦略事業の成果、年間どれくらいの方に就業のお手伝いできたのか、また、求人のお手伝いできたのか、その成果を5年間分くらい教えていただければと思います。

【川口雇用労働政策課企画監】人材活躍支援センターの就職支援業務について、まずご説明いたします。

成果指標としては、当該年度の新規登録者のうち就職決定した方を分子として、当該年度の新規登録者で割るというもので、令和2年度の目標は72%と設定しておりました。当該年度の新規登録者のうち新規に就職した数が72%ということで設定しておりましたけれども、令和2年度についてはコロナの影響がございまして、求職者の来所控えとか、あるいは対面サービスを控えてくださいというお願いをしたということもあって、令和2年度の実績は59.9%、目標72%に対して59.9%ということで目標を下回っております。

令和2年度、当該年度の新規登録者は1,525人で、それが分母です。そのうち就職した方が914人ということで59.9%となっております。

5年程度とおっしゃいましたが、手元に資料がございませんので、とりあえずは令和2年度を申し上げます。

それから、プラザの方は、先ほども申しあげましたとおり、令和2年度の目標が23件に対して33件の成立ということで、ここは目標達成をしております。

【西川委員】特に西洋館の場所は、女性の方が小さな子どもを連れてでも訪問して求職、自分が就職したい仕事を見つけることができるような配慮もなされておりましたが、先ほどの令和2年度914人の中で、女性の方はどれくらいおら

れましたか。

【久保田分科会長】しばらく休憩いたします。

午前11時 0分 休憩

午前11時 0分 再開

【久保田分科会長】再開いたします。

【川口雇用労働政策課企画監】先ほど、就職された方が914人と申しあげましたけれども、委員おっしゃったようにセンターの中は、私どもが所管しております若年者等のコーナー、それから部署は違いますけれども、男女参画・女性活躍推進室が所管しております女性支援コーナーというふうに分かれております。

私どもの若年者の方にも女性が来られるということで、女性だけの集計というのができていないんですが、男女参画・女性活躍推進室の所管の女性就業支援コーナーの方では311名の方が就職されたということになっております。914人のうちの311人が女性のコーナーの方から就職されたということでございます。

【西川委員】男性の就業もさることながら、やはり今からは女性の力も要りますし、また、生活していくために女性も収入が要ると思いますので、できるだけ女性の働く場の紹介、マッチングができて、成果が上がるように頑張っていていただければと思います。

終わります。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようですので、予算議案及び第141号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【久保田委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、「農水経済委員会関係議案説明資料」の当初版とその追加1がございますので、お手元にご準備いただければと思います。

当初版の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第141号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。先ほど分科会にてご説明いたしましたので、説明を省略させていただきますと思います。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

本日ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について、佐世保重工業株式会社（SSK）への支援について、経済・雇用の動向について、

県内企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について、航空機産業の状況について、海洋エネルギー関連産業の創出促進について、燃料電池船の譲与について、サービス産業の振興について、企業誘致の推進について、県内定着の促進について、産業人材の確保・育成にかかる取組について、研究事業評価に関する意見書について、施策評価の実施について、事務事業評価の実施について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況についてであります。

このうち、新たな動きについて主なものをご説明いたします。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援につきましては、「感染拡大防止と県民生活の安全・安心確保」と「県内の社会経済活動の回復・拡大」の両立を図るため、県議会でご承認をいただきました施策を中心とし、それぞれの分野において支援を行っております。

去る8月から9月の感染拡大の際に要請した営業時間短縮などにご協力いただいた事業者に対する協力金や、要請の影響を受け、売上げが減少した酒類販売事業者などの県内事業者に対する給付金については、市町と連携しながら、速やかな支給に向け取り組んでいるところであります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響と経済活動の動向を注視するとともに、アフターコロナも見据えながら、関係機関と連携し、適時適切に必要な対策を講じてまいります。

4ページをお開きいただきたいと思います。上

段でございます。

（航空機産業の状況について）

新型コロナウイルス感染症の影響により、世界の航空需要の回復には相当の期間が必要とされるなど、航空機産業は厳しい状況にありますが、本県においては、コロナ禍にあっても事業の拡大に向け、積極的な動きが見られており、本年10月に開催された国際的な展示商談会である「エアロマート名古屋」には、「長崎県航空機産業クラスター協議会」の会員企業が参加し、技術力のアピールやニーズ等の情報収集を行ったところであります。

また、11月には、「長崎県航空機産業クラスター協議会」総会を開催し、経済産業省航空機武器宇宙産業課長の特別講演をはじめ、昨年11月にエンジン部品を製造する新工場が完成した三菱重工航空エンジン株式会社や県内航空機産業の中核を担う企業から取組の紹介をいただきました。今回の総会には、本県企業に加え、東京都の企業も参加いただくなど注目度も上がっており、多くの参加者による意見交換が活発に行われ、本県の航空機産業の発展に向けた勢いを改めて確認する機会となりました。

今後とも、アフターコロナの本格的な需要回復を見据え、引き続き県内航空機産業の振興に努めてまいります。

5ページをお開きいただきたいと思います。下段でございます。

（企業誘致の推進について）

去る10月18日、長野県に本社を置くサクラ精機株式会社が、長崎市への立地を決定され、10月25日に立地協定を締結いたしました。同社は、医療機関向けの洗浄・滅菌装置を製造されており、5年間で10人を雇用して、洗浄・滅菌装置の研究開発を行うこととされております。

また、11月10日には、東京都に本社を置くCSKニアショアシステムズ株式会社が、長崎市への立地を決定されました。同社は、大手自動車メーカー等のシステムを開発されており、3年間で100人を雇用して、車載システムの開発などを行うこととされております。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

その他の項目については、記載のとおりでございます。

なお、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料を事前に配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたが、第141号議案に対する質疑は終了しておりますので、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する討論が終了しましたので、採決を行います。

第141号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の

透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【松尾産業政策課長】私からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきます産業労働部関係の状況についてご説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料産業労働部」をご覧ください。

いずれも、今回ご報告いたしますのは、令和3年9月から10月におけるものでございます。

まず、1ページでございます。補助金内示一覧表でございます。

県が箇所づけを行って実施いたします個別事業に関しまして、市町に対して内示を行った間接補助金であり、1件を掲載しております。

次に、2ページでございます。

1,000万円以上の契約状況一覧表でございます。該当の1件を掲載しております。

次に、3ページから13ページでございます。こちらは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものに対します県の対応状況を整理したものでございます。

産業労働部関係の計5項目について掲載をいたしております。

次に、14ページでございます。こちらは附属機関の会議結果2件であり、その詳細につきましては、15ページ及び16ページに記載をしております。

最後に、別紙でございますが、物品管理室や営繕課が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

審査対象の陳情番号は、78、79、84、90、91です。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

【山本(由)委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の6ページからになるんですけども、買い物弱者対策への支援制度の拡充についてということで、これは先ほどの陳情にも入っていて、その回答ということになるんでしょうけれども、この中の8ページの方に取組の事例ということで、買い物送迎を含む地域交通機関の確保として「チョイソコうんぜん」という雲仙市の取組が紹介をされています。島原市の方でも同様のコミュニティバスを市内全域で本格運行をしています。

コミュニティバスのことでもちょっとお伺いをしたいんですけども、この島原市の事例が、実は今年の10月から島原鉄道の路線バスが、ほとんどもう路線が廃止になったということを受けまして、今まで運行していたコミュニティバスについて、その運行方式を大幅に見直したと

いうものです。

1点目は、路線を決めて定時運行をする形から、路線を廃止して指定の停留所間を自由に運行するという形に変えて、停留所についても、従来199か所だったものを251か所に大幅に増やして、新しく停留所になったところは商業施設と病院関係が多いんです。

もう一つが、乗車の30分前までに電話、またはネットで予約をすることで、自分の都合のよい時間に希望の場所に行けるようになっていきます。

対象については、今、島原市内全域で、料金については市内を2つのエリアに分けているんですけれども、同じエリア間であれば200円と。エリアを越えた場合も1回400円ということで、こういう見直しをした結果、利用者については昨年度1年間で大体700人ぐらいだったものが、10月の1か月間だけで2,900人、それから11月についても約3,400人ということで、非常に大幅に増えているんです。

バスについては、全部で7台あって、この運行については市内のタクシー会社が受託をしているということになります。

私がちょっとびっくりしたのが、この運行経費なんですけれども、これは交付税措置を活用することで、ちょっと粗い算出なんですけど、年間大体5,000万円ぐらいかかるだろうと思うんです。そのうち8割ぐらいが交付税措置ということになると、1,000万円ぐらいの費用でこれが運行できるんじゃないかという試算になります。

もちろんいろんな問題があるんですけれども、買い物弱者をメインとする生活維持対策として、これは本来は地域振興部の部分になるのかもしれないんですけれども、買い物弱者という意味では産業労働部、あるいは福祉保健部とも連携

をして、こういうやり方というのは積極的に検討してみてもどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【吉田経営支援課長】今、山本(由)委員からお話がありました買い物弱者対策ですけれども、ここに記載がありますように、福祉保健部と我々産業労働部と地域振興部、それぞれが協力をしてやっていくということで、資料としましては、8ページの下の方にあります2番、これが産業労働部、経営支援課が商店街振興の中で買い物弱者支援にも使える事業を行っているところでございます。

今、委員からお話がありました買い物送迎を含む地域交通手段の部分につきましては、地域づくり推進課が取り組んでいる事業でございます。しっかりその辺の情報を共有しながら、集落対策等の観点も含めてどうやっていくかということ普段から話をしておりますので、こういうご意見があったということをお伝えしたいと考えております。

【山本(由)委員】なんで経営支援課かなと思いつつながら質問してしまいました。

ただ、一事例として今紹介をしましたが、かなりいいなと私は正直思っていますので、ご検討をよろしくお願いします。

【久保田委員長】ほかに「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はございませんか。

委員一人当たり20分を目安にお願いします。

所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【川崎委員】 令和3年度事務事業の評価結果についてお尋ねいたします。

資料の6ページに、まず就職氷河期世代人材マッチング事業費、これは見直し区分が改善ということになっています。令和4年度までの事業ということですが、現在、どの程度成果が出ているのか、お尋ねいたします。

【川口雇用労働政策課企画監】 令和2年度からの事業になります。県としては、就職氷河期世代の方々の就職先の開拓、それからそのマッチングということで進めておりまして、令和2年度については正規雇用実績が131名ということです。訪問した企業、働きかけた企業が131名の方を雇用されたということでございます。

【川崎委員】 訪問した企業が131で、そこに131名採用が決まったということですか。

【川口雇用労働政策課企画監】 訪問した企業は延べて297社、実でいくと34社です。そこに131名の雇用がされたということです。ちなみに、目標としては、45人としておりました。

【川崎委員】 そうすると、延べはいいとして、34社に131名だから、1社あたり3名、4名ですか。

【川口雇用労働政策課企画監】 すみません、数字を間違えておりました。236社、実数で訪問をしております。

【川崎委員】 では、236社を訪問して、131名の方が雇用ということですね。ということは、半分近くの会社の方にはご理解いただいたと、マッチングできたということですね。

令和4年度までですから、あと1年間ということではありますが、私は、以前、推計何名くらいおられるんですかとお尋ねした時に、調査も難しいんでしょうけれども、就職氷河期の世代の方が約1万人県内におられるというふうに聞いていました。そう考えると、まだまだ多くの

方が、正規の雇用とか、望む職業に就いておられないんだろうと推測をされますが、残り1年、どのような形でこういった皆様方にお応えをしていくのか、お尋ねいたします。

【川口雇用労働政策課企画監】 おっしゃるように、1万人程度いるという統計がございます。

まず、企業の方に、就職氷河期世代ということで敬遠されるということがないように、企業の方に就職氷河期世代の方もきちんと仕事ができる方がいらっしゃいますし、そういう企業の掘り起こしをやっていくと。

それから、支援策、これは労働局の支援策で助成金等ございますので、そういったものを活用しながら就職できるように支援をしていきたいと考えております。

【川崎委員】 恐らく年齢からすると40歳ぐらいの方でしょうか、対象の方がですね。年々年々、企業に最初から勤めていれば、もちろん中堅で頑張っている世代なんだろうと思いますが、なかなか正規でなければ役職的にもそう高いところに就いておられないということも想像するわけで、そう考えてみますとスキル、そういったものがきちんと身につけているかということを考えれば、もう一日一日が勝負みたいな感じなんだろうと思っていまして、これは繰り返しになりますけれども、約1万人、その中で県がつかんでいるのが131人、そう考えると、かなり力を入れてこれに取り組んでいかないと、心配しているのは、あと30年すると、いわゆる離職をする年代になってくる。つまり、公的社会保障にお世話になるということになった時に、年金を納めているのかということが出てこようかと思えますし、様々な将来不安というものが考えられるわけです。これはなかなか顕在化していないと思いますが、今、きちんと職に結びつけていく

ことの大切さ、そういったことを当事者についても理解もしていただかないといけないと思いますが、そういった啓発からしっかりと取り組むことが大事なんだろうと思います。これはぜひしっかりと力を入れてやっていただきたいんですが、この改善ということについて、来年度、どういうふうに取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

【川口雇用労働政策課企画監】今年度の事業としてホームページをつくったところでございますけれども、こういう制度がございますというものをいれても、なかなか理解が進まないところもございますので、例えば就職氷河期世代の方を採用された企業の方に、今どういうことで働いていらっしゃるのか、あるいは就職氷河期世代で就職して仕事をされている方に、自分はどういうことで就職できて、こういう仕事を今頑張っているのか、そういった体験談を載せていくことで、今ちょっと躊躇されている方も就職活動に踏み出していただくようにしたいと思っております。

【川崎委員】しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。残り1年間でどうするんだというところは、よくよく精査をして、しっかりと力を入れて、ホームページの情報も大事でしょうけれども、具体的に接していくというような激励、アドバイスもしていただきながら企業に結びつけていく、就職に結びつけていくお取組をぜひよろしく願いいたします。

次、12ページの長崎県スタートアップ強化支援事業ですが、この見直し区分も改善となっております。とりわけCO-DEJIMAの機能強化や専門性向上を図るためというところの記述がございます。

CO-DEJIMAの取組については、非常に期待

をしているところですが、この機能強化というのはどういったことが想定をされているのでしょうか。

【福重新産業創造課長】CO-DEJIMAにおきましては、平成31年3月に設置いたしまして、それ以降、積極的なイベントの開催であるとか、その存在自体をPRすることによりまして、現時点、今年の11月末時点で利用者も延べ1万人を超えるなど、一定その存在につきましては県内の方でも周知できたものかと思っておりますし、スタートアップとは何か、またはスタートアップの支援をしている拠点として、一定認知いただいたものと認識しているところでございます。

一方で、改善点といたしまして、このコロナ禍にあって、設置当初、リアルなイベントを開催することを中心として集客をしていた部分が、なかなかリアルな、実際に人を集めてのイベントができなくなったというところがございます。目標である集客の利用者人数というところを達成できてないような状況でございます。

こちらにつきまして、今年度もオンラインを活用してやっている部分があるんですが、ここにつきまして、もっと、より重点的にやっていかなければいけないなと考えているところでございます。

また一方で、このCO-DEJIMAの中には、インキュベーションルームを5室設けておりまして、そこにスタートアップに入居していただくという形をとっております。こちらにつきましては、令和2年度の実績について、目標としております3件を達成しております。これまでも5者が入っていただいて退去してもらっているほか、現在、それ以外にも4者が入っていただいて事業を進めていただいているところでございますが、こういった企業について、より成長し

ていただくための個社支援というものが現時点でちょっと足りてない部分がございます。CO-DEJIMAの中にも専門家を擁しまして、都度、希望に応じて専門家のアドバイスができるといった仕組みを設けているところではございますが、よりそういったスタートアップの企業にニーズ等をヒアリングしたところ、資金支援であるとか、人脈の紹介の支援であるとか、そういった部分のニーズがかなり高いし、実際、そういった資金の需要を満たすことによりまして成長が促進できるといったところと言われていた部分でございますので、来年度につきましては、専門家の体制の充実や資金調達のお手伝いといったところについての強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【川崎委員】先ほど、プロフェッショナル人材の話もありましたけれども、まさにそういったところに今おっしゃられた資金、そして人脈形成、そういったことに関してアドバイスができる方、そういったご専門のまさにプロを配していきながら、さらに機能強化を図っていただいて、多くの長崎の方に起業をしていただいて、新たな分野にチャレンジしていただく、そこでまた雇用を生んでいただく、そういったいい流れを非常に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、あまり触れなかったんですけども、燃油高騰における中小企業への影響ということについて、産業労働部としてどう捉えておられるか、お尋ねいたします。

【松尾産業政策課長】今回の燃油高騰に関しまして、私ども産業労働部では、製造業においてはアンケートを実施したり、商工団体等にそういった相談の内容等を聴取しているところでございます。

アンケートは企業振興課の方で11月に実施したところでございますけれども、ものづくりの製造業におきましては全体の58%が影響ありというような回答をされております。

それから、商工団体等に対する聞き取り、これは相談件数、今のところ5件ということで少ない状況ではございますけれども、燃料代でありますとか、資材費の上昇、製造コストの増嵩、そういった相談が寄せられているというふうに聞いております。

特に、一例をご紹介しますと、団体への相談内容としましては、クリーニングの関係で燃油が上がってコストが上がっているといったような状況でありますとか、あとは造船関係で、これは直接燃油なのかどうかのかわかりませんが、鋼板などの資材関係の値上がりが激しいといったような状況を聞いておりますので、私どもとしましても、こういった燃油高騰が徐々に事業者に対して影響を与えているということについては認識をしております。

【川崎委員】ぜひ、この委員会で、さっきアンケートを実施されたとおっしゃっていただけけれども、それも報告すべきじゃないかと思うんですね。多くの方が気にしておられ、実際にアンケートしたうちの58%、約6割の方が影響ありと。それは明らかにありますよ。それはぜひきちんと調べて報告をしていただきたいと思いますし、だから次、こういった支援をすべきなのかということがおのずと出てくるかと思うんですね。燃油を直接購入する、消費されている方についてはストレートにそれはあるのかもわかりませんが、そこが高いので、例えばいろんな商品を運搬してお届けするのに、そこがまた価格に転嫁されて資材高騰、結局いろんな方たちが必ず影響を受けているのは間違いないと思

ってしまして、かなり痛手をこうむっておられるんだろうと。コロナもそうなんでしょうけれども、じわじわとこれが長く続いているところで、国会でもこの辺は非常に話題に上っているとは思ってはおりますが、一日一日やっぱり大事なので、ぜひここはよくよく調査をして、ご支援の策を講じていただきたいのと、ぜひ議会にも報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、GoToイートの件なんですけれども、これは一般質問でも部長が答えておられましたので、大体のことは聞いております。国の事業だから云々ということはないんですが、ただ、利用を促進してくださいという呼びかけがある一方、利用できる環境について確認をしたいんですが、私が知る範囲では、チケットはコンビニで事前登録、あるいは直接その機械で操作をして購入ということを認識しているんですが、まずそれでいいのかということと、であればどの地域、県下21市町、どこでもこれは購入できるような環境になっているんでしょうか。

【松尾産業政策課長】まず、購入の方法につきましては、今、委員からお話がありましたとおり大手コンビニ1社と、これは農林水産省と県内の民間企業が直接契約をして実施をしておりますけれども、その受託企業とコンビニ大手1社とが契約をしまして、おっしゃるように当初は事前の登録等が必要だったんですけれども、今はその店舗に出向いていただければ、そのままその機械で買えるという形になっております。

おっしゃったように、店舗がないエリアがございます。離島は最近ちょっとでき始めてはおりますけれども、例えば本土でも松浦地区とか平戸地区とか、そういったところがございますので、そうしたところに対しましては、機械

から出てくるものではなくて、事前に印刷した生券といいますか、冊になったものを送料無料でお送りするといった仕組みで一応県下全域をカバーできるようにということではやってきたところがございます。

【川崎委員】送ってくれるのは非常にありがたいサービスですけれども、コンビニがないエリアの方にはきちんと周知がいているんでしょうか。

【松尾産業政策課長】これにつきましては、私どもも商工団体でありますとか、そういったところには、去年の10月29日から長崎県では発売を始めた当初から周知を行っておりますがやっけていく中で周知が足りないといったようなこともありましたので、途中から民間で受託した企業の方が、テレビでのC というのを多く打ち出すようになりましたので、そこからテレビの周知の影響といいますか、そういったところでは伸びてきているというところはございますけれども、やはりどうしても店舗がないところというのはなかなか行き届かないところはあるかと思っております。

【川崎委員】国の事業だから、県に対して云々ということじゃないんですけれども、いわゆる県民の平等性ということを考えて、まさに今からシーズンじゃないですか。感染も本当に皆様の協力で落ち着いている状況であり、まさに書き入れ時のこのシーズンに、利用促進ということも呼びかけておられる一方で、やはり平等性を欠くということについてはあってはならないことなんだろうと思います。

せっかくですから、そういったものを利用して、さらに地元の、自分が住む地域のお店で利用ができるような、そういった好循環を真摯に、この期間が勝負だと思うんですよ、

12月、1月というのが。そんなに長くやる事業でもないでしょう。そう考えると、今、大変重要な時期だと思いますので、ぜひそこについてお取組を、決意のほどをお伺いします。

【松尾産業政策課長】今おっしゃったように店舗がないところになかなか届かないということで、私どもも10月ぐらいまで少し関わりが薄かったところもありましたので、当初から生券を対面販売した方がよく売れるんじゃないかということは随分受託事業者へアドバイスしてきましたんですが、なかなかコストがかかるということで業者の方が渋ったと申しますか、そういった経緯もありました。ただ、今言われたように、忘年会、新年会、そういったシーズンでございますので、できるだけ生券を多く新たに印刷をして、商工会議所などでも売れるような形で、手の届くような形をとっていきたいと、そのように考えております。

【川崎委員】最後に、若者の離職防止で、これも一般質問でしましたけれども、人間関係に悩んで離職するケースが多いというご答弁があったんです、若者の定着の問題で。そこを未然にどう防止をしていくかということも、やはり突っ込んでやっていく必要があるかと思いますが、そういった取組はありますか。

【川口雇用労働政策課企画監】若者の定着については今年度から事業に取り組んでおりまして、主に2つございます。一つは企業に対して、企業の人事担当者とか、そういった方々に対してアドバイザーを派遣してアドバイスをすると。もう一つは、実際の新入社員、1年目の方とか、1年目から3年目の方とか、そういった方々に働くうえで大事なこととか、あとは仲間づくりとか、そういったものを進めるためのセミナーに取り組んでおります。

【久保田委員長】ほかに所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【堤委員】議案説明資料の2ページのところにSSKへの支援についてとありますけれども、10月末までのところで希望退職者がどのくらいいらっしゃるって、どのくらいの再就職が決定されているのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

【川口雇用労働政策課企画監】まず、SSK本体・子会社のところでは、募集の結果248名の希望者が集まったということでございます。

この離職者対策については、市、県、労働局等と関係機関で連絡会議をつくっておりまして、その中でいろんな施策の情報共有等を行っているところでございます。

まず、248名のうち半数ぐらいが10月末で離職されたと、数字については申し上げられませんが、その半数ぐらいの6割の方が、再就職が決定されたということでございます。

【堤委員】248名中、半数が退職されて、6割が再就職をされた。この6割というのは、ほぼほぼ県内の企業などへの就職ということでよろしいのでしょうか。

【川口雇用労働政策課企画監】佐世保市が多いんですけれども、佐世保市も含んで県内に約8割程度の方が就職されております。

【堤委員】約8割の方が佐世保市を中心とした県内に就職をされていると。やっぱり生活の基盤が佐世保を中心としたところにあると思うので、県内を希望される方が多いかなと思いますが、中には県外にも行かれているということですね。

今後、まだ再就職先が決まっていない方がいらっしゃると思うんですが、その辺の取組はどんなふうになるのか、大体どのくらいの方が今

後再就職していかれるのか、お尋ねします。

【川口雇用労働政策課企画監】離職者の状況につきましては、業務が終わったところから徐々に離職が始まっていくという状況で、来年の5月ぐらいまで順次離職される方が出てこられるとお聞きしています。

年齢が高い方、60代とか50代といった方々は失業保険がございまして、自分の技術を活かせるところとか、そういったところをじっくり探されているという状況で、若い方々がやはり再就職に積極的に取り組まれているということです。

対策としては、先ほど申しましたように、関係機関と連携しまして、求人を出していただく企業の掘り起こし、そういったところの紹介等をしていくということにしております。

【堤委員】わかりました。希望する皆さんが、しっかり再就職できるように、これからも取組をよろしく願いいたします。

それから、あと幾つかあるんですが、2ページの経済雇用の動向のところ、8月から10月まで直近3か月間の企業倒産件数が17件で、前年と比べて11件増加になっているとありますけれども、この辺の背景というか、こういったことなのか、わかればお願いします。

【吉田経営支援課長】県では、倒産件数としましては民間の信用調査会社に取りまとめた負債総額1,000万円以上のものを数字として扱っております。この数字をちょっと申し上げますと、平成29年が31件、平成30年47件、平成31年、令和元年ですが38件、令和2年が41件、令和3年は10月末で36件という数字になっております。

この8月、9月、10月という捉え方をした時に非常に増えているという見方なんですけれども、

逆に民間信用調査会社が把握した段階で債権整理等の時期も見ながら整理をしているというところで、前後若干ずれますので、我々としてはこの年間で50件を下回っている状況というところで例年並みというふうに捉えております。リーマンショック以降、大体ここ数年、今申し上げたような感じで、50件以下で推移をしている状況にございます。

【堤委員】わかりました。負債総額1,000万円以上の企業ということで、毎年50件未満の企業倒産があっているということですね。

その次です。事務事業の評価結果についての冊子がありますが、3ページの労使関係安定指導費というのがあります。そこで県内の民間事業所に労働条件などの現状を把握するために、基礎資料を得るため1,300事業所を対象に労働条件等の実態調査を行ったとあるんですが、調査項目の見直しを適宜進めるとい見直しの方向性というのが示してあるんですが、それはどういった中身なのかということをお尋ねしたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】こちらにあります労働条件実態調査につきましては、毎年実施をしているところでございます。委員ご指摘の調査項目の見直しにつきましては、令和2年から令和3年の見直しの例で申し上げますと、例えば新型コロナが雇用に与える影響がどういうものか、雇用調整助成金の活用状況であるとか、出向の状況とか、さらにはテレワークとか、そういうものをどれぐらい活用されているか。

あるいは、高齢者雇用安定法が改正されて、今年度、令和3年4月から70歳までの就業、そういう環境をつくるのが努力義務になっております。それに対する対応状況がどうであるかというような見直しを随時行っていくところ

でございます。

【堤委員】わかりました。そうしたら、その時その時の経済状況や社会情勢、法律の改正とか、そういうことを受けての見直しということですね。了解しました。

それから、同じ3ページの一番下に産業人材育成奨学金返済アシスト事業がありますが、応募者は増加をしていて、認定数は50人でしたが、一定しているけれども、既認定者が対象外企業（県内他業種、県外）へ就職している事例もあることから、認定者数増に向けた仕組みの構築に向けて検討を進めていくとあります。

認定、内定をしていても、該当しない業種とか、それから県外へ就職するとなると、この内定は取り消しになるかと思うんですが、大学入試みたいに、認定数を増やしておくより、認定数は一応決めておいて、補欠内定みたいなことで順位をつけて、内定者が取り消されたら繰り上げて内定するとか、そういう仕組みもあるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

【宮本若者定着課長】毎年50名を目安として、結果としてこの5年間、単年度55名認定してきておりまして、確かに応募者は近年、周知も効いてきたのか増加傾向、そういったところを書かせていただいております。

認定者、今回、就職して3年たって初めて補助金を出したところなんですけれども、その人の母数になる数字が15人でありました。結果、今年度はお金を出した人は9人です。その差が、委員おっしゃったように県外に就職したり、県内であっても対象業種外と。もうちょっと言うと、結果9人なんですけれども、事務的な話になります。15分の9という数字がありますけれども、その前に15分の11という数字があって、11と9の2人分は県内に入ったんだけど、出

向で期間が出ているので中断されていたりとか、そういったところになります。単純に9割る15にしますと6割ちょうどで、11割る15にしますと73%ということです。やっぱり幾らかは、まだ初年度なのでどれくらい出ていくかというのはわからないんですけども、そこら辺も見ながら、ひとつ隙間があるんじゃないかということとは考えられるということです。

あと、これが成り立つには、やっぱり寄附金と一般財源の積み立てで成り立っているところもありまして、今、企業様の寄附金の方が、結局この1~2年がコロナでよくわからないということもあって推測は非常に難しいところがございます。

そういったところを総合的に勘案しながら、認定者数の増加というところは検討していかなくちゃいけないなと思っています。その際、今、委員のおっしゃったような、例えば補欠とか、そこも含めたところで検討していきたいと思っております。

【堤委員】応募者が増えているということは、こういう事業が学生の皆さんに周知されているということ、それは大変結構なことだと思います。ただ、認定者がだんだん増えていくと、財源の問題も課題になってくると思いますので、本当にうまく回っていくように、しっかりとした制度設計をよろしくお願いしたいと思います。

それから、同じ事務事業の評価結果の12ページにヘルスケア産業創出促進事業がありまして、今年度で終了となっているんですが、一方、終了のところ、令和4年度以降も引き続き事業計画策定と事業の実践に向けた取組の支援を継続するとあります。

そして、長崎県政策評価委員会の意見及びそ

れに対する県の考え方という横長の資料の1ページ、ヘルスケア関連分野の新たなサービスの事業化の支援について、5件を支援したけれども、達成状況が25%。結局その達成というのが支援事業者のうち前年比で売上げがアップした事業者の割合だと。前年と比べて売上げがアップした事業者の割合が25%ということになっていますが、これについて、より適切な指標がないかどうかを検討して、適切な指標設定に努めていただきたいという意見がついています。

この2つのことについて、どういう状況なのかということをお尋ねしたいと思います。

【吉田経営支援課長】まず、事務事業評価の方ですけれども、これは事務的な話ですが、県の予算事業として引き続きやっていくのかどうするのかという観点から、一応事業をやる時に終期設定というものをやるようになっておまして、この事業も今回終期がくるという中で、これをさらにこれだけで拡充していくのかとか、あるいはほかの分と一緒にするのかとか、そういう考え方がいろいろあるんですけれども、我々としましては、ヘルスケア産業の支援というものを特出しして実施する事業としては一旦終了をしようということで、この事務事業評価では終了としております。

ただ、この事業の取組の中で、研究機関であるとか、県内外の事業者との連携、そういったことをワークショップ等で促しまして、一緒になって新しい産業創出をやっていくと。やはり新しい産業をつくるに当たって、県内の事業者がどういう形でやるのがいいのか、そういったことを見極めながら、引き続き支援をしていきたいということで、この見直しの方向のところにはそういった趣旨を書いております。

この事業が外部の政策評価委員会の中で評価

された時に、成果目標、成果指標として支援したところで売上げがアップした事業者の割合を指標としているということにつきまして、委員からは、これが本当に細かく分離して把握できるのかというご意見がありまして、やり取りがあったんですけれども、一応なかなか難しいんですけれども、この取組の中で売上げが増加したところを押さえたいと考えておりますということをご説明したら、それはそこで固めてしまうのではなくて、引き続き事業に取り組みながら、事業自体も動いていく、事業者も動いていくという中で、常によりよい指標を考ながらやってくださいということをおっしゃったので、それに沿って今後そういう指標設定に努めていきたいということを書いたものでございます。

【堤委員】ありがとうございました。

売上げだったら数字として目に見えるので、わかりやすくはありますけれども、やっぱり高齢社会、これからますます高齢化が進む中でヘルスケア産業というのは本当にこれから期待のできる、様々な取組ができる分野ではないかと思っておりますので、今後ともしっかり取組をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【久保田委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

【久保田委員長】それでは、再開いたします。

午前に引き続き、所管事務一般についての質疑を行います。

どなたか質問はございませんか。

【山本(由)委員】 2項目お伺いします。

まず、事業継続支援給付金事業についてなんですけれども、現在、8月、9月影響分の事業継続支援金について、従来は対象が売上げ50%以上減少した事業者だったのを、30%以上50%未満減少した事業者にも拡大した形で行われています。

受付事務については各市町で行われていて、見ますと申請期限は長いところは来年1月末までとなっているようですけれども、長崎市、諫早市、大村市、長与町などでは11月末で終了しているみたいです。

そこで、改めてなんですけれども、この事業の想定件数と、直近での申請状況などの実績がわかりましたらお願いします。

【久保田委員長】 しばらく休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時31分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開します。

【松尾産業政策課長】 事業継続支援給付金でございますけれども、想定が5,000事業者で、予算の方が5億円ということで計上をしております。

先ほど委員からもございましたとおり、一番申請期間が長いところで1月末ということで、それぞれ終わった市町もございますけれども、まだ集計が全てそろっておりませんので、そこについては申し訳ございません。

【山本(由)委員】 そうしたら、これもおさらいになるんですけれども、この事業継続支援給付金については今年2回、1月、2月影響分と4月～6月影響分とされているんですけれども、改めて、これの想定件数と実績というのはわかりませんか。

【松尾産業政策課長】 いわゆる第3波の 때가、想定としましては1万2,797事業者で、実際の支給件数が9,815件ということになっております。

【山本(由)委員】 2回目の方もわかりますか。4月～6月が第3波になるのかな。1月～2月分と4月～6月分と2回じゃないですか。

【松尾産業政策課長】 申し訳ございません。長崎市を対象にしたものですが、4,000事業者を想定して、支給が3,484件ということになってございます。

【山本(由)委員】 わかりました。

今度は、今やっている分の50%以上減少した事業者については、国の月次支援金を利用するということになっております。

この問題については、前回の委員会で指摘をさせていただきまして、対応いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

そこで、今回の分の月次支援金の申請状況というのを、もし把握しておられましたお願いします。

【松尾産業政策課長】 申し訳ございません。申請件数というところで言いますと、ちょっと国の制度ということもございまして、オンラインで入力されるような申し込み方法になっておりますし、国の方が昨年の持続化給付金等についても情報を全く出していなかったという状況にあります。今回、私どももサポートセンターが長崎市にしかないということで、佐世保市の方には委託でサポートを実施して、それから島原の商工会議所と振興局の方で10月15日から11月末ぐらいまでサポートをさせていただいたところなんですけれども、そこにいらっしゃった相談者の件数ということで言いますと、島原が延べで50社、それから佐世保が150社程度ということで、長崎会場の数字の方はよくわかりま

せんが、大体それくらいの方々がお見えになられた状況でございます。

【山本(由)委員】わかりました。

それから、国については、この月次支援金については9月末で緊急事態宣言は終わっているんだけど、1か月くらいはまだ影響があるということで、月次支援金は10月末までやりますと。一方で、11月から来年3月について、これは今、予算案ということなんですけれども、売上げが前年または前々年比30%以上減少した事業者に対して、地域とか業種を限定せずに最大250万円を支給する事業復活支援金というのが予定されているみたいなんですけれども、この事業復活支援金は中小企業庁のホームページには出てくるんですね。ただ、まだ決定はしてないということだと思っておりますけれども、今の段階で把握されている内容と、もしこれが実施された場合、多分国がやるんだろうと思っておりますけれども、その場合の周知等も含めた県の対応についてお尋ねします。

【松尾産業政策課長】今、ご質問がございました事業復活支援金でございますけれども、これにつきましては、私どももまだホームページとか、そういったところで見られる程度の情報しかございません。

50%以上減の場合に、個人で最大50万円、法人の場合は売上げによって最大250万円ということで、30%から50%のところも個人で30万円から、法人で最大150万円ということで、11月から3月の5か月分を一括して支給するという、それくらいの情報しか今のところ持っておりません。

これにつきまして、今回の月次支援金もそうですけれども、特に国の方でも周知というのがあまりされませんでしたので、今年の持続化給

付金につきましてはかなりCM等も打たれていたかと思うんですが、月次支援金の方はそういった状況ではございませんでしたので、私どもの方で独自で、国の制度ではありますけれども、新聞広告を行うようなこともしてまいりました。

復活支援金につきまして、細かくこれから決まっていくことかと思っておりますけれども、私どもとして要望を国の方にぜひしたいと思っておりますのが、今回、県独自でサポートをしたという経緯もあることから、持続化給付金の時には8商工会議所全地区にサポート会場を設けられて、それから、商工会議所地区ではないところにはキャラバン隊といったようなことで、サポートをかなり手厚くしていただいたので、今度の復活支援金につきましても同じように、あるいはそれ以上にサポートをしていただけるように、まだ知事会とかそういったところでは要望しておりませんが、先日も内閣府の方から何か意見がないかということでお尋ねがあったので、そういったようなことも要望しているところでございますので、県としてこれが実施されるに当たっては、周知ももちろん県の事業と併せてやっていきたいとも思っていますし、このあたりのサポートについても国に要望してまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】もう今おっしゃったとおりで、国がやっています月次支援金に関しては、当初見込んだよりもはるかに周知が進まなかったということで、国の方が後から新聞の一面広告を使ったりして出しているという状況がありました。

今回、いろんな形で月次支援金を使ったのは、一つは枠があったからという部分もあるかと思っておりますけれども、それは結果的にそういうことだったので、今言われたサポートセンター

とか、そういったところ、とにかく国である程度やってもらわんといかんところはあると思いますので、そこは県の方からも言っていただきたい。

それから、今回、もし事業復活支援金がなされるということであれば、結構業種とか地域を限定しないという形になっています。今までのいろんな事業、支援金であったり、今まさにやっている分、市が20%から30%補助してみたり、月次支援金と両方出ますという市があつてみたりというふうな形で、業者さんにとっては不公平感を感じる、もらっているんだけど、もっともらっている人がいるという形で不公平感がかなりある。

一方で、業種によっては、自分たちももう少し支援してよというふうな声はかなりあります。ですから、先ほど私が2番目に月次支援金の状況とか、できるだけそういうのを把握してくださいと申し上げたのは、できるだけ漏れがないようにしていただきたいという趣旨ですので、国自体も、次に質問しますけれども、基本的にはそういう支援、血を止めるというんですかね、補填するというよりも、新しい動きの方にシフトしたいんだろうけれども、ただ、ウィズコロナと言っても、まだそこまで回復してないという中では、そういったところの支援というのはどうしても必要な部分があるかと思しますので、引き続き注視をよろしくお願いしたいと思します。

次に、サービス産業事業再構築支援事業費についてなんですけれども、これについても2回目ですね。一度やっていただいて、要望があつてまた再度していただいた事業なんですけれども、ホームページを見ましたら、11月8日更新の段階で申請が78件、採択が53件というふうに

記載がありました。この締め切り自体は11月末と理解しております。現時点での申請件数と、認定はまだ終わってないかもしれませんが、今現在の申請件数と認定件数というのがわかっていればお知らせください。

【吉田経営支援課長】このサービス産業の事業再構築事業につきましては、1次の後に2次募集をやったという形で、捉え方としては、もう現在、1次、2次合わせてというふうな形で捉えております。

1次が採択53件だったんですけれども、2次が52件で、合わせて105件の事業を採択しております。業種的には飲食店、卸・小売業、宿泊業、この3つで約8割という状況でございます。

市町別は、2次の時に雲仙、南島原の災害に加点制度を設けたり、あるいは飲食店に対しての加点制度等を行ったこともありまして、市町別で言うと長崎市、大村市、雲仙市あたりが多いという状況でございます。

【山本(由)委員】ありがとうございました。今、累計とか、1次、2次合わせて認定が、私はさっき11月の初旬で53件と言ったのが105件とおっしゃいました。申請の方は何件ですか。

【久保田委員長】しばらく休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 1時43分 再開

【久保田委員長】再開いたします。

【吉田経営支援課長】申し訳ありません。

申請につきましては、1次が140件に対して採択52件ということで前回ご報告しておりますけれども、2次が申請78件に対して採択が53件ということで、1次、2次合わせた分としましては、申請が218件、採択が105件ということでございます。

【山本(由)委員】 あくまでも1次というのは前回のということですね。了解しました。

それでは、次に、この事業については国が同様の趣旨で行っている中小企業等事業再構築促進事業を補完するということで県独自で行っていただいているんですけども、これも国の今度の第3次の補正予算案の方で令和4年度以降も、内容を一部改定してこの事業を継続するというふうに予定されているようですけども、この事業の内容と今後の見通しですね。

それから、もし国がこれをやるということになった時に、県もまたそこを補完するような形で再度やられる考えがあられるのか、そこをちょっとお聞かせください。

【吉田経営支援課長】 国の事業再構築補助金につきましては、下限が100万円から、上限が通常枠で、従業員数によって変わるんですが、最大8,000万円ということで、比較的大きな事業の再構築を支援するとしております。

一方で、県内企業はなかなかそこまでの負担ができないということで、上限100万円の制度を設けたというのが経緯としてはございます。

国の方は、現在、4回目の公募を行っておりますけれども、今回の予算につきましては、以前の補正で1兆1,500億円の予算で5回公募をする予定と。そのうちの3回が結果が発表されておまして、本県企業の採択数が178件となっております。4回目が今公募中、5回目が来年に予定されていると。

一方で、経済対策におきましても、国の予算が約6,000億円を予定されていると聞いておりますので、単純にいけば、あと3回ぐらい来年度募集があるのかなと考えております。

県内企業の事業再構築というのが、なかなか進んでいないというふうに認識をしております

て、先ほど申し上げたような飲食店とか、その時にどういう状況にあるかということ踏まえながら、今現在、やりますとは言えないんですけども、必要性は認識をしておりますので、そういったことを踏まえながらしっかり対応してまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。

今現在行っている国の事業再構築促進事業ですけども、これについては採択事例について、もちろん申請者の了解を得たうえで、採択事例はその事業転換のパターンであったり、業態転換のパターンであったり、新分野展開のパターンであったりというのを事例紹介という形で具体的にそのサイトのなかで載せてあるんですね。

県のサービス産業事業再構築支援事業についても、これは今やっていらっしゃるパンフレットの中に例という形で一部載っているんですけども、事業者の方にとっては、例えば専業でずっと一つの商売をされている方は、その道は究めていらっしゃるんでしょけれども、なかなか新しいことをやる時には何をどういうふうにしたらいいかわからないというところがありなんだろうなと思いますので、こういう事例があるよというものが、たくさん事例があると、自分もこれだったらできるというふうな形のヒントになるのかなと思いますので、今後、引き続きやられるかどうかというのは、まだこれからでしょうけれども、国と同じような形で、可能な限りそういう事例を実際に、今こんな例がありますというのが確かに載っているんで、これ自体でも多少はわかるんですけども、もう少し具体的な形で、差し支えない範囲で事例紹介という形をされたら、もっと取り組もうという形も出てくるんじゃないかと思うんですけども、この点どうでしょうか。

【吉田経営支援課長】県の補助制度等を活用されて、どういう成功事例があるかということにつきましては、この事業に限らず、優良事例、成功事例をしっかりと周知をして、皆さんもそういう動きが必要だということ、あるいは補助制度にしっかりと関心を持っていただくということが必要だと思っておりますので、機会を捉えてそういう周知を図ってまいりたいと考えます。

【山本(由)委員】コロナ収束後の今後を見据えた形で、国の方もできるだけ新しい、前向きな方向に進んでいこうと今から取り組んでいかれていると。

県においても、県内の中小企業であったり、小規模事業者であったり、そういったところの立ち直りというんですかね、新たな展開に向けてぜひご支援をしていただきたいと思っておりますので、今申し上げたような、真似するというだけではいかぬかもしれないけれども、ヒントになるようなものというのをご紹介いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

これはデジタルトランスフォーメーションのところでもこの説明書に載っていて、DXの身近な導入事例とか成功事例を体験できる機会が少ないのが課題であるというふうに認識をされていらっしゃると思います。これも当初からなかなかわかりにくいと、具体的にイメージが、自分のところでどういうふうに参考になるんだろうかというところがなかなかわかりにくいというのがあるので、今もう既に課題認識を持って、具体的にクリーニング屋や塾、自動車学校や旅館とか、伴走型でやっていらっしゃるということです。それについてもできる限りこんな事例がありましたよという形で、それぞれの事業者に近いような形でご紹介いただければと思います。これは要望にしておきますので、よろし

くお願いいたします。

以上です。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【山口(初)委員】大きく2点お尋ねしたいと思っております。

4ページの議案外の関係なんですけど、海洋エネルギー関連産業の創出関係、これは6月議会でも一定お尋ねしております。これは西海市の江島に特定して記述されておりますけれども、再生エネルギーとして今注目もされておりますし期待もされているところだと思います。

そのためには漁業と共存共栄をしなければならぬ、あるいは地域振興に寄与するということが大きくなるわけですが、この中でそれぞれ留意事項の説明という記述があるんですが、具体的にどういうことを、それぞれ地域の皆さんの理解を得るための説明だと思うんですが、簡単に結構ですから教えていただけますか。

【黒島新産業創造課企画監】県及び西海市からの洋上風力発電に対する留意事項の説明というところでございますが、県の方からは、委員もおっしゃいましたように漁業者との漁業協調について漁業者の声をしっかりと把握していただきたいというところですか、環境に対するもの、また、世界遺産の関係がございますので、世界遺産に対する評価について留意をしていただきたいというところでございます。

また、西海市の方につきましても、やはり地域振興という観点から、この計画において今後の振興策について検討をしていただきたい、また地元の皆様への説明を通じてしっかりと理解を得ていただきたいというような説明をさせていただいたところでございます。

【山口(初)委員】そういう状況の中で、当然地元の漁業者の皆さんからも、それぞれ県に、あ

るいは市に、国に要望があるんだと思います。そのことについて具体的にどういう要望をなされているのかご見解をいただきたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】地元の漁業者からの要望につきましては、しっかりこの事業について地元の皆さん方の意見を聞いていただきたい、漁業に対する影響調査をしっかり行っていただきたいと、そういったお話がこの協議会の中ではなされたところでございます。

【山口(初)委員】そういうことで、それぞれ地元の理解を得ながら進めていくことになるんですが、第3回の協議会を問もなくやられるということになっております。このことは、大きくは今後のスケジュールにのっとった話し合いになっていくんだろうと思うんですが、この地域における見通しといたしますか、規模等々について、今お話しできることがあったら教えていただけますか。

【黒島新産業創造課企画監】今年度中に第3回協議会の開催に向け、今、国、県、市並びに漁業者様等々と調整をさせていただいているところでございます。

この江島沖についての規模につきましては、国からお話がありましたとおり、出力規模が最大30万キロワット程度を見込まれているというところでございます。

今後、協議会において、意見の取りまとめがなされた後には、促進区域に指定をされ、その後、事業者の公募が始められるという形になってございます。

スケジュールにつきましては、意見取りまとめ後決まっていくものというところでございますので、今の時点では明確な、いつぐらいまでに区域の指定が行われるというところもまだ定められておりません。

【山口(初)委員】地域の活性化といたしますが、県の活力造成に向けてこのことは大事だと思いますので、ぜひしっかり取組を進めていただきたいと思います。

もう一点、これは本当に質問だけになるんですが、1,000万円以上の契約の中にマルチマテリアル3次元造形装置というのが今回ありますけれども、ざっと素人なりに考えて、異なる材料の新構造なんだろうと思うんです。これには接着技術とか軽量化の技術とかが付随してあるのかなと思うんですけれども、これは具体的にどういうもので何に使うのか、単純な質問で申し訳ないんですが、お伺いします。

【橋本工業技術センター所長】ご質問いただきましたマルチマテリアル3次元造形装置でありますけれども、これは今一般的に3Dプリンターと言っている装置でございます。従来、例えば新製品を作るための模型を作るということになる、非常に手間をかけておりました。それから、少量生産というのが今までは非常に効率が悪かったわけなんです。この3Dプリンターという装置を使うことによって、まず、プロトタイピングといたしますけれども、試作品を作るのも簡単になり、あるいは製造現場で使う部品に合わせた把持の道具とか、いろんなものが作りやすくなってまいりました。

今までは、私どものところでは樹脂だけの3Dプリンターを使っておりましたが、これがもうメーカーの方で今後部品は一切供給できないのでメンテナンスも打ち切りですというような話がありまして、それであればこれを機会に利用者の要望の多い、複数の材料を使えるような3Dプリンターに更新しようということで、このたび購入するものでございます。

これまで、例えば鋳造メーカーとか、いろん

なところが使ってくださいまして、それから、今後、さらに、例えば小規模の新しいベンチャー企業のようなところもこれを使っていただけではないかというふうに期待しているところがございます。

【山口(初)委員】 というと、具体的な使い方としては、基本設計の前の検討設計みたいな感じに使うという形になるんですか。

【橋本工業技術センター所長】 幾つかの使い方がございます。第一は、まず図面で設計をして、実際にそれが使いやすいかどうか、組み立てることもできるかとか、いろんなチェックをするためにプロトタイピングということで試作をいたします。

それから、第2の使い方としては、少量生産の場合に、今までですと、いちいち金型を作って初期コストの非常に大きいような形で作っておりましたけれども、この装置に適合するようなものについては、そういう手間なしに一品生産のような形で作ることができるというものでございます。ただ、まだ現在、強度が必ずしも万全ではありませんので、使い道というのをうまく選びながら使っていくということになります。

【山口(初)委員】 大体わかったような感じがです。わかりました。

具体的には、この機械装置そのものはどこに設置するんですか。

【橋本工業技術センター所長】 私どものセンターの2階にデザイン研究室というところがあります。これまでもそこに設置して利用者に使っていただいておりますけれども、新しい装置をリプレースするという形で同じ部屋で使っていくようにしたいと思います。ただ、過渡期は、今までの装置を使いたいという利用者もあるか

と思いますので、しばらくは併存するような形になると思います。

【山口(初)委員】 せっかくなので導入されると思いますので、有効に使って新しい技術をどんどん長崎県としても開発していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【久保田委員長】 ほかに所管事務一般についての質問はありませんか。

【吉村委員】 今で山口(初)委員、すみません、大変丁寧な答弁で関心するんじゃないけど、肝心なところがちょこっと抜けて、なんかもやもやするので。

マルチマテリアルだけなのか、マテリアルとはどんなマテリアルかというのをまず説明をしてもらわんと、今までは樹脂だけだったけど、樹脂以外のこともできるんじゃないだろう、材質、材料。それから、これを使うに当たっては、利用料とか何かというのはこれまでどおりなのかどうかというところの2点をお聞かせください。

【橋本工業技術センター所長】 材料でございますが、私の先ほどの説明が間違っておりまして、樹脂は樹脂なんですけど、幾つかの樹脂を組み合わせると使えるという装置になっております。具体的には、透明な樹脂、それから強度のあるABS材料、それから、今までですと色がつけにくかったんですが、3色のカラーをつけることができるという装置になっております。

それで、利用料金でございますが、今、手元に資料がありませんので、実際にこの供用が始まりますのはこの後でございますので、現在、導入の費用ですとか、それから様々なコストを計算して、これから料金を設定するところがございます。

【吉村委員】 わかりました。よろしくお願いし

ます。できたら、後でその利用料金表とか、ほかの機械も併せて参考に見てみたいので、資料で出していただければと思います。

それと、先ほどの質問を聞きよって、倒産件数のところやけど、この答弁で年間50件未満で例年並みと判断するという大まかな言葉があったんじゃけど、それについて、見方としては長崎県内の倒産件数というのはそう変わりはなく、増える要素はないんだと見ているのかどうか、もう一回お知らせいただきたいと思います。

【吉田経営支援課長】倒産につきましては、件数で私は申し上げましたけれども、その中身でありますとか、あるいはその倒産がほかの企業の経済活動等に与える影響、そういったところも総合的に判断する必要があると思っております。

先ほどは、件数について例年と同じぐらいの水準で推移しているということをお願いしましたけれども、かねてから、いろんな大手信用調査機関とかも予断を許さないというふうな表現がなされております。今回も、新聞記事にも「既に返済がスタートしている企業もあり、資金繰りの悪化で、今後、倒産、廃業を選択する企業が増える可能性もある」というコメントですとか、やはり足腰の弱い企業を中心に廃業や倒産する企業が徐々に増加するのではないかというコメントも出ております。

我々も、今、数字は少ないから安心ですということを決して申し上げているのではなくて、しっかりと金融機関や商工団体に状況を聞きながら、資金面等で対策が打てる分についてはしっかり構えていきたいと考えております。

【吉村委員】そこまで言うておけばよかったんじゃけど、そこが抜けとったもんだから。

ここに帝国データバンクの資料があるんやけ

ど、「コロナ禍で倒産が大幅減、歴史的低水準」と書いてあるわけよ。でも、その後に「倒産リスクはリーマン並み」と。「破綻懸念企業は全国30万社の可能性」と。これは帝国データバンクが調べた資料だけんか、いわゆる法人。個人とかなんか入っとらんわけよね。だから、そういうのを入れると、この長崎県内の今後の動きは注視しておかんと、やっぱりなかなか厳しいと。

先ほどから、今度、国の新年度予算でまた手当てをするというような、さっきの250万円とかという話が出よったけど、そういうことでもこ入れがぐっとなされると、ある程度持ちこたえるのかなと思うけど、もうこの資料でいくと、2015年、有利子負債、月商倍率が4.4倍だったのよ。それが今、2020年度は5.41倍に増えとるわけ。だから、これを見ると、今時点で倒産はしとらんけど、もう足が一步かかるとるといようなところが増えとるとい話になるわけよね。

なんで今までその倒産がないかということ、いわゆるコロナ関連の資金供給、これによってやっぱり助かったということで、利子がゼロとか、支払いを2年間ぐらい猶予するとか、日銀のコロナの資金繰り対策、コロナオペというのを初めて見たけれども、コロナのオペなのかわかんけど。そういうので今はもっているけど、破綻懸念企業の割合というのは7.5%ぐらいに上がってきとると。これがやっぱり実情だろうと思うので、そこら辺、もっと注視をして県内の経済状況というのをつかんどってもらいたいと思いますので、よろしく願います。

それから、SSKですけれども、このSSKを支援せんばいかんと、こう言葉では書いてあるけど、実際具体的に再就職ぐらいしか字が出

てこんのよね。国が造船業界に対策をやるとういう話を耳にしたり、記事で見たりしたんだけど、そこら辺、何か県として把握をされておりますか。

【末續企業振興課長】ただいま、吉村委員からご質問がございました。まず、国の方の支援の状況でございますけれども、造船の基盤強化に向けて法改正をやらせて、いわゆる基盤計画を認定するという、認定された企業には金融支援であるとか、様々な支援があるという制度を国が設けていらっしゃると思います。

県内からは、今ご質問がありました佐世保重工業も名村造船と同じグループとして、名村造船が今計画を上げられて認定をされたということがホームページ上で公表されておりました。

ただ、今の国の支援の予算を見ますと、例えば環境対応の技術開発であるとか、成長分野に向かっていくような取組については補助支援があるんですが、例えば佐世保重工業のように少し縮小するような動きの中で支援するような補助支援メニューというのは実はございませんで、我々としても、そこは国土交通省の方になりますけれども、そういった実情も具体的にご説明して、今後の国のご支援等も検討いただくようお願いを、私自身が今月国交省に参りましてお願いをする予定にしております。

【吉村委員】そういう予定があれば、なおさらよかったので頑張ってやってきてくださいよ。韓国とか中国に日本の造船が負けたのは、韓国、中国は国が直接船主に貸し付けをやって、低利で融資するから自分のところで船を造ってくださいと。そういうことを日本はしなかったからだんだん負けていったんじゃない。だから、国が遅ればせながらそういう制度を創設しようという流れの中にあるんだろうと思います。だから、

この大きな造船所を2つも抱える長崎県としては、そういうのを国に積極的に申し入れをして実現していくということをやっていただきたいと思います。そういうのが再雇用ばかりじゃなくて、造船所自体の経営が安定していくところへの手だてもしていただきたいと思いますので。

SSKの支援の中にこの「ふくおかクリエイト株式会社」という文字が出てくるんじゃない。ここの親会社は福岡造船。それで、これが2018年、2004年に長栄造船という長崎にあった造船所を買収して長崎工場というのを造っとる。そして、2018年に渡辺造船の株を100%購入して、もう自分の会社にした。そういうので、長崎とも縁が深い会社みたいなんじゃないけど、福岡造船というのは、SSKは、結局名村のグループ傘下に入ってしまって、今度はこのふくおかクリエイト株式会社が来て、これは福岡の会社やけど、もうばらばらになるんじゃないかと心配がよぎるわけよね。そうならないように長崎県の地場の造船所という、そこら辺をしっかりとビジョンを描いてバックアップをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、どれかの報告書に燃料電池船、これをこの前から言いよったので、最終的に確認させていただきませうけど、これを五島沖の洋上風力発電所の事業者へ譲与すると。譲与という意味はどういうことかなと思うんじゃないけど。それとこの譲与する時にどういう両者での話し合いというか、まず、譲与となった理由、ここから聞かせてください。

【黒島新産業創造課企画監】燃料電池船の譲与につきましては、これまで平成28年度に環境省から県が無償譲渡を受けまして、船舶のデータ取得等を目的といたしまして運航を行ってまい

っておりました。

その後、五島市内において保管をしておりましたが、なかなかその活用、運航につきまして特殊な運航の方法が必要ということで、活用ができていなかったというところをごさいます、これまで五島市を中心といたしまして譲渡の協議等を行ってまいっておりました。

今年度、環境省と五島市を含め協議を行ってまいりまして、環境省から県が無償譲渡を受けておりますが、改めて県が譲与する場合につきましては、無償譲渡であり、なおかつ公益性があるもの、また、環境省といたしましては、燃料電池船の特殊性から、その運航に当たって事故等がないようにしっかり運航ができる者に譲与をしていただきたいというお話がございまして、県と環境省、そして製造を行いました戸田建設、また五島市等を含めて協議を行ってまいってございました。

その際、この戸田建設が100%子会社としております五島の洋上風力発電を運用しております五島フローティングウィンドパワー合同株式会社から、譲与を受けたいというお話がございまして、環境省と県の方で協議をいたしまして、この五島フローティングウィンドパワー合同会社へ無償で譲与を行ったというところがございます。

【吉村委員】環境省も入っておるので、長崎県が譲渡を受けたとはいえ、そこら辺の影響力はまだ残っておるといのが今の話でわかって、なので無償で譲渡するんじゃけど、その後の例えば公益性とか、ここにいると、まだ研究開発材料とするとか書いてあるんじゃけど、具体的にそこら辺、何か文書で取り交わすとか、きちっとした形で残すということはしてありますか。

【黒島新産業創造課企画監】この活用につきましては、この五島フローティングウィンドパワー、譲与先につきましては、現在五島市にございます洋上風力発電、1基建ってございますが、そちらの方の管理をなさっております。その視察等について活用したいということでございまして、今後、五島におきましては、今建っているものと別に8基洋上風力が新たに建ちましてウインドファームができ上がるということで、今後、さらに視察に来られる方が増えるというところもございまして、そうしたところに活用いただけたらと考えてございまして。

また、この燃料電池船につきましては、漁船型の燃料電池船としまして、日本で初めての燃料電池船でございます。今後、カーボンニュートラルの研究等も進む中、この研究や実証、そういったものにも活用したいというところございまして、我々としても商用として使われるものではなく、あくまで公益の高いものに活用されるということを伺ってございまして。

したがって、そうしたところから今回譲与を決めさせていただいたところでございます。

また、補足でございますが、これまで、私どもとしまして、ぜひ県内で活用いただきたいということを考えておりましたので、五島市の洋上風力発電の視察等を中心で使われるということでございまして、五島市内で引き続き保管をされて使われるということも伺っております。また、譲与につきましては、五島市にも意見をお伺いしたところ、五島市といたしまして、カーボンニュートラルについて市全体で取組を進めていく中において、この燃料電池船が五島市内で活用されることについては、そうしたPR効果も非常に高まるというご意見を頂戴したところでございまして。

【吉村委員】だから、そういうのを何かの形に残るものとして残しているかというのを、どうですか。

【黒島新産業創造課企画監】使用目的につきましては、先ほど私がお説明させていただいたところ、物品の譲与の契約書の中にも記載しておりますし、譲与申請書の中にも相手方から記載をされているというところでございます。

また、公益性のところにつきましては、今後3年間、活用実績の報告をいただいて、公益性がしっかりあるものについて活用されたかというのを確認をするようにしております。

【吉村委員】これは水素をつくらんといかんけんね。現状、今からどうやって水素をつくるのかなと思うけど、そこら辺はクリアできとるのかな。いかがですか。

【黒島新産業創造課企画監】水素の製造につきましては、具体的に今後どういった形でしていくかというところは、私どもも承知していないところでございますが、今後、五島市を含め3者でお話をさせていただく時に確認をしたいと思っております。

【吉村委員】 よろしく願いしておきます。

あと、企業誘致特別強化対策事業、それから市町営工業団地整備支援事業というのが18ページにあるけど、この2つは同じとは言わんけど、似たような感じのところではある事業やろうと思うんじゃけど、企業誘致の特別強化対策事業ということで、現状を維持しますとなっております。本県の強みを活かした効果的な立地提案などを通して、積極的な企業誘致に取り組むと。「本県の強みを活かした」と書いてあるんじゃけど、隣の事業内容も「見直しを含む本県の強みを活かした効果的な」と、同じ文章なんじゃけど、この「本県の強みを活かした効果

的な立地提案」というところをちょっとお知らせいただければと思います。

【香月企業振興課企画監】本県の強みを活かした企業誘致がどういったものかというお尋ねでございますが、一般的に、企業にとっては受注者、発注者との関係がありますので、事業をまず継続させないといけないということで、非常に災害リスクに対するBCPの対応力というのを強化したいというお考えをお持ちなので、例えば長崎県の災害リスクの低さというようなものがBCPの適地というふうなPRをさせていただいたり、分野によって、特に今はコロナ禍において、長崎大学の感染症に対する知見というのが強みになるということで、これは我々長崎県特有なものということで特に力を入れて取り組んでいきたいと思う中で、医療関連だとそういったものをPRしながら誘致活動をしております。

【吉村委員】今聞かせていただき、ちょっと後付けっぽいところもあるなと思いましたが。

工業団地の部分で「競争力のある工業団地の整備」というのはどういう整備ですか。

【香月企業振興課企画監】もともと工業団地の整備につきましては市町が主体となって整備をしておりまして、我々は分譲収入で賄えない部分の一部を支援しているという中で、やはり進出する企業、業種によって求められるインフラの条件というのは様々異なるところではあるんですけども、例えばインターまでの距離とか、面積なり、インフラだと水の問題ですね、そういったものを備えた場所、競争力というのをいかに確保していくかというものが重要でございます。そういった視点を持って引き続き市町と連携して工業用地の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

【吉村委員】最後にしますが、ちょうど今、水の話が出てきました。ここの事業内容の方では「工業用水道の整備」と書いてあるわけよね。県北の方は、なかなか、何回も何十回も話すように水がないところ、佐世保市は特に。そこで工業団地を造っても、水がなければ競争力のある工業団地の造成になるのかというところがあるので、やっぱりここは石木ダムの早期完成というのがどうしてもポイントになってくるわけよ。だから、これを土木部だけに任せてやっとなるわけじゃなかろうと思うけど、これはもう全庁的に取り組むテーマとして、マターとして、いわゆる水の確保、これがないと団地だけ造っても限定されてしまうでしょう。だから、そういう意味で連携をとって進めるようにやっていただきたいと思います。最後に部長、どうですか、その石木ダムについて。

【廣田産業労働部長】企業誘致にかかります工業団地の造成のご質問でございますけれども、工業団地、いろいろな立地環境というのがございます。先ほどからご意見がありますように工業用水の問題、この工業用水ということになりますと、半導体でありますとか、医療関連でありますとか、そういったものが必要となる業種かと思っております。

ただ、工業用水が全てではございませんので、水をあまり使わない業種というのもございますので、水の確保が困難な工業団地についてはそういった業種を誘致するという対応しているところでございます。

それで、土木部との連携というお話がございましたけれども、私どもとしましても、工業団地を造るに当たりましては、道路インフラの問題でありますとか、先ほど申されるような工業用水の問題、様々な問題がございます。それは

私ども産業労働部だけでは解決できない問題ということで認識しておりまして、土木部とも常常協議を重ねているところでございます。

そして、この連携を深めたいという思いがございまして、去る1か月ほど前に、土木部長と私含めまして、関係課長で協議をもったところでございます。それで、それぞれの課題の共有でありますとか、そういったことをやって、それをどう対応していくかという協議を行ったところでございますので、今後もそういった協議を密に行いまして、課題解決に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【吉村委員】水だけではなくてと、いろんな要素があると部長は言ったけど、いろんな要素を全部包含しとかんと、やっぱりそこは競争力のある工業団地とはならんと私は思うわけよ。だから、やっぱり水を使わん企業というのはない、全然使わん企業とかはないんだけんか、やっぱりそこは注力して今後とも取組を進めていただきたいと思います。

以上です。

【久保田委員長】ここでしばらく休憩いたします。

2時40分から再開します。

午後 2分26分 休憩

午後 2時40分 再開

【久保田委員長】再開いたします。

休憩前に引き続き、所管事務一般についての質問を行います。

質問はございませんか。

【山口(経)副委員長】企業誘致について質問させていただきます。先ほど、吉村委員からもありましたので、なるだけかぶらないようにしたいと思います。

今回の議案外の報告の中にも2件の企業誘致について報告がっております。見るところ、順調に推移しているようではございますけれども、雇用の場の確保とか、県内企業とのマッチングとか、そういうことにおいても成果が出ているようでありまして、評価をしたいと思っております。

そこで、まず、近年における誘致の実績、製造業とオフィス系に分けて、それぞれご説明いただければと思っております。

【香月企業振興課企画監】近年における実績についてでございますが、昨年度までを期間として総合計画の中で取り組んだ実績についてご説明させていただければと思っております。

平成28年から令和2年まで5か年間で2,700人という雇用創出の目標を掲げて誘致に取り組んでまいりまして、結果50件の誘致が実現し、4,070人の雇用創出ということにつながっております。

オフィス系が全体の4分の3、75%に当たる3,090人です。製造系が980人という内訳になってございます。

【山口(経)副委員長】企業誘致とすれば、やはり他県との競争ということで、先ほど吉村委員から本県の強みをどう活かしていくんだという質問がございまして、その強みを最終的に経営陣までアピールしないとなかなか届かないんじゃないかと思っております。最終的にはトップセールスが必要かと思うんですけれども、その強みをどう表現しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

【香月企業振興課企画監】何を強みにというようなところ、先ほどBCPの適地ということを申し上げましたが、併せて県内の大学等で育成されている人材のお話ですとか、関連分野の例えば大学の先生なんかと面談をしていただいて、

共同研究のことを併せてご検討いただいたり、進出して連携してものづくりを進めていくうえで必要となる県内企業なんかご紹介をしながら企業誘致を働きかけてございまして、その中でタイミングを見て、トップセールスなども含めて誘致活動を行っている状況でございます。

【山口(経)副委員長】県内企業との結びつきというのが非常に長崎県内の経済にとっても大事なこと、発展に欠かせないというふうに思うわけではございますけれども、引き続き、誘致するだけではなくて、ビジネスマッチングといいますか、そういった方面の支援もしてほしいわけではございますけれども、現在、誘致企業と県内企業が連携をしている好事例についてお示しをいただければと思っております。

【香月企業振興課企画監】連携の事例ということでございまして、医療関連分野の事例をご紹介させていただければと思っております。医薬品の製造装置関連の誘致企業と県内企業が連携してものづくりを進めております。県内企業の金属加工の技術力を活かしてということではございますが、誘致企業のアドバイスをもとに、さらに県内企業の方が技術力を高められて、新しい取引に発展しまして、その結果、県内企業は工場を新たに新設するという動きにつながった事例ですとか、先ほど、今日の委員会の中でも部長からご説明がございましたが、SCSKニアショアシステムズという企業がございまして、ここは車に搭載する車載システムの開発などを行うんですけれども、進出を検討いただく段階から、もともと長崎県内の企業と連携して開発を進めたいということで、地場の情報系の会社と面談をしながら進めていただいております。来々夏頃、事務所を開設される予定なんですけれども、引き続きビジネスマッチングを展開しながら、県

内企業と誘致企業の連携した取組が進むように努めてまいりたいと考えております。

【山口(経)副委員長】 企業誘致は、雇用の創出だけではなくて、新しい基幹産業の育成という形も非常に大事になってこようかと思うんですけども、どのような考えで製造業の誘致をこれから進めようとしているのかお聞かせください。

【香月企業振興課企画監】 製造業の誘致につきましては、やはり県内企業への波及効果が期待できる企業を誘致するという考えで誘致しております。誘致して、さらに地元の企業と連携が進むようにして、その後ビジネスマッチング等の支援を引き続き展開していくというところで取り組んでおまして、県内にサプライチェーンをつくっていくために、県内企業だけではなかなか賄えない部分を誘致企業、企業を呼んで、そこにまた県内企業が連携してつながって、県内でサプライチェーンを形成して基幹産業の育成というものにつなげていきたいという思いで取り組んでおります。

【山口(経)副委員長】 サプライチェーンということもわかるわけですがけれども、工業団地を市町で整備して、県も支援をしていくということなので、そういったところで企業の集積というか、諫早市の例で言えばソニーが、今また新しい投資を始めるとか、そういった核になる企業があって、そこからまた企業の集積が始まっていくという好循環が生まれるようなんですけれども、最後に部長、企業集積についてどのようにお考えでしょうか。

【廣田産業労働部長】 先ほどから担当企画監がご説明いたしておりますように、本県においては、長年、本県経済を支えてまいりました造船業、これが一時の勢いを失っている状況の中で、

本県経済を支える次なる基幹産業の創出ということが課題となっております。

そういった中で、基幹産業の核となる企業誘致を進めているところでございます。そういう中で、様々な施策を展開しているわけでございますけれども、今現在のところ、分野として考えておりますのが幾つかございます。

まず、世界的な需要拡大の中で、国内投資も活発であります半導体の関連する企業があるかと思えます。そしてまた、コロナ禍において国内回帰の動きが出ております医療関連、これが2つ目。そして、3つ目といたしまして、県内企業の新規参入が拡大しております航空機産業、こういったものを基幹産業に育て上げるということで鋭意取り組んでいるところでございます。

それで、先ほどから副委員長からご指摘がっておりますように、ただ、誘致企業だけでは県内経済の底上げにならないということがございますので、そこの取引関係、いわゆるサプライチェーン、そういったものを形成していくということで、誘致企業と県内企業、そういったものが相まって、それぞれの産業分野の集積につなげてまいりたいということで考えております。

先ほどからご説明しておりますように、サプライチェーンの核となる企業誘致に当たりましては、やはり工業団地の整備というものが必要になってまいりますので、そういったインフラ環境をまずやって、そして、企業誘致に当たっては、やはり県内企業に取引関係のある企業があるかということも大きな点でございます。そういったことから、地域の特性もそれぞれ踏まえながら産業集積を図って、本県の基幹産業に育てていきたいと考えているところでござい

す。

【山口(経)副委員長】新しい基幹産業を育てるという意味で過渡期にきているかと思いたすので、ぜひ先を見据えて企業誘致、あるいは県内企業の育成、そういったことに力を入れていただきたいと思いたす。

終わります。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

それでは、委員長を交代します。

【山口(経)副委員長】久保田委員長、どうぞ。

【久保田委員長】それでは、私の方から、先の一般質問で時間がなく再質問できなかったので質問します。

まず、県内の高校生の就職率ですけれども、69.9%ということで、過去最高の数字だと思いたすんです。ただ、全国順位で言うと40位、九州では4位ということで、まだまだ全国的に見れば、順位だけ見ると低い方なのかなと。

全国平均が80%ということで、長崎が約70%、この10%の差というのは縮めることができるものなのか。あるいは、この10%の差の分析をどのようにされているのかなと思いたすが、どうでしょうか。

【宮本若者定着課長】まず、全国平均が80.8%という数字でございます。今が最高で69.9%というところで、確かに10%程度差があります。

その10%の差の分析というところになりますけれども、大きくは人口に比例する高校生の数、そしてその高校生がどれくらい就職しているのか、その逆は進学ということになるんですけれども、そういった観点の見方。それから産業構造。産業構造と言っても一番わかりやすいのは、高校生一人に対してどれくらいの求人があるのかといったところになるかと思いたしております、少し全国と比較できる数字で答弁さ

せていただきたいと思いたすけれども、全国と比較できるのが1年前の分しかございませんので、令和2年3月卒業生で富山県と比較してみたいと思いたす。

富山県というのは、令和2年3月卒業生が94.3%の県内就職率、全国2位です。1位はちなみに愛知県ですけれども、富山県も地方部で長崎県と似ているかなというところもありまして、富山県との比較でいってみます。

まず、人口とか高校生の数でいきますと、長崎県の令和2年度の国勢調査の人口は約131万人でございまして、そのうち高校生が1万2,161人、その中で就職した人が3,475人、これを割り算いたしますと、28.6%の高校生が就職しているという数字になります。

その3,475人のうち、県内に就職した人が2,279人、この割り算で1年前、65.6%という数字が出てきます。

一方で富山県でございまして、富山県の令和2年国勢調査の人口は約104万人です。長崎より少ない。高校生の数は9,192人、長崎より少ない。就職した人は1,955人で長崎より少ない。ただ、この1,955人と9,192人を割り算しますと21.3%の人が就職している。逆に言うと、79%の人が進学、あるいは浪人とかも含めてなんですけれども、そういった形になっておりまして、長崎の方が28.6%で就職する割合が多いなというところはあるかと思いたす。

ちなみに、富山県で就職した1,955人のうち、県内就職が1,843人、これを割り算いたしますと94.3%になると。そういう数的なところもあるかなと。

もう一方で、産業構造といいますが、一人の高校生にどれくらいの求人票が届いているかという視点で見ると、長崎県は、いわゆる

製造業、建設業いろいろではあるんですけども、全部ひっくるめまして一人の就職を希望する高校生に対して1.45人分の求人がきております。富山県の場合が2.61人。全国の平均を見てもみますと2.53人。その中で高校生の県内就職率に影響を及ぼすであろうと言われているのは、やっぱり製造業でございまして、製造業の高校生一人に対する求人倍率を見てもみますと、長崎県は1.07人、富山県が1.96人、全国平均は1.79人ということで、高校生一人に対して求人数が違ふなというところがございます。求人倍率が高いというのは、やはり高校生の選ぶ幅が大きいというところがございます。給料だけじゃないんですけども、そこだけ見るわけじゃないんですけども、やっぱり大きな求人の中から自分に合うところを見つけやすい傾向にあるということは言えるのかなと思っております。

あと、そういった製造業の内訳の中で、やっぱりよその県の方が高いのかなというふうには見ています。

そういったことから、直ちに全国平均は8割なんですけれども、長崎の方が80%に簡単にそうなるかという、なかなかそれは難しいのかなと思っております。

そういった中で我々は現場のキャリアサポートスタッフに県内のいい求人を紹介しているというところなんですけれども、今後はやはり求人内容も企業側の努力といいますか、そこら辺も非常に重要になってまいりますので、ここについては既に企業側の方にも働きかけておりますけれども、引き続き、我々もそういった状況を説明しながら、直ちにはいかないにしても、地道に企業側の方にも話をしていく必要があるのかなと思っております。

【久保田委員長】 そうしたら、簡単に80%に

はいかないんですが、少なくとも今の70%を維持していただいて、少しでも上げていただくようにお願いします。

次に、長崎市の企業誘致でお尋ねしたいんですけども、このコロナ禍でオフィス系の需要が減っているというのを報道などで目にすることがあるんですが、今後のオフィス系の企業の誘致というのをどのように考えておられるのか、お尋ねします。

【香月企業振興課企画監】 コロナ禍にあって、例えばテレワークなどの定着で働く場所を問わないということで、必ずしも毎日毎日出勤をしなくて済むという考え方で、オフィスのあり方をいろいろと企業側が見直すといいたいまいしょうか、考え方を変えているという報道があっているのは、先ほど委員長からのご質問にあったとおりなんですけど、そうした中で、これまで企業が間接部門といいたいまいしょうか、人事とか経理とか、そういう事業所を運営していくために必要となる事務の部分はどうするのかということで、これまで社内で行っていたものが、テレワークを通して、必ずしも会社でやらなくてもいいという見立てで、地方にそういった事務の代行をするような企業、通称B P サービスという言葉方をしますが、そういったところへのアウトソーシングの流れは加速しておりまして、今、県内にもB P O関連の企業が立地して、現にさらなる規模拡大という動きも出てきているような状況でございます。

我々としては、コロナが落ち着いたとしても、一旦会社の中でやらなくていいというものの中で進められているアウトソーシングの流れというのは、関係企業の方にお聞きしても、需要はまだまだ続くというようなご意見も伺っていますので、こういったところも含めてオフィス系

企業の需要というのは引き続きあるということで力を入れて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【久保田委員長】今の答弁で、オフィス系の需要が減っていると。主に都会の方だと思んですが、その分外注というか、それで地方に流れてくる傾向もあるというふうに理解してよろしいですね。わかりました。

今度、コロナ禍での働き方というのも大分変わってきていると思うんですが、県庁も変わっていると思うんですが、民間企業がどれくらい変わっているのかという現状を把握しているのであれば教えていただければと思います。

【井内雇用労働政策課長】今の誘致の答弁の中にもございましたが、働き方として、目に見える形でどこが変わったかと言われると、まず、テレワークというものが一般に普及をしたというところが最も変わったところかなと考えております。

昨年度、テレワークの導入ということで一躍脚光を浴びまして、当初は感染症対策の緊急的な措置として在宅という形でのテレワークが主流であったんですが、今はそれにとどまらず、会議や商談など、幅広く活用できるものだと、そのあたりで働き方が変わっているということであるかと考えております。

【久保田委員長】現状、わかりました。

アフターコロナとなった場合、アフターコロナも働き方というのは変わってくると思うんですが、どのように変わっていくと考えておられますか。

【井内雇用労働政策課長】先ほどのテレワークの面でご説明をさしあげますと、我々が働き方改革を推進するうえで、例えば今年度ですが、魅力ある職場づくりの研修会というものを複数

回各地でやっております。その中でテレワークを紹介して、このテレワークを導入することが魅力ある職場づくりにつながるんだという、そういう面での普及も図っていこうと考えております。あと、社内の環境整備については、社会保険労務士アドバイザーを各社に派遣をすることで、そういう支援というものもしていきたいと考えております。

このテレワークというものは、今後、コロナが完全に収束しても、完全になくなるものではないと考えております。かといって、テレワークで全て完結するものでもないと考えております。テレワークとリアルのハイブリッドと申しますか、いいとこどりで、そういう働き方というものが今後出てくるのではないかと考えております。

【久保田委員長】コロナが終わったからといって、もとどおりの働き方に戻るのではなくて、この間に発見した新しい働き方とか、気づいた働き方を導入して、それが定着していくというふうになっていくという答弁に聞こえました。ありがとうございます。

最後に食品開発支援センターですが、先般、当委員会でも視察に行っており、新しく商品化されたり、またいろんな立派な機械もあって、今後、ああいうのを活用してどんどん県内の食品、あるいは企業の振興をしていかないといけないと思うんですが、今後の取組はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

【橋本工業技術センター所長】先日ご視察いただきまして、どうもありがとうございました。

これまでも工業技術センター、それから農林技術開発センターで、それぞれ食品開発というのはある程度やっていたんですが、今までは連携が弱かったということがあります。

次年度に向けて、2つの項目について申し上げたいと思います。

一つは、今までちょっとつながりの弱かった、全庁的な食品事業者の支援というのを、今年からももう既に始めておりますけれども、これは引き続きやっていきたいと思っております。

我々にできるのは、技術の部分だけの支援になります。今の世の中、生産者がいいと思っても、なかなかそれだけでは売れませんので、本当に消費者の方がこれがいいと思ってくださるものを作らないと作っただけで終わってしまいます。このために、我々としては、外部の専門家に委嘱をしまして、例えば県内で売るのが、大消費地で売るのが、それから自家で消費してもらうのか、あるいはお進物にするのかとか、それから若い人に買ってもらうのか、お年寄りに買ってもらうのかというような分析から始めて、商品の考え方をつくったうえで、私どものセンターで試作をし、それから性状を分析し、さらに県外のマーケットに出していくことを積極的に進めるというふうにしたいと思っております。

このために、我々のセンターと、それから産業労働部の中では企業振興課とがタイアップしまして、一緒に情報交換をしたり、あるいは企業振興課のテストマーケティングとか、商談会参加等のサービスを利用させていただいております。

産業労働部に限定せず、さらに農林部の農産加工流通課、文化観光国際部の物産ブランド推進課、それから、材料によっては総合水産試験場のご協力を得るような形で、スタートから出口まで一貫してご支援できるように続けていきたいと思っております。

今年に関しては、コロナで困っておられる事

業者が多いので、もちろんいろんな事業者のご支援をするんですが、特にレストラン、料亭等に、そちらの味を冷凍食品、あるいはレトルト食品にしませんかというようなチラシをつくってお配りをして、何件かご試作をいただいて、その中から製品化までたどり着きそうなものが上がってきているところです。

来年については、我々の期待としてはアフターコロナで来県者が増える、あるいは新幹線開業によって来県者が増えるということを今考えておりまして、そういうお客さんに向けての土産物の新規のもの、あるいは既存商品のブラッシュアップということを来年の一つの取組として考えているところでございます。

【久保田委員長】 実際、私も見て、ほかの委員も立派な建物だというのは思っていらっしゃると思います。ただ、県民の皆さん方がこの建物の存在を知らない方もいらっしゃいますので、ぜひ周知をしていただいて活用して、本県の活性化にもつながっていくと思いますので、ぜひとも周知の方を要望して私の質問を終わります。

【山口(経)副委員長】 委員長を交代します。

【久保田委員長】 ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3分 8分 休憩

午後 3時11分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時12分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月10日

自 午前10時 0分
至 午後 2時55分
於 委員会室 4

農業経営課長 溝口 聖 君
農産園芸課長 清水 治弥 君
農産加工流通課長 長門 潤 君
畜産課長 山形 雅宏 君
農村整備課長 土井 幸寿 君
諫早湾干拓課長 安達 有生 君
林政課長 永田 明広 君
森林整備室長 高橋 祐一 君
農林技術開発センター所長 中村 功 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 久保田将誠 君
副委員長(副会長) 山口 経正 君
委 員 溝口英美雄 君
" 瀬川 光之 君
" 外間 雅広 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 川崎 祥司 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 堤 典子 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【久保田委員長】おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第142号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。

そして、委員会再開後、第142号議案について討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】それでは、そのように進めさせていただきます。

【久保田分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長 綾香 直芳 君
農 林 部 次 長 吉田 弘毅 君
農 林 部 次 長 渋谷 隆秀 君
農 林 部 参 事 監 鈴木 豊志 君
(農村整備事業・諫早湾干拓担当)
農 政 課 長 小畑 英二 君
農 政 課 企 画 監 一丸 禎樹 君
(スマート農業・技術普及担当)
団体検査指導室長 村岡 彰信 君
農山村振興課長 村木 満宏 君

農林部長より、予算議案及び第142号議案について説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】おはようございます。

私の方から、農林部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、合計11億88万円の増、歳出予算は、合計16億5,616万1,000円の増となっております。

まず、歳入予算についてご説明いたします。

（分担金及び負担金について）

自然災害防止費に係る負担金の増の伴い、分担金及び負担金9,700万円の増を計上いたしております。

2ページをお開きください。

（国庫支出金について）

山地治山費、緊急治山費、林業施設災害復旧費に係る国庫負担金及び国庫補助金の増、職員給与費に係る国庫負担金及び国庫補助金の増に伴い、国庫支出金10億583万8,000円の増を計上いたしております。

（諸収入について）

職員給与費に係る受託事業収入の減に伴い、諸収入195万8,000円の減を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

（令和3年8月の大雨による被災への対応について）

令和3年8月の大雨により被災した、荒廃山地、林道施設の復旧に要する経費として、山地治山

費8,400万円の増、緊急治山費7億8,876万3,000円の増、自然災害防止費3億3,923万6,000円の増、林業施設災害復旧費4億5,800万円の増を計上いたしております。

2ページの終わりから3ページにかけてをご覧ください。

（価格安定対策費について）

野菜価格安定対策事業の生産者補給金に係る補助金の再造成額（県負担分）が、当初予算計上額を上回る見込みのため、不足額の補正に要する経費として、価格安定対策費2,390万円の増を計上いたしております。

（職員給与費について）

農林部職員の給与費について、既定予算の過不足の調整として、合計3,773万8,000円の減を計上いたしております。

（繰越明許費について）

繰越明許費については、国の交付決定の遅れや計画、設計及び工法の変更による工事の遅延等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

4ページをお開きください。

（債務負担行為について）

長崎県民の森管理運営負担金に係る令和4年度から令和8年度までに要する経費として、3億904万5,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、農産園芸課長より補足説明をお願いいたします。

【清水農産園芸課長】おはようございます。

11月補正予算、野菜生産出荷安定対策費につ

いてご説明します。

補足説明資料「令和3年度11月補正予算計上事業一覧」をご覧ください。

1ページの野菜生産出荷安定対策費に2,390万円を計上しております。具体的な内容につきましては、2ページをご覧ください。

本事業は、野菜の価格が著しく低落した場合に、国・県・生産者が積み立てた資金から、生産者に補給金を交付することで、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、もって野菜の生産及び出荷の安定を図るものです。

これは、野菜生産出荷安定法という法律に基づき行われており、資金を積み立てる際の県の負担金は義務負担となっております。

この資金につきまして、昨年の冬から今年の春にかけてレタスやだいこんの価格が大幅に下落し、補給金の交付額が増加したことにより、県の負担金が当初予算を約1,700万円上回ることとなりました。

また、本年4月に国が公表した補償基準額の改定により、冬にんじんや冬レタスの積立単価が上昇したこと、さらには、春夏にんじん、冬にんじん、冬レタスにかかる令和3年度分の加入数量が増加したことにより、県の負担金が、当初予算を約690万円上回ることとなりました。

その結果として、不足することとなった令和3年度の県の負担金計2,390万円について、補正予算に計上したものです。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、森林整備室長より補足説明をお願いいたします。

【高橋森林整備室長】続きまして、森林整備室関係事業につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。

説明資料の3～5ページをご覧ください。

資料記載分が、今回、補正予算で計上している森林整備室分の事業及び一覧でございます。

いずれも本年8月の大雨により被災した荒廃山地や地すべり箇所、林道施設の復旧を行うものでございます。

6ページをご覧ください。

復旧治山費でございます。写真は、南島原市深江町内野地区でございます。

山腹斜面の崩壊した土砂が国道57号線上方の溪流に堆積しておりまして、降雨によって、下流の深江川へ流出するおそれがあるため、国の補助事業により、県営で土留工等の設置を実施するものでございます。復旧治山費として8,400万円を計上しております。

7ページをご覧ください。

災害関連緊急治山費でございます。写真は、小浜町小地獄地区です。

崩壊した土砂が直下の人家や宿泊施設、市道に流下し、人家全壊2戸、死者3名等の被害が発生した場所でございます。

斜面には不安定な土砂が残っており、再崩壊の危険があるため、国の補助事業により県営で法枠工等の設置を実施するものでございます。

災害関連緊急治山費は、このほかに3か所、合計4か所、5億2,999万5,000円を計上しております。

8ページをご覧ください。

災害関連緊急地すべり防止費でございます。写真は、南島原市南有馬町大抜地区でございます。

大抜地区地すべり防止区域で発生した地すべりによりまして、農地や市道が被災した箇所でございます。地すべり地内には、依然として不安定な状態で土塊が残っておりまして、土砂の

流出により、下流の集落等へ被害を及ぼすおそれがあるため、国の補助事業により、県営でアンカー工等の設置を実施するものでございます。

災害関連地すべり費は、このほかにも1か所、合計2か所、2億5,876万8,000円を計上いたしております。

9ページをご覧ください。

県営自然災害防止事業です。写真は、東彼杵郡波佐見町岳辺田地区でございます。

崩壊した土砂により直下の家屋等が被災した箇所でございます。斜面には不安定な土塊が残っておりまして、再崩壊のおそれがあるため、土留工等の設置を行うものです。

県営自然災害防止事業は、このほかにも7か所、合計8か所、3億3,923万6,000円を計上いたしております。

10ページをご覧ください。

3年災害復旧費でございます。これは、被災した林道施設を従前の機能に回復させるため、復旧事業を行うものでございます。写真は、西海市西彼杵半島線です。

林道の法面及び路体が崩壊したため、国の災害復旧事業で西海市が施工主体となり、林道施設の復旧を実施するものでございます。

このほかにも、今回の補正予算によりまして、6市町10路線、17か所、合計11路線、19か所の被災した林道施設を復旧するため、4億5,800万円を計上いたしております。

以上、森林整備室分として16億6,999万9,000円を補正予算に計上いたしております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、農政課長より補足説明をお願いいたします。

【小畑農政課長】おはようございます。

私の方から、農林部関係の繰越明許費についてご説明いたします。

お手元にお配りしております補足説明資料「繰越事業理由別調書」の1ページをお開きください。

今回、計上しておりますのは、表の右から2つ目の項目、今回計上欄に記載のとおりであり、一番下の合計で35件、23億6,957万3,000円となっております。

9月定例会にて承認いただきました額と合わせますと、57件、35億3,203万1,000円となっております。

繰越理由といたしましては、表の上段にあります、事業決定の遅れによるものが18件、13億4,321万1,000円でございます。これは主に災害関連緊急治山費や災害関連緊急地すべり防止費等において、本年8月の大雨により被災した荒廃山地や地すべり箇所の復旧に当たり、国の事業決定後の着手となり、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

次に、計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが4件、5億7,107万7,000円でございます。これは主に農業大学校施設整備費において、ウッドショックの影響により木材の確保が困難となり、設計の見直し等を行う必要が生じたことから、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

次に、地元との調整に日時を要したものが2件、5,565万円でございます。これは主に復旧治山費において先行工事にかかる仮設道の復旧について、土地所有者との調整に不測の日数を要し、連続して施工する当工事の着手が遅れたことから、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

次に、用地補償交渉の遅れによるものが1件、6,420万円でございます。これは基幹水利施設ストックマネジメント事業において、用地の借地契約に当たり、登記名義人死亡により相続調査に不測の日数を要したことから、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

次に、その他の理由によるものが10件、3億3,543万5,000円でございます。これは主に担い手育成畑地帯総合農地整備事業や復旧治山費等において入札の不調・不落により、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

また、2ページから5ページに事業別内訳といたしまして、繰越箇所、事業内容等をまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向け、最大限努力してまいりたいと存じます。以上でございます。

【綾香農林部長】先ほどの私からの議案の説明に加えまして、第142号議案についてご説明を追加させていただきます。

農水経済委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎県民の森条例に基づき、「長崎県民の森」の管理運営を行う指定管理者を公募した結果、1者から申請があり、学識経験者等6名の委員会からなる指定管理者選定委員会において、書類審査、応募者からのプレゼンテーション、質疑応答等による選考結果を踏まえ、一般社団法人長崎県林業コンサルタントを指定管理者として指定しようとするものであります。以上でございます。

【久保田分科会長】次に、林政課長より補足説明をお願いいたします。

【永田林政課長】私の方から、「長崎県民の森」指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。

資料は、令和3年11月定例県議会農水経済委員会補足説明資料「公の施設の指定管理者の指定について（長崎県民の森）」でございます。

本案件は、長崎県民の森の指定管理者の指定期間が令和3年度をもって満了することから、来年度からの5か年間における指定管理者の指定について、事件議案の第142号議案として提案するとともに、予算議案として、その運営負担金の債務負担行為を計上するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

長崎県民の森は、県民に森林とのふれあいの場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに森林愛護精神の高揚を図ることを目的としており、長崎市、西海市にまたがる382ヘクタールの広さを有し、資料に記載のとおり、各種広場やキャンプ場等を設置しております。

指定管理者候補としましては、諫早市にあります一般社団法人長崎県林業コンサルタントを候補として挙げております。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月末までの5年間でございます。

指定管理者が行う主な業務は、施設の維持管理、運営に関する業務となっております。

選定にあたっての評価の観点につきましては、県民の森の目的等を理解した上で、管理運営方針が計画されているか、森林・林業の啓発やイベント企画がなされ、利用促進につながる提案などを記載しているかどうかについて審査をい

たしました。

2ページをご覧ください。

応募・公募に当たっては、県のホームページ、県公報及び林業関係広報誌に加え、今回は指定管理者募集サイトにより周知を図った上で、7月13日から応募要領の配布を開始し、8月31日まで応募を行ったところ、1法人から応募がございました。

この応募を受け、学識経験者、運営・地域振興関係者、財務関係の専門家の6名から構成された指定管理者選定委員会において、応募者から提出された運営方針や事業計画書等の書類審査、プレゼンテーション、質疑応答を行い、評価観点を踏まえながら審査・採点した結果、一般社団法人、長崎県林業コンサルタントについて、6人の委員の平均点が、100点満点中75.5点となり、指定管理者として適当であると認められる点数となったため、候補者として選定いたしました。

選定の理由としましては、下の8に記載しておりますとおり、県民の森の管理運営に関する基本的な考え方を踏まえた取組や自主イベントの開催、また、県民に安全・安心で快適なサービスが提供できる計画等が評価できることから、県民の森を適切に運営できる能力を有していると判断したものでございます。

なお、冒頭にもご説明いたしましたが、予算議案として、指定管理期間でございます5年間分の運営負担金3億904万5,000円の債務負担行為を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第142号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。災害関連緊急治山費について、お尋ねいたします。

先ほども説明がありました雲仙の小地獄の災害なんですけど、3名の方が亡くなる大変痛ましい災害で、改めてお悔やみ申し上げたいと思います。

その下には、結局、民家が2軒ですか、さらに宿泊施設にも土砂が流れ込んで、いまだに休業状況という中において、復旧が急がれるわけですが、今後どういうふうな対策を進めていけるのか、具体的にお尋ねいたします。

【高橋森林整備室長】小地獄地区につきましては、応急対策と観測体制を整備するというところで、まず、応急対策といたしまして、土砂が流れ出さないように、大型土のうの設置を完了しております。それから、谷筋には水が下流に流れ出さないように排水管も完了しております。

それから、観測体制と避難体制を整備するというところで、亀裂が発生しております箇所、移動箇所と移動しない箇所、そこにワイヤーを張りまして、そこを観測しながら、もし異常が発生した場合には、早急な避難ができるようにということで、メールと警報機で住民の方、下方の宿泊施設、それから雲仙市、島原振興局、県庁、そういったところで連絡体制、避難体制を強化しております。

現在、当初予算を活用させていただいて、測量、それから設計を実施しておりますので、その成果を基に年度内、3月以降に崩壊した箇所の復旧工事に着手できるように進めております。

今回、災害関連緊急治山費におきましては、崩壊箇所についての国の事業採択を受けておまして、この流域全体につきましては、次年度以降、通常予算で全体の調査をしながら復旧し

ていくということで、事業を進めております。

【川崎委員】 できることはやっていただいて、大変感謝を申し上げます。ただ、いかんせん災害も大規模であり、繰越明許も説明がありましたけど、次年度に持ち越し、また、来年度予算でも検討していかなきゃいけないというご説明だったと思います。

観測体制もとっていただいているということですが、非常に不安が続くということについては、これは明らかだと思います。ぜひ、これは一刻も早く安心して住める、また、宿泊施設も利用ができる、そういった地域に仕上げたいと思います。いわゆるスピードアップを図って、何とか体制をとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、繰越明許の分で、相続に関わることで事業が遅れるという説明がありましたが、相続は、所有者不明とかそういった類いの分でしょうか。農村整備課の用地補償交渉の遅れの分です。五島三井楽地区。

【土井農村整備課長】 委員ご質問の用地補償交渉の遅れにつきましては、工事に必要な用地の借地契約に当たりまして、登記名義人が死亡しておりました。その相続調査をして、借地を契約するために、相続人を探すための、それに少し時間がかかったということで不測の日数がかかり、適正な工期の確保が困難となったために繰越しを行うものでございます。

【川崎委員】 ということは、相続をされる方は見つかったということですね。見つかったということであればいいとして、恐らくこの類いつて、今からいっぱい出てくるんじゃないかと思っていまして、日本全体の問題なんだろうと思っておりますが、国も少しこの辺は動きがあるという

ふうに思っているんですけど、長崎県として相続に関わって、行き着くまでに、事業に着手する手前の部分でめちゃくちゃ時間がかかっているわけで、このあたりについてどのような対策といたしますか、努力をなさっておられるのか、お尋ねいたします。

【土井農村整備課長】 相続が登記されていない土地がかなりの数ありますが、それについては、事業着手前に相続の調査をして、事前準備をしながら事業に着手するように心がけておりますが、今回の場合、借地だったものですから、その分が少し遅れたということになります。

基本、基盤整備とか、どの事業も一緒なんですけど、相続人をしっかり調べて、関係者を全部洗い出して契約をしていくという準備を、今、各地方機関でやっているところでございます。

【川崎委員】 全庁的な話になると思うんですけど、こういった問題は日本国中あるわけで、地方の課題というものを国に対する要望活動といたしますか、そんな動きは、県としてとられているんでしょうか。

【土井農村整備課長】 現在、もう国の方で法改正をされておまして、それにつきましては、相続の義務化とかそういうのが検討をされていまして、今後は、幾分解消していくのではないかと考えております。

【川崎委員】 相続の義務化、そうかもしれませんが、亡くなったら、そこでまたぱたっと止まるということは往々にしてあるわけで、当然、財産ですから、勝手にするということはいけないうわけで、そこは非常に壁があるということ承知しておりますが、どんどんそういったところも、実情も伝えていっていただいて、こういったことで、例えば災害に関わる事業を進めるに当たってストップするというのが、東日本大

震災の時の復興でも大分問題になったというふうに考えておりますので、そこは努力をお願いしたいと思います。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山本(由)委員】おはようございます。野菜生産出荷安定対策費のことで、数字を確認させていただきたいんです。

当初で3億1,100万円、補正で2,390万円ということで、今回2,390万円ということですけど、結局、県の負担が20%であったり、57.5%とかあるみたいですけど、今回のことによって造成額の総額、全体の総額というのは幾らになるんでしょうか。

【清水農産園芸課長】この資金につきましては、国、県、生産者が積み立てて造成をしております。その資金は、年によって変動はありますが、およそ50億円となっております、その中で県負担分が約10億円となっております。

この県負担10億円のうち、毎年の所要額、変動額等に応じた県の再造成額について、当初予算に予算を計上しているわけでありまして、それが令和3年度につきましては、当初予算で3億1,156万5,000円ということになっております。それに対して、今回、2,390万円を補正し、3億3,500万円とすることで、おおよそ県の負担分のおおよそ10億円ということで、総額からすれば、若干の修正になりますけれども、どうしても令和3年度分で県が負担しなければいけないことから、今回、補正をさせていただくということでございます。

【山本(由)委員】今、よくわかってなくてすみません。

この補給金、交付額が増加したことによってというふうな説明があるんですけども、今年度の補給金、交付額の件数と金額というのは、

【清水農産園芸課長】本年度分につきましては、今のところ10月までの交付があります。春夏にんじんを中心に、1億6,300万円が交付されているという状況です。

ただ、今回の補正につきましては、昨年冬から春にかけて、年度としては令和2年度になりますけれども、そちらで交付された冬レタスとか、秋冬だいこんでの交付額で不足した分も1,700万円ございますので、それも合わせて、今回補正をするということになります。

【山本(由)委員】ちょっと時期のずれがあるんですね。

教えていただきたかったのは、全体の生産者の中でどれくらいの方が交付を受けているのかというのをお聞きしたいんですけど、それはわかりますか。

【清水農産園芸課長】この野菜価格安定制度につきましては、現在、本県で30品目、59産地で加入をされております。これは産地の規模ですとか、あと共販、共同で出荷をしている割合等の要件を満たした産地が指定、あるいは登録されておりますが、それなりの規模で生産をしている主たる品目の主たる産地についてはカバーできているというような状況です。

【山本(由)委員】今、品目は30で、産地が59ということだったんですが、交付された人というか、影響を受けて、全体はこれくらい入ってらっしゃって、そのうちどれくらいの方が交付を受けたかとかというのはわかるんですか。

【清水農産園芸課長】申し訳ございません。手元に生産者数までの数字がございませんので、確認して、またご報告いたします。

【山本(由)委員】わかりました。後で結構です。よろしく申し上げます。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございません

か。予算議案及び第142号議案に対する質疑は、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 予算議案及び第142号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【久保田委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、農林部長より総括説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】 農林部関係の議案等についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料 農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第137号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」、第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

まず、第137号議案「長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」につき

ましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行に伴い、所用の改正をしようとするものであります。

次に、第142号議案については、先ほどご説明をしたとおりでございます。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料 農林部並びに同資料の追加1、追加2をご準備お願いいたします。

今回、ご報告をいたしますのは、令和3年度第60回農林水産祭天皇杯の受賞について、野生鳥獣による被害の状況について、県内における「ミカンコミバエ」の誘殺と防除の実施状況について、長崎四季畑の認証商品の決定について、第12回全国和牛能力共進会長崎県推進大会について、鳥インフルエンザ対策の強化について、優秀な県有種雄牛「真乃介」について、「ながさき森林環境税」について、諫早湾干拓事業の開門問題等について、令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討について、事務事業評価の実施について、研究事業評価に関する意見書について、施策評価の実施について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてであります。

そのうち主な事項について、ご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の1ページ目をお開きください。

（令和3年度第60回農林水産祭天皇杯の受賞について）

令和3年度第60回農林水産祭多角化経営部門において、大村市の「有限会社シュシュ」が、

栄えある「天皇杯」を受賞されました。

令和3年度農林水産祭では、令和2年7月から令和3年6月までに行われた農林水産祭参加行事207件において、農林水産大臣賞を受賞した345点のうち、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくりの7部門において、その性質・内容が抜群で広く社会の賞賛に値するものとして、「天皇杯」が各部門1点ずつ授与されております。

今回の「天皇杯」受賞は、農業交流施設「おおむら夢ファームシュシュ」を拠点とし、農産物直売所や加工・販売・レストラン、食育・農業体験、農家民泊、観光農園など多角的な事業展開により年間49万人を集客、積極的な商品開発と販路開拓に取り組んだことで、地域活性化や農業者の所得向上に寄与したほか、就農希望者に対する農業実習を実施することによる農業後継者の確保・育成や、社内における女性の活躍促進などに貢献していることが高く評価されたものであります。

県といたしましては、全国に通じるトップクラスの取組を県内全域へと波及させることで、本県農林業・農山村の活性化と農業者の所得向上に努めてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料（追加2）の1ページ目をお開きください。

（県内における「ミカンコミバエ」の誘殺と防除の実施状況について）

重要害虫であるミカンコミバエにつきましては、本年5月25日に初めて捕獲が確認されて以降、これまでにトラップ調査で128頭が捕獲されているほか、幼虫が侵入している寄生果実が、民家の柿等の落下果実で12件確認されております。

そのため、国や市町、関係団体と連携のうえ、

これまで延べ3,200名を動員し、雄の成虫を誘殺するテックス板を約28万枚設置したほか、8月から11月下旬にかけて有人ヘリを用いてテックス板を約20万枚散布する航空防除も併せて実施したところです。また、寄生果実が確認された地域では、住民や生産者の皆様のご協力を得ながら、100トンを超える摘果みかんなどの不要果実の処分を行い、まん延防止対策に最大限取り組んできたところです。

これらの対策の効果に加えて、ミカンコミバエは、気温13度以下では発育できないとされていることから、今後は気温の低下に伴い、収束していくものと考えておりますが、本県農業に影響を及ぼすことがないように、引き続き監視し、防除対策に取り組んでまいります。

また、今年度の取組を検証し、来年度以降、万が一捕獲が確認された場合には、より効率的・効果的にまん延防止対策が実施できるよう、国や関係機関と一体となって事前準備に努めてまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の4ページ目をお開きください。

（「ながさき森林環境税」について）

県では、平成19年度に「ながさき森林環境税」を創設し、これを財源として、「環境重視の森林づくり」と、「県民参加の森林づくり」の視点に基づいた施策に取り組んでまいりましたが、今年度をもって第3期（平成29年度から令和3年度）の事業期間及び課税期間が終了することから、令和4年度以降の取扱いの方向性を示した「「ながさき森林環境税」についての基本的な考え（案）」を取りまとめ、去る9月定例県議会においてご意見をお伺いするとともに、広く県民の皆様からご意見をいただくため、10月8日から11月8日までの32日間にわたりパブリッ

クコメントを実施し、13名から延べ14件のご意見が寄せられたところであります。

パブリックコメントの主な内容といたしましては、未整備森林解消に向けた支援の継続や主伐・再造林の推進、シカなど獣害対策への支援、森林ボランティア団体等の活動支援の拡大など、税の用途に対する提案と併せて、森林環境税の理解促進を図る取組も一層進めるべきとのご意見をいただいたところです。

県といたしましては、県議会や県民の皆様からのご意見を踏まえ、課税期間を令和4年度から5年間延長したうえで、引き続き「ながさき森林環境税」を活用して、SDGsやカーボンニュートラルなどの社会的要請に対応し、森林や里山の整備、木育の促進、県産材の利用拡大など、県民の皆様はその活用状況を発信しながら、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料（追加2）の1ページ目をお開きください。

（令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討について）

令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用権再設定等については、農業関係者の代表や法律の専門家、学識経験者等11名からなる「諫早湾干拓農地の利用権再設定等に関する検討委員会」を設置し、10月12日から12月1日までの間、計4回にわたって、「リース方式の継続の有無」、「利用権設定における審査目的の明確化」、「一次審査（スクリーニング）の徹底」、「余剰農地における審査の優先順位」などの課題についてご検討いただき、去る12月1日に報告書の素案が取りまとめられたところであります。

今後は、検討委員会からの正式な報告書の提出を受け、県及び県農業振興公社において、令

和5年度以降の利用権再設定等に向けた基本方針を今年度内に策定することとしております。

詳細につきましては、後ほど担当課長より補足説明をさせていただきます。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

なお、本日、Aサイズの資料を配付させていただいております。こちらのカラーの資料でございますけれども、こちらは、全世帯広報誌「つたえる県ながさき」の最新号12月号になりますが、全国に誇る長崎の農林業に関する特集記事であります。

この中で県内の農家、林業従事者が、若い方々も含めて頑張っておられることを県民の皆様にご紹介する内容となっておりますので、ぜひご覧いただきますよう、お願いを申し上げます。

また、12月15日水曜日、来週の水曜日からは、県政広報テレビ番組「みじかなナガサキ」においても、スマート農林業のテーマで、県内の若い農業従事者の頑張りが放送されますので、そちらも併せてご紹介をさせていただきます。以上でございます。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたが、第142号議案に対する質疑は終了しておりますので、第137号議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】討論がないようですので、こ

れをもって討論を終了いたします。

議案に対する討論が終了しましたので、採決を行います。

第137号議案及び第142号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【小畑農政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明いたします。

農水経済委員会提出資料 農林部をお手元をお願いいたします。

まず、資料の1ページをご覧ください。

補助金内示状況につきまして、令和3年9月から令和3年10月までの実績について、ご説明いたします。

直接補助金は1ページから4ページに記載の長崎県移住体験宿泊費補助金など30件でございます。

また、間接補助金は5ページから9ページに記載のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など46件であり、直接補助金と間接補助金の合計は76件でございます。

次に、資料の10ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和3年9月から令和3年10月までの実績についてご説明いたします。

まず、10ページに記載のミカンコミバエ防除

に係るテックス板の購入が2件でございます。

次に、11ページをご覧ください。

委託につきましては、11ページに記載の13件であり、12ページから21ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、22ページをご覧ください。

工事につきましては、22ページから23ページに記載の43件であり、24ページから87ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。なお、全体の件数は58件でございます。

次に、資料は飛びますけれども、88ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和3年9月から令和3年10月までの間に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに関しまして、88ページから108ページに県の対応を記載いたしております。

最後に、資料109ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましては、令和3年9月から令和3年10月までの実績は2件であり、その内容については、110ページから111ページに記載のとおりでございます。

なお、別紙といたしまして、物品管理室で実施しております集中契約のうち、農林部関係で1,000万円以上の契約案件について、参考資料として配付いたしております。

以上で説明を終わります。

【久保田委員長】 次に、諫早湾干拓課長より補足説明をお願いいたします。

【安達諫早湾干拓課長】 それでは、令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討について、補足説明をさせていただきます。

お手元の補足説明資料「令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討について」をご覧ください

ださい。

1ページをご覧ください。

諫早湾干拓農地は、平成20年に営農が開始され、5年を1期として設定している諫早湾干拓農地の利用権については、平成30年4月からの第3期の利用権の設定期間が令和5年3月までとなっており、令和5年4月からの営農者を選定するための第4期の営農者の選定を行うための県及び公社の基本方針を策定するため、去る10月12日、外部有識者による「諫早湾干拓農地の利用権再設定等に関する検討委員会」を設置して、利用権再設定等の基本方針について検討いただいているところです。

2の委員会の構成ですが、検討委員会は、日本農業経営大学の堀口校長を委員長として、農業者代表、学識経験者、金融機関、弁護士など11名で構成しております。

3の検討委員会の検討の概要です。検討委員会は、10月12日から12月1日まで全4回の検討を終えて、12月1日に報告書の素案が取りまとめられたところでございます。

その主な内容です。今回の報告書の素案の内容について、リース方式の継続の有無についての議論と、これまでの基本方針との主な相違点を中心にご説明させていただきます。

リース方式の継続の有無についてですが、第4期においてもリース方式を継続するとされております。理由は、コロナ禍にあって農産物価格の下落等の課題がある中で、営農者の資金繰りを考慮すべきこと、また、リース方式を継続してほしいという営農者の意見が多いことから、引き続きリース方式を継続するとの意見が取りまとめられております。

2ページの 利用権再設定審査の目的の明確化についてですが、審査の目的は、営農希望者

が基本方針に即しているかを確認し、経営が安定しており、リース料を確実に支払うことが見込まれるかを評価することを明文化するとの意見が取りまとめられております。

次に、スクリーニング（審査の効率化、重点化）についてですが、営農者から申請にかかる提出書類が多く、申請が煩雑なので簡素化してほしいとの要望もあり、既に公社及び県に提出されている決算資料等をもとに1次審査を行うとの意見が取りまとめられております。

次に、余剰農地における審査の優先順位についてですが、現在の第3期の期間において、解約により公社に返還された農地について、次の公募までの期間、農地を有効利用するため、入植している営農者へ暫定的に営農をしていただく期間限定貸付を行っています。公募では、原則新規参入者を優先することとしていますが、この期間限定貸付がされている場合においては、新規参入者と同等に期間限定貸付も審査することの意見が取りまとめられております。

これは期間限定貸付を受けている経営体は、その農地の営農のために機械、雇用を確保しており、継続の期待への配慮が必要であること、干拓地の営農では、農業経営力のある営農者によって安定的に継続されるべきなどの理由です。

今後のスケジュールでございます。今後、県及び公社は、検討委員会からの提言に、本日はただくご意見を踏まえ、今年度末をめどに県と公社で利用権の再設定に向けた基本方針の策定を予定しております。その後は、令和4年度前半に再設定の申出書を受け付け、また余剰農地については、令和4年度後半に公募を行い、令和5年4月利用権の設定を行う予定としております。

なお、3ページからは、検討委員会の報告書

の素案全文になっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、78、85、90、92、93、94でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

11時05分から再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時 5分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についての質問に入りますが、1人当たり20分を目安によろしく願います。

それでは、議案外について質問はございませんか。

【川崎委員】前回の委員会に続いて、有機農業の推進ということでお尋ねいたします。

今回、県政世論調査という資料を議会に配っ

ていただいておりますが、今回、有機農業をテーマに掲げていただいております。過去にも行ったというふうに伺っておりますが、過去と今回の違いについて、ご説明いただきたいと思えます。

【清水農産園芸課長】県政世論調査におきまして、有機農産物について調査を行っておりますのは、令和3年度の前が、5年前の平成28年に実施しております。

その結果といたしまして、全般的な傾向、例えば有機農産物に関心があるという県民の方が過半を占める、ですとか、その関心を持つ根拠として安全・安心、あるいは健康によいというイメージがあるということ。ただ、課題として価格が高いというようなご意見が多いと、こういう全般的な傾向については同様でございます。

ただ、今回、令和3年度の調査につきましては、性別、男女別あるいは年齢別の分析もなされている点が前回との違いでございます。

その年齢別の傾向を見ますと、有機農産物に対して安全・安心と、あるいは健康によいというイメージを持つのは、比較的高い年齢層、40代以上の年齢層の方がそういう回答が多いということに対しまして、若い年齢層、例えば20歳以下の方は環境によいといったようなイメージを持っている方が多いと、回答が多いというような傾向がっております。

【川崎委員】ありがとうございました。私も資料を拝見させていただいて、全く同じ感じを受けておりました。前回は環境の負荷というところで質問もさせていただいて、非常に環境にいいということ、おいしいとか、新鮮とか、安全とかということについては、大体皆さんわかっていらっしゃるけど、環境にいいということろまでつながるかなと思ったら、20歳未満の方

に対しては、非常に高い率で理解が進んでいるということはいずれも思っているところでございます。

この環境の負荷ということについては、9月の議会では、「閉鎖性水域が多く、また水源を地下水に頼っている地域もあることから、特に本県では、水質保全のために農業生産現場での化学肥料、農薬の低減が求められている」と、こういう答弁もいただいたところでありまして、まさにこういったところから、非常に合致した取組なんだろうというふうに思っております。

よって、20代の方は非常にありがたいなと思っておりますが、それ以上の年代の方にも、地球に優しい、環境負荷の軽減に資すると、そういったところでの啓発にもぜひお取り組みいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【清水農産園芸課長】委員ご指摘のとおり、有機農産物の市場拡大を図っていくこと、これは重要な課題と認識しておりまして、その際に、地球温暖化対策を含めた環境への負荷が軽減される、環境にいい取組だと、そういう意識を広げていくことは非常に重要な方策かと考えております。

県としましては、国が本年5月に定めました「みどりの食料システム戦略」、それに基づいて国の方でも、令和3年度補正予算及び令和4年度概算要求におきまして、みどりの食料システム戦略推進交付金というものを計上しております。

その中で、有機農業の先進的な産地づくりという取組を支援するメニューがございまして、この中では、有機農業の生産から消費まで一貫して、有機農産物の拡大を図るモデル的な先進地区づくりを進めていくこととしております。

本県におきまして、こういった予算を活用

しつつ、県内の地域で、こういった消費面まで含めた有機農業の先進産地づくりを進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。取り組みに当たって課題ということで、前回確認をした中では、やはり生産面のコストが増すということであれば、除草や長い労働時間、収量や品質が不安定であると、販売面に関しても、その生産コストの転嫁のために販売価格が高い、先ほどの県政世論調査の結果そのものだというふうに思います。

一方で、今ご説明いただいた国のみどりの食料システム戦略の交付金を利用しながら促進を図っていくということでありましたが、2050年までに、国全体とすれば、0.1%の作付面積を25%、いずれにしても高い目標なんですね。生産者だけでなく、先ほどの消費する側の意識も醸成をしていく、双方相まって、この目標に向けて取り組んでいただきたいと思うんですが、意欲ある生産者にチャレンジをする後押しをする、そういった支援ということについても、国はあるんでしょうが、県もぜひ取り組んでいただきたいなと思うんです。

視察で五島に行かせていただいて、かんしょの取組、これは本当に有機農業、オーガニックの象徴みたいな形で、いいお取り組みをされていたなと思っております。そこで生産された商品は、赤ちゃんも食するものも作っておられて、大変人気がある商品という説明をなさっておられました。

世の中、やっぱりそういうふうになってきているんだろうと思っております。そういった中でぜひチャンスを、若い生産者にもつくてあげていただきたいなと。ぜひ、そういったチャレンジをする環境づくり、そういったとこ

ろの構築をお願いしたいと思いますが、ご見解を賜ります。

【清水農産園芸課長】国のみどりの食料システム戦略の中で、有機農業につきましては、2050年までに取り組む面積を、全国で100万ヘクタールにするという意欲的な目標が掲げられています。

この目標実現に向けて、同じくこのみどりの食料システム戦略の中では、2030年までに実践技術の体系化、省力技術の開発などを進めて有機農業に取り組む農業者の底上げ、その拡大を図ること。その上で、2040年までに、農業者の多くが取り組むことができる技術体系を確立し、この2050年の目標達成に向けて取り組んでいくということとしております。

このようにイノベーションを前提として技術開発、革新的な技術開発をした上で、この意欲的な目標達成に取り組んでいくというのが、このみどりの食料システム戦略の位置づけでありますし、本県におきましても、今後、有機農業の取組を拡大していく上で、今後の技術開発、その技術の普及を通じて取組を拡大していくことが重要と考えております。

今回、みどりの食料システム戦略推進交付金の中でも、従前の慣行の栽培体系から有機栽培、あるいは特別栽培への転換を図る際の地域の取組をサポートする、そういったメニューがございまして、先ほど委員からご指摘がありました五島での取組などは、本当にうまくかんしょで有機栽培に転換していった取組だと思いますが、こういった取組を県内の各地でしっかり実証して定着させていく、そういった取組を進めていきたいと考えております。

【川崎委員】大変力強いお言葉でありました。五島の事例でいくと、耕作放棄地をどんどん取

得をしながら進めておられる。虫食い状態ということで、効率的なことについては課題もあるんですが、そういうふうに積極的に耕作放棄地というところの情報を得ながらなさっておられる、頑張っておられるなということを感じました。

そういった意味でも、部内でも横断的に、ぜひお取り組みをお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、養鶏産業についてお尋ねいたします。

鶏卵生産者の経営についてであります。国においては経営の安定対策事業というのがあるんですね。鶏卵価格が下がった場合には、価格差の補填を行う。また、さらに下がった場合は、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することで、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図るといった事業があると承知しております。

こういった中において、令和3年度予算は51億7,400万円が計上されています。これは、実は牛や豚などの他の畜産種と比べては、予算額とすると大幅に脆弱なような感じがいたします。

一方、生産価格だけ見ると、肩を並べるくらいあるわけで、日常食する大変大事な食料だというふうに思っているんですが、こういった形で予算が脆弱という感じを受けているんですけれども、鶏卵事業者の事業安定が、このような状況で図られているのか、お尋ねをいたします。

【山形畜産課長】鶏卵生産者経営安定対策事業でのお尋ねでございます。

先ほど予算については、令和3年度の予算が51億7,400万円、それに対して、例えば牛マルキンという肉用牛肥育経営安定交付金が977億円、また、豚マルキンと言いますけれども、養豚経営安定対策交付金が168億円という国の予

算になっております。それから見ると、鶏卵生産者経営安定対策事業というのは、確かに少ないというのは事実だというふうに思っています。ただ、畜種によって生産構造も異なりますので、その予算額のみで比較するというのはなかなか難しいのかなと思っております。

鶏卵については、ほかの畜種と比べまして、非常に生産サイクルが短いということ、それから、国内での自給率が97%程度ということで、ほぼ国内で賄われている。非常に大きな、企業的な経営も多くて、わずかな需給の変動が大きな価格の変動に関係してくる、つながってくるということで、過去にも、生産が過剰になると卵の値段が下がるというふうな状況がっております。

そういう性格からすると、鶏卵については、現行のこの制度が、価格差補填事業と空舎延長事業と、要は、鶏を淘汰して生産を抑えるということですけど、この二本を柱として鶏卵生産者の経営安定、それから、鶏卵の需給安定を図っているものというふうに私も理解をしております。

ただ、価格の下落が続いた場合においては、基金が枯渇ということも過去ございましたので、そういう点については、引き続き需給状況に応じて予算の確保が必要であるというふうに考えております。

【川崎委員】説明いただきましたが、この事業ですけれども、補填基準価格というの、平成28年度以降低減傾向にあるわけですし、ここはまた、今の説明とすると、また別の要素があるのかなと思いますが、これはなぜ低減傾向にあるのでしょうか。

【山形畜産課長】補填基準価格につきましては、先ほど平成28年が189円、これが令和3年度は

181円、過去を見ますと、平成23年は183円と、確かに、年によって上下しているところです。

ただ、この補填基準価格の算定根拠というのは公表されていないので、明確な理由というのとはわかりかねるんですけども、この補填基準価格というのは、鶏卵生産者経営安定対策事業の実施要領において、鶏卵の生産条件、需給事情、その他の経済状況を考慮して定めるというふうになっておりますので、毎年度、生産コストに見合っただけで再生可能な水準に設定されているものというふうに考えております。

【川崎委員】じわじわと下がっているのは、非常に気になるところでありまして、これから注視をしていきたいなと思っております。

法的な裏づけといいますか、サポート、後ろ盾といいますか、そういったところでお尋ねをしたいんですが、先ほど野菜の話もありましたけど、法律の後ろ盾があって安定化を図っていくということがありました。

一方、牛、豚などは、畜産安定法という法律があって、これも後ろ盾があります。鶏についてはないんですね。一方で、資料も以前配っていただきました、鳥インフルエンザというような脅威にもさらされている中において、後ろ盾がないというのは、こういった理由なんですか。

【山形畜産課長】なかなか難しい質問なんですけれども、養鶏に関しては、昭和35年に養鶏振興法というのもつくられてありまして、これに基づいて養鶏の振興を図っているというふうなところがあります。過去に、この養鶏振興法の中に価格安定制度も含めるべきじゃないかという議論もされたというふうには理解しております。

一方、畜産経営の安定に関する法律、畜安法

については、肉用牛、肉豚、それから加工原料乳、指定乳製品というのがその中に入っております。肉用牛や酪農といいますのは、経営基盤が脆弱な中小規模が、国内生産の一定割合を担っているということ、それから、国際化の進展、輸入が増えると。先ほど鶏卵については自給率がほぼ、国内が高いと。そこら辺の違いがあって、この法律の位置づけについても違っているのではないかというふうに考えております。

【川崎委員】法律のことですから、これは国に聞かないといけないと思いますが、今の説明を踏まえて、私もさらに勉強していきたいなと思っております。

次に、原油価格の高騰の影響についてお尋ねします。

昨日も産業労働部でもお尋ねしたんですが、農業の分野、農林業の分野でも多分に影響が起きていると思います。全体的に結構なんですけど、原油価格の高騰がどういった影響を及ぼしているのか、お尋ねをいたします。

【清水農産園芸課長】燃油価格高騰による農業への影響ということでございます。

農業のうちで施設園芸、ハウスの中で暖房をたいて野菜等を生産する、その施設園芸農家の経営への影響というのが考えられます。

この施設園芸、品目によってばらつきはありますが、農業経営費のおよそ2割から3割程度が光熱動力費を占める。この光熱動力費のほとんどが、施設園芸農家の場合は燃油代ということで、経費の中の大きな割合を占める光熱動力費が、この燃油価格の高騰によりましてコスト増になっているというような影響が考えられます。

県としましては、国の施設園芸セーフティネット構築事業、こちらは燃油価格が、過去7年中5年平均を一定水準上回った場合には、国と

生産者が積み立てた資金から生産者への補填金が交付される制度ですが、こちらへの加入を、今、推進しているところでございます。

もしこのセーフティネット対策に加入いただければ、その補填金が支払われることによって、施設園芸の生産者の方は、補填金をもらえば、過去の平均的な価格で燃油を購入したのと同じような状況になるということで、過去の平均以上に値上がりした分の影響は緩和できると考えております。

【久保田委員長】ほかに、議案外についての質問はございませんか。

【吉村委員】何点か聞かせていただきます。

まず、政策等決定過程の資料の中の陳情の99ページだけど、畜産です。この何年か前に低コスト牛舎を導入しますと。なかなか県も補助金を出すのが大変だからということで、機能は変わらずにコストだけ下げようということを、いろいろな材料を共同購入したりして、そういうことをやるようにしていきますというような話があったけど、最近は建設単価が上がってきている。ここら辺のかみ合わせはどうなっているのかなと。

まず、低コスト牛舎がどれくらい広がっているのか、その状況についてお知らせをいただきたいと思います。

【山形畜産課長】牛舎整備については、畜産クラスター事業等で整備を進めております。平成28年以降、牛舎関係についても、肉用牛関係で94件の事業を整備してきているところであります。

その中でコストの削減を進めていこうということで、令和元年6月に低コスト牛舎の仕様書というのを作成しまして、コストを下げ建物建てるようにということで推進をしてきてお

ります。

その結果、このクラスター事業等で建てた肉用牛舎の単価を見てみますと、500平米未満の規模、一般的な規模になるうかと思えますけれども、これでいきますと、平成30年度を100%とした時に、平成31年度が98.7%、令和2年度が84.7%ということで、単価の低下が見られております。

【吉村委員】今の答弁で、低コスト牛舎の導入というのがある程度効果が上がっているんですよということで理解ができるんですが、ここの資料を見てみると、やっぱり単価が上がっているものだから、令和2年度の単価がようやく平成26年度の単価に並んだというぐらい、その間はずっと上がっていてね。なので、これを下げる努力というのは、低コスト牛舎で、例えばそれ以前の牛舎と比べて繁殖農家とか、肥育農家もですけど、声というのは、この牛舎で問題ないですよという声で済んでいるのかどうかというのは、いかがですか。

【山形畜産課長】牛舎そのものがお金を生むわけではありませんので、生産者もコストを下げるという意識は当然あると。ただ、そう言いながら、建築士等をお願いして、農家の方にそういう知識がないものですから、建築士の方が、従来の牛舎等とか、近隣の整備した牛舎をまねて整備していると。

そういう中で、特に全農の建築士とかと低コストの仕様書を一緒に検討してきましたので、その中で、設計する建築士の方に、こういうコストを下げるのが可能だという意識を持っていただいて、その設計に当たっていただいているというのが大きな要因じゃないかと考えております。

【吉村委員】生産者と行政と一緒に力を

合せて効率化をしていくというのは大事なことから、それはお互いに共通認識を持ちながら、今後も続けてもらいたいと思うんだけど、その下に補助単価というのがあるんですが、基準単価と特認単価、これがどういうことで決定されるのか。長崎県の場合、これが特認単価であれば、平成30年からは3万8,000円となっているわけね。基準単価だと2万9,000円で、まだまだコスト高ということになるわけよね、平均価格からすると。だから、そこら辺の兼ね合い、特認単価という単価を適用できる農家というのはいくらぐらいあるんですか。

【山形畜産課長】クラスター構築事業の中で、補助の要件の中に、この上限単価というのが定められておまして、牛舎でいけば、基準単価が平米当たり2万9,000円、それから、特認ということで、それにより難しい場合は3万8,000円まで認めることができますということで、例えば離島であるとか、特殊な事情がある場合は、事前にそういう説明をして、この特認単価で実際にやっております。

先ほど令和2年度の単価が下がっていると言いましたけれども、平均すると3万5,731円ということで、この基準単価は超えていますけれども、特認単価よりは下回っているという実態になっております。

【吉村委員】地理要件とかそういうのが入るんだろうと思いますけれども、なるべくそういうことが適用できるような、国の基準があるから簡単にはいかんとなるんでしょうが、農家のためにできるところは、行政がやれるところはそういうところにも力を入れて、なるべく補助を持っていくということをやっていただきたい。

せっかくここに、皆さんに配っていただいた「真乃介」という但馬系の種牛が、いいのがで

きているようだから、来年の鹿児島全共に向けて楽しみなので、頑張っていたきたいと思えます。

それから、次ですが、これは12月3日の長崎新聞とかにもいろいろ載っていたんですが、熊本14農協が24年度に統合すると、一県下一農協になるということが決定したんだという記事が載っていたんですが、長崎県も県下一農協ということで、以前進められていたんじゃないかと思うんですが、現状については、把握されているところで結構ですので、お話しただけないでしょうか。

【村岡団体検査指導室長】県内のJAグループにつきましては、平成9年度のJA合併構想が決議されておりまして、その中で平成12年度に7地区、7農協を達成するということが決議されておりまして、結果的にずれまして、平成17年に長崎、西彼の3農協の合併を最後に、7農協を達成しております。

その後、全国的にもさらに合併を進めるという動きの中で、県内のJAグループも、平成31年3月28日の長崎県JA大会におきまして、圏域農協の構想策定に具体的に検討に着手するということが決議されております。その後、組織・事業再編協議会、あるいは総務企画担当部長会議が数回開催されて、合併についての議論がなされているとお聞きしています。

ただ、具体的な進展についてもお伺いしているんですけれども、合併についての向き合い方が、各農協で温度差があるということで、いま一つ具体的な進展があっているというふうにはお聞きしておりませんが、県といたしましては、引き続き、持続可能なJA経営基盤の強化・を踏まえて、JAの努力の活動を支援してまいりたいと考えております。

【吉村委員】なかなか進みよらんというのが現状かなと思うんですが、今、室長の最後の方の言葉でちょっと引っかかってしもうたんですが、県下一農協というのは、農協にとっては経営基盤、財政基盤が強い、それと、いろんなものを共同することで合理化ができると。その合理化というのは、施設の共同利用とかでのコスト削減とか、そういうことが期待はできるんですが、今度は、農家サイドにしてみると、いわゆる農協を利用しようという時のサービス度合いが下がると。やっぱりながさき西海農協でも、支店を大分廃止して、そして金融車を1台つくって回すとかいうんだけど、その回る時間に農家が来られるかとか、いろいろ話はあるんですよ。

だから、こういう記事を見ると、いい面だけが書かれるわけですね、こうやって県下一農協で大きくなっていくとこうなんだと。でも、大分なんかは2農協あるわけですよ、別々に団体が。

そういうことを考えると、やっぱり農家の意見というのを取り込む場面というのを県としてもつくっていただいて、どういう形が両者にとって一番いいのかというところは、常に頭に入れて、そういう話の時には、県も参画していただきたいと思えますので、よろしく願います。

最後ですけれども、この前から五島に用件があって行って、この県庁でも出ますが、五島では「五島茶」と書いた缶入りのお茶が出たわけです。「そのぎ茶」、「世知原茶」と3種類あるわけね。それで、ふっと思って、これは全部リンアイジュースでつくりよるわけよ。それで、生産のワンロットが多分大きいんだらうと。なので、そこでできよるお茶っ葉を使ってつくりよるわけではないんやろうなと言うたら、い

や、絶対このお茶っ葉でつくりよりもと課長が言うたもんだから、そうねと言って調べていたら、ここにずっと出てきたんですけども、そのぎ茶が団地としては一番大きくて、約400ヘクタールで440トンぐらいのお茶がと、あと、五島茶と世知原茶というところが大体70ヘクタールと100ヘクタールで30トン前後というところ。この3種類をやっているんだけど、これがお茶農家に聞いても、全然反応が返ってこなくてです。これをやりよることでは何が期待できるかという、そこら辺がお茶農家も、このサービスをやりよることではどんどん出て売上に繋がると言っているんですけど、そこら辺、平成30年から比較すると、令和2年度、ずうっと減少傾向にある、この出荷がね。だから、そこら辺を考えると、取組としてはどうなんじゃろうかと考えるんですが、その点について、茶業振興という面からどのように考えておられるか、お願いしたいと思います。

【清水農産園芸課長】委員からご指摘がありましたように、そのぎ茶、世知原茶、五島茶という缶入りのお茶で本県産のお茶をPRしているところがあります。

ただ、茶の生産農家になかなかそのことが伝わっていないというご指摘は、真摯に受け止めなければいけないと思っております。

ただ、茶については、本県産のお茶を振興するに当たって、やはり消費拡大、PRをする、そして消費者の方の認知度を上げて、より多く買っていただくようにするということが重要だと考えております。

本県では、県及び関係市町、あるいは産地とともに茶業振興協議会という協議会を設立いたしまして、その中で、本県産のお茶の販売イベ

ントですとか、本年度は学校で、小・中学校、あるいは高校でお茶の淹れ方教室などを開くことによって、若い世代にも、本県がお茶の産地である、そして、こういういいお茶をこうやっておいしく飲めるんだというようなことをしっかりお伝えして、今後の消費拡大につなげていきたいと思っております。

【吉村委員】まあ、通り一遍の答弁なんじゃけど、全部合わせると、年間約140万本ぐらいの缶のお茶が売れるわけね。それで、宣伝にもなるし。やっぱりこれをこうやってデザインして、専用の缶をつくって専用につくっていくとすれば、それなりの費用がかかるので、県も茶業振興協議会に対して、こういう缶入りのお茶をつくるということについての費用負担というのはどうなっているんですか。

【清水農産園芸課長】この缶入りのお茶をつくるに当たっての原材料費、あるいはパッケージの費用等に対して直接的に県から支援しているものではございませんが、PRですね、先ほども申し上げました県産茶のPRの中には、こういった缶入りのお茶も使ったPRというものも含まれておりますので、県としても、そういう県産茶をPRしていくという側面での支援をしていきたいと考えております。

【吉村委員】気づかんやったけど、ちゃんと持ってきとったとね、そこに。それは五島茶、大したもんや、五島の人じゃ喜ばすばい。

全体的に茶業振興協議会というのに対して、県の補助もいったりしよるわけね。そういう全体の事業で考えると、このお茶には全くいってないんですよとばかりは言えないところもあるし、せっかく今、これを宣伝のツールに使えるんだとか、いろいろあるんだから、もう少しこれが広まるような、そこで見せておくれじゃ

なくて、もっと広がるようなやり方、生産者は、「缶入りお茶、どげんね」と、世知原が私の町の隣だから聞いたら、この12万5,000本ぐらいつくるのに377キロの茶葉が使ってある。生産量は90トン、計算したら約1.2%ぐらいの量なんです。だから、ここに売っても値段も安かしか、何となくそこら辺がまだかみ合っていないような気がしている。ここに出したら、少なくとも直で出せば、それなりの金額で売れるんだろうから、そこら辺、もっと生産者とも理解を深めることをやって広めていただきたいと、右肩下がりだんだんしょぼしょぼになったっていかんしと思うのでね。

それと、お茶の産地でもあるわけですから、そういう意味で、対外的に県外にでも売って出せるような製品づくりというのを、今後も生産者と一緒になって考えていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

【外間委員】1点、おつき合いのほどよろしくお願いいいたします。

この委員会に直接関係がございます、本県選出の金子原二郎参議院議員が農林水産大臣にご就任をされました。私自身、ご本人の大臣就任を心からお喜びを申し上げ、まさにこの所管に関わる本県の農林業、水産業の振興・発展に寄与していただくべく、ご活躍を期待したいところでございますけれども、農林部長、所管の部長として、大臣就任をどのように受け止めていただいておりますのか、ご所見をいただきたいと存じます。

【綾香農林部長】金子原二郎農林水産大臣は、本県選出ということもあられるんですけれども、農林水産業に関して幅広い知見、豊富な、卓越した知識、それから経験をお持ちでございます。本県の農林業を進めていく上においては、ぜひ

お力をお借りして、できるだけ本県の農林水産業に関する予算だけではなくて、施策の進め方等のアドバイス等も、ご助言等もいただきながら、しっかりと進めていかなければと思っております。

そういう観点で、大臣にご就任されて以来、私も二度、直接農林水産大臣室をお訪ねして、様々なことについてご要望とか意見交換をさせていただいておりますので、今後も事あるごとにご訪問させていただいて、予算の獲得、それからアドバイス等も賜りながら、本県の農家、農村がしっかり発展するように頑張りたいと考えております。

今後も、力強い応援を期待しているところでございます。

【外間委員】ありがとうございました。その大臣が早速、11月20日にご来県していただきまして、諫早湾干拓事業の現地の視察、そして、知事をはじめ皆様方との意見交換が行われたというふう聞いておまして、その際に、この諫早湾の干拓事業につきましては、歴代の農林水産大臣の談話にもありますように、本県選出の金子大臣におかれては、この諫早湾の開門問題についてどのようなご見解をなされたのか、農林部長にお伺いをいたします。

【綾香農林部長】金子大臣は、知事ご在任中から、この諫早湾干拓事業については、大変ご尽力をされた方でございます。今回、ご訪問になられて、諫干での営農の状況をまずご視察されました。それから、会場を移して、地元の背後地にお住まいの諫早の市民の代表の方々とも意見交換、それから漁業関係の方とも意見交換をいただきました。

まず、干拓農地を見られて、「自分が知事在任中に比べると、非常にハウスが増えて、営農

がしっかり定着してきているなあ」というご発言をいただいて、営農者からも、しっかり経営が安定してきたと。特に、平成29年4月に、当時の大臣が、「開門しない方向で基金による和解を目指す」という政府の方針をはっきりと明言いただいた以降、農業経営にしっかり打ち込めるようになったと、雇用もしっかり、それから施設整備もしっかりできるようになったという営農者からの発言を聞いて、大臣も一定納得いただいたと思います。

それから、特に背後地にお住まいの方が、防災の観点から、今年の豪雨災害においても、諫早の方で浸水、洪水がほとんどなかったということで、諫早大水害で、それ以降も前後も、昔から諫早市民が大変苦労してきて、本当に大切な命とかも、お亡くなりになった方もいる中で、諫早湾干拓事業があったおかげで、今は安心して眠ることができるので地元の方からご発言があって、それについても、防災効果について、やっぱりよかったというご発言を、再確認いただいたところでございます。

漁業者の方も、せっかく安定した漁場をこのまま振興していきたいのでということでご発言があって、そういうことも踏まえて、しっかり対応していきたいと、開門しない方向で基金による和解を目指すという従来の大臣の方向性をご確認、ご発言いただいたところでございます。

【外間委員】ありがとうございます。歴代大臣の談話を踏襲すべく、開門しない方針のもとで、基金による解決が最良であるということで、有明海再生の取組を進めていくお考えを農林部長から確認をいたしました。

【久保田委員長】しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

午前中の審議はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、議案外の所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【堤委員】議案説明資料の7ページのところに施策評価の実施についてとありまして、令和元年の生産農業所得のことが書かれていて、基準年の平成25年から196億円増の593億円となったと、大変目標よりも大きく上回っているわけですが、ここのところの数字の積み上げは、調べてみたんですが、生産農業所得というのは計算式があって、農業総生産額にいろんなものを掛けたり割ったり、そういうことになっているんですけど、どういう数字が積み上がってこの593億円になっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

【小畑農政課長】生産農業所得につきましては、国の統計資料に基づいて数値については確認しておりますけれども、基本的な考え方といたしましては、農業で得られた総収益、農業経営によって得られた収益の総額の中から、農業経営にかかるコスト、一切の費用を除いたものにプラスして、補助金等の分は収入としてカウントいたしましたものを生産農業所得という形で捉えております。

【堤委員】私も大体そういうところは目を通して見たんですけども、この593億円、令和元年度の実績値ということですが、基準年が397

億円で、令和2年の目標値が469億円となっています。しかし、「総合計画チャレンジ2020」の評価調書を見ますと、基準年、平成25年397億円で、平成28年にはもう598億円の実績で、後ずっと高い数字がきているわけですが、この令和2年の469億円という目標の数値はちょっと低かったのではないかと思うんですけれども、基準年を基にして、平成28年に、平成27年とか26年はわかりませんが、もう600億円近い実績が上がっているわけですが、こここのところの増え方というのはどういうことが要因としてあるのか、お尋ねします。

【小畑農政課長】総合計画チャレンジ2020につきましては、当然、策定した年度の時点におけるの数値を基に目標を立てることになっておりますので、ここで言いますと、平成27年に策定しておりますけれども、ただ、その当時の時点での生産農業所得の数値といえますのは、まだ、平成25年当時のもので、数値としては出ておりませんので、その数値をベースに、その後の5年間の数値の目標を立てることになっております。今、掲載してあるように、419億円というのを当時の時点で目標として設定したということで、実績については、その後、具体的に取組を進める中で、結果といたしまして生産所得が伸びてきたという状況が続いていますので、その分だけ乖離ができています。5年前の目標が、あくまで当時の時点のベースでの考え方ということになっているのが現状でございます。

【堤委員】そうしますと、確定している数値が、2～3年前のものしかないで、そこをベースにして想定すると、この469億円という目標を設定したということですね。わかりました。

どんどん右肩上がりに増えていっているとい

うことで、若干年によって数字は上下してはいますけれども、そうしたら、いろいろな取組が功を奏してそういう結果になったということかなと、喜ばしいことだと思います。

今後、また設定をされる時に、難しいんでしょうけれども、あまり乖離しないような、もう少し上の目標を定めて、さらに頑張っていたきたいなということを思いました。

それと鳥インフルエンザが、今、他県で、熊本などでも確認をされたというふうに聞いていますけれども、本県は、去年も今年もそういうことがなくて、本当に幸いだと思っておりますが、2月の定例会で聞いた時に、養鶏農家が114戸というふうに、たしかお聞きしたように思います。今回、家禽農家が、戸数が145戸ということで、養鶏業者が増えているのか、または鶏以外のそういったものも含めて145戸になっているのか、その辺をお尋ねしたいんですけれども。

【山形畜産課長】本年度の鳥インフルエンザの発生については、11月10日に秋田県で発生して以降、本日までに7県、8事例の発生が見られています。九州では鹿児島県、熊本県ということですね。

対象の農家数ですけれども、100羽以上とか、1,000羽以上とか、国に提出する基準等もあって、若干のぶれがありますけれども、今回、消石灰を配布したり、確認をしている農家数というのは、鶏卵・鶏肉として出荷する出荷用の鶏として飼っている戸数が145戸ありますということで、廃業等によって若干減っている場合もありますけれども、これが、現在我々が把握して指導している農家数になります。

【堤委員】わかりました。出荷用の鶏を飼っている戸数が145戸ということですね。

それから、対策として会議を開催したり、消

石灰を配布して防疫に努めていらっしゃるということですが、野鳥が感染していても、鶏が感染していなければ全羽処分したりとかはされないということをお聞きしましたが、野鳥に触れた、例えば小動物などが感染して、施設の中に入り込んで鶏が感染するということも考えられると思うんですけれども、そういった対策というのは、それぞれの農場とかで徹底をされているのか、どんなふうな取組をされているのか、お尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】鳥インフルエンザ、鳥がかかると病気ではあります。ですから、国内に持ち込まれるルートとしては、海外から、要はウイルスを保有した鳥が渡りによって日本に入ってきて、それが直接鶏舎に入る場合もあるし、先ほど委員がおっしゃられるように、ふんを小動物あたりが体につけて、それが畜舎の中に持ち込まれる可能性が高いということで、特に野鳥が集まるような水辺に近いような農場は、そういう発生率が高いものと考えております。

農家の対策ですけれども、まずは、消石灰を配ったというのは、鶏舎の敷地の周辺ぐるりと、建物の周りを1メートルぐらいの間隔で消石灰をまいて、例えば小動物がそこを歩いて渡っていく時に消石灰によって消毒され病気を持ち込まないようにするということが、また、農場においては、例えばネズミとか、そういうものが入らないように、隙間があれば、それをきちり塞いでもらったり、網を補修してもらったり、そういうことをやってもらうし、それから、車とか、従業員の長靴とか、手とか指とか、そういうところからも侵入する可能性があるのですが、鶏舎の敷地に入る時は消毒をしっかりと。人間であれば、ちゃんと着替えをして、長靴なんかも鶏舎ごとに履き替えて消毒をすると、そう

いったものを徹底して、今指導しているところでございます。

【堤委員】それぞれの施設で自分たちで対策を講じて、そういう侵入を防ぐということをしてされているということですね。わかりました。

まだまだ油断できないと思いますけれども、全国的には、長崎はそんなにたくさんのシェアを持ってないというお話でしたけれども、鹿児島とかはやっぱり大規模にたくさん養われていて、そして、出水の鶴とか、渡り鳥の越冬地もあるので、そういうところは大変だと思いますが、これからも十分に防疫に努めて、侵入を防いでいただきたいと思います。以上です。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(由)委員】基本的な内容で恐縮ですが、まず、農業次世代人材投資事業に関して伺いをします。

これまでも一般質問で少しやりとりを聞いていたんですけれども、経営開始型の中の、親の経営をそのまま引き継ぐ親元就農については支援の対象になっていないと。令和4年度、今計画をされている新規就農者経営発展支援事業については、金額も増えるし、親元就農も対象になるというふうにやり取りを聞いていたんですけれども、そもそも今の次世代人材投資事業で、例外的に家族経営協定とかで、親元就農であってもこれの適用を受けている方と、やっぱりそういうのがないから、親元就農だから受けられない方というのがどれくらいいらっしゃるのかというのはわかりますか。

【溝口農業経営課長】今、ご質問がございました、農業次世代におけます現状の制度の経営開始型ということでございますけれども、今おっしゃられましたとおり、親元就農の新規就農の方につきましては対象にはなっていないという

ところでございます。

比率というのは、ちょっとあれなんですけれども、基本は、いわゆる親元以外の新規就農の方というのが対象になっていると。一部、先ほどありましたけれども、経営リスクを、新規就農と同等のリスクをとっていく。例えばほかの品目等をされると、新たな品目に取り組みれるというようなことについては対象になっているということでございます。

数は確認させていただきますが、そう多くないというふうに、基本考えております。

【山本(由)委員】わかりました。そうすると、今回、新しくできる方については、そういったところも全部対象になるということで、ほとんどの方が適用になるよう、そのまま親と一緒にやるような親元就農であっても対象になるというふうに理解していいんですか。

【溝口農業経営課長】現行制度につきましても、要件が若干ございまして、例えば世帯の所得600万円の上限があるとか、そういうものもございまして。

親元就農については、現在の事業では対象になりませんが、今度の新しい制度では、一応対象になるということで聞いておりますけれども、ただ、5年以内に継承しなければいけないとか、いろいろと要件がついてきます。600万円についても、そのまま引き継がれるというようなことを受けておりますので、国の方の制度が、まだ見えないところが結構ございまして、一定の制限はありますけれども、親元就農だからできなくなったのができるようになったというのは、事実でございます。

【山本(由)委員】ありがとうございました。新しい経営発展支援事業については、この間、部長のご答弁の中でも、まだ詳細がわかっていな

い部分があるというお話で、今もおっしゃったんですけど、もう一つ、この新しい事業の財源について、今まで全部国庫負担であったものを地方自治体の方にも負担を求めるような話というふうに聞いているんですけども、この辺のところというのは、いかがですか。

【溝口農業経営課長】今おっしゃいましたとおり、現状につきましては、国庫100%で対応していただいているところでございますけれども、今、国から説明がきている中におきましては、2分の1、残りにつきましては地方で負担をするというようなことで、地方も一緒になって考えていただくことで新規就農を盛り上げていきたいということで、農水省の方からは説明を受けているということでございます。

若干、財政的なものもありますので、今それにつきましては、知事会等を含めて議論しながら、対象を国庫100%にさせていただくようなことも含めてお願いしているような状況でございます。

【山本(由)委員】わかりました。やっぱり農業経営者の確保、要は、後継者がいるんだけど、継がないからやめる。逆に言うと、後継者の立場からすると、継ごうか継ぐまいかとかという人にとってはきっかけになるのかなというふうに思います。

財源の話は私も知らなかったもので、690万円が1,000万円になる部分を地方なのかなと思ってはいたんですけど、今おっしゃったように、2分の1とかという話が出ているということで、それについては知事会の方で要望されていると聞いておりますので、何とか勝ち取っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、農地耕作条件改善事業について、お伺いします。

これも基本的な内容で申し訳ないんですけど、この事業の内容と、県内の実績というのがありましたら、ご紹介をお願いします。

【土井農村整備課長】農地耕作条件改善事業につきましては、事業費が200万円以上、主体が2人以上で、暗渠排水とか、狭地直しとか、そういう工事ができるような事業になっております。

県内の実績につきましては、諫早の小野平野とか森山の干拓地で暗渠排水、それとか、雲仙の干拓地の暗渠排水、それと、諫早湾干拓の中の暗渠排水とか、あと、琴海の暗渠排水とか、各種やっているところです。

【山本(由)委員】結構、件数としてあるんですね。何件というのはあれですけど、結構あるということですね。わかりました。

農村整備課の方に、個別事例になってしまうんですけど、工業地域内にある一団の農地について、ある程度まとまっているんだけれども、結局、線引き区域になっていて、用途地域がついているものだから、これについては適用にならないというふうに聞いているんだけれども、耕作放棄地をとにかく解消せんばいかんという観点で、この要件というのを緩和できないのかというふうにご要望というか、ご相談をいただいたんですけども、これはやっぱり現実には、このままでは難しいというふうに理解したらよろしいんですか。

【土井農村整備課長】耕作条件改善事業を含めて、私どもが行う基盤整備につきましては、農振農用地内の農用地が対象でございます。都市計画区域の用途区域については対象になりません。ただ、都市計画区域の中の白地の部分、用途が指定されていないところで農振農用地がかぶっているところについては対象となるということになっております。

【山本(由)委員】今、ある一定の区域が工業地域になっていて、用途地域が指定されていて、その隣は白地になっているんですね。だから、そうなってくると、この部分を、用途地域を外して白地にして、そしてそこを農業振興地域とかにするしか方法は今はないということですか。

【土井農村整備課長】都市計画区域については、基本、市のほうが指定をしておりますので、そちらの方でしっかり議論をいただいて、都市計画区域の指定が外れて農振農用地を指定されれば対象になるということになります。

【山本(由)委員】現状の制度としては理解しましたので、何かほかに方法がないか、考えられないかなど。やっぱり用途地域をべたっと組んでしまっているところがあって、ちょうど今も農振地域と境がわからなくなっているところは結構ありますので、何かいい方法はないかと考えてみたいと思いますので、お知恵をお借りしたいと思います。よろしくをお願いします。

最後に、「四季畑」についてなんですけれども、一般質問でも質問させていただいて、令和2年度の販売額が6億8,900万円で、商品数は109というふうなご答弁をいただきました。今回の事務事業の評価結果についてというのを見ていたら、これは14ページになるんですけども、長崎四季畑魅力発信事業費の中で、認証商品の8割を占める小規模商品、販売額500万円以下というふうな記載があっているんですけども、要は、上位2割は500万円を超えているということだと思いますけれども、500万円を超える上位2割、それから500万円以下についても、例えば300万円から500万円とか、100万円から300万円とか、100万円以下というふうな形で、商品ごとの販売の分布状況というのを教えていただけないでしょうか。

【長門農産加工流通課長】長崎四季畑につきましては、販売が伸び悩み、販売額500万円未満の商品が全体の約8割を占めている中で、その内訳としまして、500万円から300万円の売り上げがあるのが約12%、300万円から100万円の商品が約16%、100万円以下という商品が53%、合わせて81%で、約8割という状況でございます。

また、残りの2割の分ですが、1,000万円から500万円までの商品が約6%、1,000万円以上の商品が約13%という状況になっているところでございます。

【山本(由)委員】ありがとうございます。商品数は、だから、令和2年度で109ありますので、このうち13%ですから、15ぐらいの商品は1,000万円を超えているというふうに理解しました。

次に、この評価結果のところに、認証商品を購入している40代から60代の女性をターゲットに絞り込んだPRというふうに書いてあるんですけども、この40代から60代の女性をターゲットとした根拠、それから、多分、購買年代とか男女別の分布があるんだろうと思うんですけども、そこについてご説明をいただけますか。

【長門農産加工流通課長】40代から60代の女性をターゲットにした理由ということですが、まず、農林水産省の方が、平成29年3月に食育に関する意識調査という形で、「食品を選択する際に重視することは何か」という質問のアンケート調査がされております。その中で「安全性を重視する」と答えられた方が、50代の女性が76%と最も高く、次いで60代の女性、40代の女性という形で割合が高くなっている状況です。また、「地場産にこだわって選択して購入する」

と答えられた方が、60代の女性が約41%、次いで50代、40代の割合が高くなっている状況です。

併せて、四季畑を購入された方を対象に、「どういった方たちが購入されましたか」というアンケート調査を実施したところ、四季畑の購入者の約8割が女性の方で、年代別で言いますと、10～20代の方が約10%、30代の方が16%、40代で21%、50代で23%、60代が23%ということで、40～60代の女性の方が約6割を占めていると、そういう状況がわかりました。

こういった結果を踏まえまして、40代から60代の女性に対して、四季畑が持つ安全性とか、県産農産物を活用していることをPRしていくことが、四季畑の販売額向上や認知度向上につながっていくものと考えて、40代から60代の女性をターゲットとしたところでございます。

【山本(由)委員】わかりました。大変わかりやすかったですと思います。

一方で、この間、私が一般質問させていただいた中で、四季畑の認知度について、県内が35%、首都圏・関西圏11%というふうにご答弁をいただいています。私は、やっぱり認知度向上を含むPRの強化ということで、食のポータルサイトができないかということをご提案いたしました。

今の認知度というのをまず上げて、認知はされているけれど、購買につながってないというところをどうするかというふうな手順だろうというふうに思うんですね。ですから、40代から60代、今の購買実績、もう一つは安全性とかそういったところも評価されているから、今の購買実績だけではないんだけど、やっぱり一般的にスーパーとかで買い物をされるのも40代から60代の女性が多いというのは大体定番だと思うんですね。ですから、認知度を向上さ

せていく中で、例えばこの商品を県内の県民の方に売るのか、県外の方に売るのか、あるいは自家消費で買うのか、それから贈答とかギフトとかそういうのでやるのかによっても、当然販売戦略は変わってくるだろうというふうに思います。

ですから、そういった40代から60代をターゲットにするというのはいいんですけども、じゃ、それ以外についても認知度を上げながら、それから販売先を見ながら、どこに売り込むのかというふうなところで取組を進めていっていただきたいと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

【長門農産加工流通課長】 40代から60代の女性に対して四季畑の持つ安全性とか県産農産物、そういったものをPRし、限られた予算の中でより効果的にPRしていくことが大事ということで、そのターゲット層にまず興味を引いていただく。そういう意味では、四季畑商品の魅力を伝える動画とかを見ていただく時間帯でのメディア発信、そういったものをPR対策として強化してまいりたいと考えています。

ただ、一方、委員がおっしゃられますように、認知度向上をしていくためには、当然、いろんな方に買っていただくということが必要になってまいります。実際、手軽に手に取っていただく、手軽に買っていただく、まず四季畑を知って購入していただくということが重要かと考えているところでございます。

先日もご答弁させていただきましたけれども、実際、四季畑がどこで買えるかという部分もありますので、手軽に買えるように、四季畑の購入場所がわかるようなリーフレット、例えばリーフレットの中にQRコードをつけて、そこから飛べばネット販売先が見られるような取組を

するとか、そういうリーフレットを40代～60代が集まる場所に関わらず、県民の皆様が集まるような公共施設において手軽に取ってもらえるような取組をしたり、あと、カタログ販売することで、認知度向上につなげてまいりたいと考えています。委員がおっしゃられましたように贈答用、日用使い、そういったもののいろんな商品のカテゴリーが当然あると思います。それにつきましては、商品の特性に合った販売先、そういうのを踏まえて、四季畑が県民に愛されるような商品という形で販売の働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。実は、昨日、産業労働部のこの委員会の中に工業技術センターの所長がいらっしゃっていて、食品開発支援センター絡みの話の中でも、まさに今、私が言おうとしていたことをおっしゃったんですよ。県内に売るのか、外に売るのかとか、自家用なのか、もうまさに同じことをおっしゃったんですね。

そこが、外部の方は、多分デパートの方とかコンビニなんですかね、いわゆる当用買いの方からギフト用の方まで、いろんな生産の段階から販売の段階までいろんな方が入ってらっしゃって、そういうのをご協力してやっていきたいというようなお話をやってらっしゃったので、これは新規の商品だけじゃなくて、既存の商品も多分できるんだと思いますので、そういったところも活用していただきながら、部局横断と言いましたけれども、そういった形で、もっと売れると思いますので、ぜひ頑張ってくださいね。よろしく願います。ありがとうございます。

【清水農産園芸課長】 午前中、山本(由)委員からご質問がありました、野菜生産出荷安定対策

費、野菜価格安定制度の加入農家数について、遅くなりましたが、ご報告申し上げます。

令和3年度の本県のこの制度への加入農家数、延べ5,772戸になります。本県の野菜栽培農家数、これは実数ですが、8,579戸ありますので、それなりのシェアで、この野菜価格安定制度に加入いただいているような状況です。

ちなみに、本年10月末までに発動した、交付実績があった産地の農家数ですが、2,185戸ということで、これはまだ10月末までの段階であります。これだけの農家が野菜価格安定制度の恩恵を受けているというような状況でございます。

また、資金造成額について、私、全体で50億円、うち県の負担分が10億円と申し上げましたが、正確に申し上げますと、国、県、生産者合わせた令和3年度の資金造成額は49億5,627万1,000円、そして、うち県が支払った額については10億4,981万8,000円ということで、午前中の補正予算の分を合わせると、これだけの資金造成をすることになります。

以上、ご報告申し上げます。

【久保田委員長】ほかにありませんか。

【山口(初)委員】2点、お尋ねをいたしますが、一つは、1,000万円以上の契約の関係です。畜産課の方で電殺機というものを1,300万円、導入されようとしていますが、この字面を見た感じで大体のイメージはつくんですが、目的、用途についてお知らせください。

【山形畜産課長】1,000万円以上の集中契約ということで、会計課を通じて入札した分で、今回、電殺機ということで、これは、先ほど鳥の話が出ましたが、今度は豚熱とか口蹄疫とか、要は、牛とか豚の病気が発生した時に、やっぱり同じように殺処分ということが必要になりま

す。そのときに、電気ショックを与えて豚を失神させるなり死亡させて、それを埋却するという時に使うということで、今まで本県で保有してなかったものですから、今回、もし発生した時のために10台購入しまして、万が一発生した時の初動がしっかりとれるように対応していきたいと考えております。

【山口(初)委員】ということは、これは何台分、1台ですか。どこに設置するのか、場所の関係もあるかなと思うんですが。

【山形畜産課長】台数は10台購入します。これは移動式の機械でして、実際、発生した農場に持ち込んで作業するということになります。

県の備蓄をしている資材の倉庫が諫早の方にありますけれども、そこに備蓄をしておいて、発生したらその農場に搬入するというようにしております。

【山口(初)委員】ということは、豚だけでなく、これは多用途に使えるそうですね。どうなんですか。

【山形畜産課長】この機械は、一応、牛・豚用ということになっております。

【山口(初)委員】わかりました。ただ、この電殺機と見た時に、ちょっと考えるところがあるんですけども、もう少しネーミング、機械そのものには何とか装置とかいう形で銘板をつければ、やることは同じでも、もう少し違うのかなという気もしないわけではないんですが、その辺のご見解はいかがですか。

【山形畜産課長】商品名が、可搬式電殺機ということになっておりますので、そのとおり入札させていただいたところでございます。

【山口(初)委員】わかりました。もし何らかのタイミングでそういう表示等々の時には、考える余地もあるのかなと思いますが、それはお任

せしますので、よろしくご検討ください。

次に、ミカンコミバエの関係について、再度お尋ねをします。

今、それぞれの農家におきましては、柿が終わって、大体、今はみかんがピークと。みかんは、種類によって、今は年明けてからも収穫があるんですけども、大体今が一番ピークの時だというふうに思っております。

そういうことで、ミカンコミバエを誘殺するというので128頭を捕獲したと、あと、柿の落下果実で12件ということのご報告があつていまして、テックス板を28万枚設置し、20万枚をヘリコプターでという記載がございますけれども、そのテックス板をどういうふうに購入されたのかなと見てみますと、9月に2,156万円、10月に1,320万円そこそこの契約がなされているようですけれども、これはミカンコミバエがだんだん増加してきたために、2回に分けて購入されたものか、これは1回でもよかったんじゃないかと思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか。48万枚ですから、一遍につくるのも大変だったのかなと思いますが、その経緯を教えてください。

【清水農産園芸課長】テックス板につきましては、製造して供給している業者が鹿児島での1社で、そこから調達をしているような状況でございます。今年はフル稼働で生産をしていただいております。このため、9月、10月と、1か月分を見通して、計画的に次の1か月、来月はこれだけ必要だという分を注文して、契約をして購入したと、そういうような状況でございます。

【山口(初)委員】 このミカンコミバエ、5月ぐらいから捕獲が始まりまして、今日に至っているわけですが、県内だけで言うと、県北の方が

早かったと思うんですね。だんだん南部の方まで増えてきた状況で、今、一定収まっている状況にあるかなと思うんですが、このテックス板の効果は当然あったと思うんですね、農家の方もそうおっしゃっています。

この48万枚を県内、地域的にどういう散布をされたのか、これはわかりますか。

【清水農産園芸課長】今年のミカンコミバエの発生状況ですが、まず5月、最初が長崎市から始まりまして、次に梅雨末期、7月上旬から中旬にかけて長崎市から西海市、そして、一部対馬でも誘殺が確認されました。その後、8月の中旬の豪雨以降、佐世保でも確認されるようになって、その後9月の台風以降には諫早でも、多良見で確認されたというような状況です。

その7月、あるいは8月、9月には、1週間に10頭以上確認された週もありましたが、最近では1週間に1頭とか2頭、そして12月に入ってからは、今のところ確認されていないというような状況にあります。

テックス板の設置エリアにつきましては、トラップ調査で誘殺をされた地点の周囲5キロ圏内にこのテックス板を設置しております。このため、市町別に何枚というような集計はしていないんですけれども、この誘殺が確認されたエリアに設置をしているということで、そういう意味では非常に幅広い、長崎市から西海市、そして北部は佐世保市、あと諫早市、大村市といったあたりに設置をしているような状況です。

【山口(初)委員】 そういうことで、記載されているように、八エですから、南の方で発生する八エですから、寒さには弱いんだと思います。そういうことで、13度を下ると発育できないということですね。そうだろうと思いますが、冬を越すのがおるかもしれんし、また来年、新し

い風に乗ってこっちにやってくる可能性もあるわけですね。そのときに、128捕獲できていますが、今のところ、そう目に見えた農作物の被害というのはなかったというふうに認識しているだろうと思うんですけども、農家の皆さんがおっしゃるのには、とにかく早めに手を打ってほしいということです。

どういうことを言われているかということ、一番早い作物は、どうしても来年の5月ぐらいにビワが出ると。そのときには対策を十分に、そこから広がらんようにしてほしいということをおっしゃっています。

そういうことで、来年の対策として、一応めどとしてどういうふうなお考えなのか、お聞かせいただけますか。

【清水農産園芸課長】ミカンコミバエにつきましては、冬場、先ほど13度を下回りますと、もう発育できない、要は成虫になっても動けなくなるので、飛び回らなくなるというような事態になります。

ただ、冬場も暖かい日が、時にはあるかもしれないということで、今後、冬の期間も通じてトラップ調査につきましては実施をする。それによって、まだ飛んでいる、生き残っている成虫がいなかったのはしっかり監視をしてみたいと思います。

そして、その後の春における対策なんですけれども、こちらは今、国の植物防疫所等とも調整をしております、少なくともしっかり監視を続けて、万が一、また春に誘殺が確認されれば、テックス板の設置も含めて対応をとっていくということになるかと思います。

【山口(初)委員】 要は、繁殖する元を断てば一番、これは広がっていかんのですが、どうしてもビワあたりは、俗にいう自然用といいますが、

自生している分が結構あるんです。それともう一つは、高齢化のために、ビワの木を植えたけど、管理はできてないという部分もありますので、ここに県として何か手を打ってほしいという地域の要望もございまして、これは年明け早々、何らかの処置をしとった方がいいのかなと。

ただ、そこにはお金もかかるので、そのことを含めて検討してもらえないかということもおっしゃっていますので、その辺についてもご検討いただけますか。

【清水農産園芸課長】 産卵場所なり、あるいは餌となるものを減らすという意味で、今年も不要果実、落ちた果実ですとか、あるいは摘果をしたみかんですとか、そういったものの処分というのを、予防的な措置として実施をしております。それにつきましては、例えばみかんについては、多良見もそうですし、佐世保のあたりでも予防措置として、摘果みかんを回収して処分をしていただいたところです。

今後のビワについてなんですけれども、同様に、発生源、産卵源、あるいは餌となるものを減らすという意味では、落下果実を放置しないというようなことは重要かと思えます。今後、少なくとも落下果実を放置しないでくださいというのは、今年はチラシをつくってお願いしてまいりましたが、引き続き春にも、そういった措置はできるだけやってまいりたいと思います。

【山口(初)委員】 ぜひお願いしたいんですが、要は、山にそのままあるビワとか、そういう果樹があるわけですね。それを、やっぱり元を断つ意味においては、処分がどうかというふうに言われていますので、そのことについては、それぞれ関係先と調整していただいて、手を打てる状況をつくってほしいなと思っています。

もう一つ、教えてください。テックス板の効果、農家さんがそれぞれテックス板を設置されているんですが、大気にさらしているわけですから、雨にも触れているわけですね。どれくらいの効果があるのかなというのを知っておきたいところなんですけど、どうでしょうか。

【清水農産園芸課長】テックス板の効果のある期間ですけれども、一般に1か月程度と言われております。やはりそのテックス板には揮発性の誘因成分、殺虫剤が含まれていますので、日に当たったり、雨に当たったりして揮発してしまうものですので、およそ1か月程度の効果というふうに考えております。

【山口(初)委員】1か月だということになると、ある意味では、果実が実るシーズンというのは、種類もいろいろあって、5月から秋口まであるわけですね。だとすると、ワクチンじゃないけれども、2回目、3回目も、流行を加味しての話にはなるでしょうけれども、そうしておかんといかなのかなという気もしますので、そのことも含めてご検討をお願いしておきます。

【清水農産園芸課長】テックス板の効果がおよそ1か月程度ということ踏まえまして、本年も、特に早く見つかった長崎市などにおいては数次にわたり、1か月以上たったら、もう一回設置をするというような形で繰り返し設置をしておりました。

冬場になって飛び回らなくなれば、飛んでこなければテックス板も殺虫効果はありませんので、冬場はテックス板を新たに更新する必要はないと考えておりますが、来年も、もし誘殺された場合には、しっかりその誘殺地点の周囲に設置をし、必要ならばその更新をしていくということで対応していくことになろうかと思いません。

【山口(初)委員】それぞれ生産者の皆さんは、このミカンコミバエには、本当に神経とがらせて、みんなで守ろうという姿勢を持っていますから、ぜひ抜かりなく、よろしく願いをしておきたいと思えます。

【久保田委員長】ほかに質問はございませんか、議案外の所管事務一般について。

【溝口委員】追加1の1ページですけど、野生鳥獣による被害の状況についてということで、令和2年度が2億9,500万円ということで、ピーク時よりか4割減っているんですけれども、1億5,400万円の増加があったということですが、これは地域については、どこの地域になるわけですか。

そして、特にイノシシによる水稻の被害が拡大したということですけども、水稻の被害と併せてお尋ねをしたいと思います。

【村木農山村振興課長】令和2年度の鳥獣被害につきましては、今、委員のご指摘のとおり、前年度に比べ1億5,000万円程度増加しております。

この増加した鳥獣はイノシシが主体となっております。イノシシの被害額の増加額が約1億1,000万円ということで、増加した額全体の約7割を占めております。そのほとんどが水稻の被害ということになっております。

地域的には県北地域が主体となっておりますが、この増加した要因は、これまでイノシシの被害がない地域において新たに、そこに防護柵が整備されていなかったこと、あるいは防護柵が整備された地域におきましても、防護柵の管理が不十分であったというふうなことで、防護柵の下部、あるいは水路等の隙間から水稻の圃場に侵入したことで被害額が増加したということで、市町の方からも伺っているところでござ

います。

【溝口委員】県北地域ということですが、地域の名前をあまり言われないうのかわかりませんが、防護柵にしても、ワイヤーメッシュになっているのかどうかかわかりませんが、対策については、1万5,000キロメートルに及ぶ防護柵を今からでも設置していくということですが、現在で大体何万キロメートルぐらい防護柵が張られているのか、お尋ねしたいと思います。

【村木農山村振興課長】電気柵と防護柵の内訳は手元に数字はございませんので、後ほどご報告をさせていただきたいと思いますが、昨年度は430キロ程度、本年度の計画としましては、540キロ程度整備されているところでございます。

今回、被害があった地域におきましては、国の交付金を活用いたしまして防護柵を整備したところでございます。柵の管理が不十分であったところにおきましては、市町、JA等、振興局なり、関係機関が集落点検の支援を行いまして、補修、補強等が図られたということで、本年度の10月末時点の被害額につきましては、令和2年度に比べまして大幅に減少しているということで市町から報告がっております。

【溝口委員】わかりました。特にイノシシの被害が多かったということですが、これからイノシシの指導者を、A級インストラクターを520名育成していくということですが、今現在、何名ぐらいになっているんですか。

【村木農山村振興課長】インストラクターの今年度の研修は、今実施しておりますので、最新の数値が、令和2年度末で520名となっております。

今年度も、各地域から希望される方が受講さ

れておりますので、実績については、今年度末に整理されるということになります。

【溝口委員】イノシシの対策はいいんですけれども、シカとかほかの動物たちもあるということですが、その辺についての対策は、指導者を育てなくていいのかわかるのか、そこら辺についてはどのように考えているんですか。

【村木農山村振興課長】指導者の育成につきましては、まずはイノシシのインストラクター制度はございますが、それに加えまして、インストラクタープラスというのがございまして、イノシシに加えて、近年問題となっておりますシカとか、アライグマとか、そういった生態を知っていただきながら、対策はどうするのかという知識を学んでいただくことで、ほかの鳥獣に対しても指導的役割を発揮していただくという育成を進めているところでございます。

【溝口委員】ありがとうございます。野生の鳥獣による被害が続いていっているんですけれども、やはりメッシュですか、柵というのが結構効果的で、今回、県北の方は、去年よりかは少なくなったということで、対策が早かったということで、大変よかったと思っております。でも、まだまだほかの被害もあっていくかもわかりません。

それで、森林税の徴収をまた、これから5年間やっていくんですけれども、いろいろな用途については、大体森に関係するのに使っていくと思うんですけれども、パブリックコメントで、シカとか何とかの対策にも使えないかということですが、その辺のことについては、何か検討しているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【永田林政課長】今、委員からお話がありましたとおり、パブリックコメントにおいても鳥獣

被害、特に森林におきましては、対馬のシカというのが大きく出ています。県北地域でもシカの被害が出ているということと、新たに主伐をして植栽しても、結局シカに食われてしまうので、どうしてもネットが要るということで、そういった鳥獣被害についても、持続的に森林の機能を発揮させるためには、そういったものが必要じゃないかというご意見もいただいておりますので、事業の中で防鹿ネットの設置などを支援対象として検討してまいります。例えばスギ、ヒノキを切って苗木を植えた場合には、国庫補助事業で対象になりますので、そういったものは国庫補助事業でやりますし、対象にならない部分について市町としっかりと打合せをしながら、事業化という形で取り組んでいきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。シカとは言わず、ほかのいろいろな被害があることについては、森林税を使っていけるような対策を考えていけないといけないと思うんですけれども、その辺については、今後、まだ検討の段階だろうと思うんですけれども、その辺について、今後どのように検討していくのか、お尋ねしたいと思います。

【永田林政課長】先ほども申しましたとおり、今、事業の組み立てをしているところでございます。

そういった事業の中で、先ほど言った人工林の伐採の後には、国庫補助が使えますけれども、例えば里山林を整備した後については、国庫補助の対象となりませんが、里山林を整備して苗木を植えて、また鳥獣害を受けては一緒なんで、そういったものに、いわゆるセットで使えるような形で事業化を考えていきたいと思っておりますし、あと、市町が提案していただくふるさと

の森林づくり事業というのもございますので、市町からしっかりと提案をいただければ、そういったものにも応えていけるかと考えているところでございます。

【溝口委員】わかりました。ながさき森林環境税も、徴収するようになってからかなり長くなってきているんですけれども、まだあと5年間続けていくということであれば、やはりその税を有効に使っていただきたいなと思っておりますので、要望としておきたいと思っております。

それから、第12回の全国和牛能力共進会が来年の10月に鹿児島県であるということですが、その準備について、大体どのように整えてきたのか、お尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】今、委員からありましたとおり、来年10月、鹿児島県の方で5年に一度開催される、全国和牛能力共進会が開催されます。出品区分が、県の種雄牛若雄の区というのが1区あります。そのほか、雌牛です。それから、肉質で争う肉牛の部という8の出品区分がございます。この8の出品区分に県から20頭出品をする計画。それからあと、特別区ということで、農業高校・農業大学の学生さんが出品する区に1頭出品することができますので、合わせて21頭の出品牛を確保するために、まずは指定交配、計画的に優良な雌牛なり、去勢牛の肥育牛の素牛を生産するための指定交配というのをずっとやってきまして、実際その子牛が生まれてきて、肥育の部については、今年の6月に繁殖農家の方から肥育農家の方に60頭受け渡しをして、今、15戸の優秀な肥育農家の方で肥育をされています。

それから、雌牛の部については、随時生まれてきますので、それを農協の指導員とか地域の普及指導員が現場を回って、非常に発育のいい

とか質のいい子牛については、極力販売をせずに農家の方に残していただいて、来年年明けて、各地域の選抜会というのをずっとやっていきますけれども、その選抜を経て、最終的には、県の代表牛選考会というのを来年の7月に実施するように計画をしております。

この中で、先ほど申しました、種牛の部については13頭を選んでいくと。それから、肉牛の部については、今、60頭肥育をしていただいておりますけれども、これを順次、毎月巡回をして発育等調査をしておりますけれども、これを来年の春、4月ぐらいに1次選抜ということで25頭ぐらいまで選抜、その後、7月から8月にかけて、最終的に7頭まで絞り込むということで、今準備を進めているところでございます。

【溝口委員】ありがとうございました。来年の7月までに7頭に絞っていくということでございますけれども、前回の大会の時に、移動について、結構まずかったのではないかという話を、遠かったので、そういうことをちょっと聞いたんですけれども、大会に向けての移動については、大体何か月前ぐらいから移動していこうと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】移動については、大会の直前に運び込むということになります。

前回、宮城県ということで遠かったということもあって、輸送計画というのを立てていて、途中で休憩をさせながら、水を飲ませたり餌を与えたりということで、たしか2日ぐらいかけて運んだんですけれども、今回は鹿児島県ということで、距離的には長崎県からは比較的近いというふうに思っています。あくまで直前に運び込むということで、なるべく牛に負担がないように準備を進めてまいりたいと考えております。

【溝口委員】長崎県大会でせっかく優勝したので、できれば、九州で鹿児島という近いところであるので、今回、ぜひ日本一をとれるように努力していただきたいと思っております。要望としておきます。

【久保田委員長】ほかに、議案外に関する質問はございませんか。

【山口(経)副委員長】2点ばかり質問させていただきたいと思います。

鳥インフルエンザの対策について、先ほど堤委員からもありましたけれども、緊張感を持って、今、農林部では対応なさっておられることだと思いますけれども、養鶏が採卵、食肉というふうに分かれておるわけですが、飼育方法も違うわけですね。採卵の場合はケージ飼いで、外との通気もよくすると。食肉のいわゆるブロイラーの場合は、窓のない鶏舎という形になりますから、そういう対策がしやすいかと思うんですけれども、まず、採卵が何百万羽、食肉がどれくらい、羽数をお聞かせいただければと思います。

【山形畜産課長】国の統計で、1,000羽以上の農場の数になりますけれども、採卵鶏が176万3,000羽、それから肉用鶏、ブロイラーが305万羽飼育されております。

【山口(経)副委員長】羽数がかかなり多いわけで、鳥インフルが入ってくれば打撃がひどいということになりますので、十分な対策が必要だと思うんですけれども、これまで消石灰を配布して、消毒に努めるようにということでされておりますけれども、消石灰の有効期間がどれくらいなのか、そして、次の計画はどのようなのか、そこをお聞かせいただきたと思います。

【山形畜産課長】農場での消毒については、まずは農家自らがやるというのが基本でございます。

すけれども、全国的な広まりの状況であるとか、九州各県、特に近県で発生した時の対応等考えて、今シーズンについては、11月17日から11月26日、県下一斉の緊急消毒ということで消石灰を配付させていただいたということでございます。

消石灰の有効期限、どれくらい消毒効果があるかということについては、大体1か月程度というふうに言われております。ただ、当然雨に当たって流れてしまったりすれば効果がありませんので、そういう場合は、農場の方でしっかりまた補充をしていただく必要があるということでございます。

それから、今後の対応ですけれども、先ほど言いましたとおり、定期的な補充なり管理というのは農場の方でしていただく必要がありますけれども、昨シーズンも全国的にはやったということで、1回目は、今年と同じように県単独で実施したんですけれども、去年は12月の末に、全国一斉の消毒を国が、消毒命令という形でやりました。これは、国庫の対象でできました。

今後の発生状況にもよりますけれども、こういった取組ができないか、国に対しても要望をしていきたいと考えております。

【山口(経)副委員長】 農家自らもそういういろんな消毒とか、入れないような努力は大変必要になろうかと思っておりますけれども、それに応じてやっぱり経費もかかるわけで、ぜひ国庫として対応できるように、ご努力いただきたいというふうに思います。

そしてまた、消石灰だけではなくて、網の設置であるとか、あるいは消毒液の散布であるとか、そういったこともあろうかと思っておりますけれども、消毒の手段として、ほかに考えられる点がありますでしょうか。

【山形畜産課長】 器具とか、車両とか、それぞれに応じて消毒のやり方も変わってきますし、また気温が低くなると、夏場と違って消毒が効きにくいというふうに言われていますので、きちんとした濃度を冬場はやっぱり工夫する必要がありますとか、そういった細かい注意点もあります。

それから、手指にアルコールとか、そういうのを使い分けるということで、一部は家畜保健所の方からも、もし農家で足りない時には補充をしたりということもやりながら、こういうふうにやってくださいねということで指導も併せて、そういった取組もしております。

まずは、そういう正しい使用法をしっかりと農家の方に周知しまして、病気が発生しないように、予防対策に取り組んでいきたいと思っております。

【山口(経)副委員長】 対策のしっかりした周知も大事で、農家自らの努力も大事ということでもありますけれども、行政の支援という形で、そういう消毒に関する経費について、少しでも支援ができれば、農家としても助かるなという思いがしておりますので、その点をご検討いただきたいと思っております。

それから、もう一点です。午前中に川崎委員からもあっておりたけれども、有機農産物の件でございます。

有機農産物といっても、一般の生産物と有機農産物と付加価値をつけながら販売していくという形になっていきますけれども、全てが有機農産物になるかといったら、そうじゃないというふうに思っております。どれくらいのパーセント、割合を有機農産物が占めるのがいいのかなと私たちも考えてみるんですけれども、なかなか答えが出んどですよね。

そういう中で、県として、有機農産物の普及について、どれくらいの目算でおられますか。

【清水農産園芸課長】県におきましては、第3期農林業・農山村活性化計画の中で、有機栽培と特別栽培、つまり化学肥料・化学農薬を半減した特別栽培を合わせた面積として、令和7年度に2,100ヘクタールまで伸ばしていこうという目標を立てているところです。

ただ、国はみどりの食料システム戦略で2050年の目標、かなり高い目標を立てておりまして、県としては、まだ2050年の目標までは立てていないところですが、午前中の答弁で申し上げたように、技術開発と併せて、そういう技術をしっかりと現場で、各地域で実証し定着させていく、そういう取組を進めることによって、化学肥料・化学農薬にできるだけ依存しないような栽培体系を広げていく、そういうことが重要かと考えております。

【山口(経)副委員長】環境面から見れば、そういう有機栽培というのがいいということはわかっております。しかしながら、農業経営として見れば、やっぱり反収を上げて、そしてコストをできるだけ抑えて、経営として成り立つようにやっていかないと、持続可能な食料生産ということができないわけですね。そういった中で、有機農産物だけが特化してというわけにはいかない事情もございます。

先ほどありました、そういう技術ですね、技術の開発が必要になってこようかと思うんですけれども、せっかく農林技術開発センターの所長がお見えですので、そういう栽培の技術の研究開発、そして、農薬面でも生物農薬といったのが期待されていますけれども、今の現状の研究を教えてくださいませんか。

【中村農林技術開発センター所長】今回、議案

外といたしますか、資料の添付がありまして、研究評価に関する意見書がついておりますけれども、本センターでも経常研究、県の単独事業で研究した内容が21課題ございます。

その中で、今ありましたような有機農業といいますが、持続型の農業、環境保全型の農業といった面での取組も相当数やらせていただいております。

特に、先ほどから話題になっていますように、やっぱり農業経営が成り立たないといかんということで考えますと、やはり品種だと思っております。品種に病害虫の抵抗性をしっかりと持たせてやることで、農薬の使用回数も減らすことができますし、なおかつ、多収性の要素を入れることによって農業経営が安定していくということで、今回、この研究評価調書にあります中でも、バレイショとか、カーネーションとか、特にバレイショにおいては、DNAマーカーを活用して、4つの病害虫への抵抗性を一遍に持たせるという技術もうまくできておりますし、そういった技術を活用することで、育種に10年かかりますけれども、それを5年ぐらいで、さらにそういう抵抗性を持つ品種を開発することができるような方向性で研究を進めているところでございます。

この間、育種ではカーネーションとか、そういった品種でも高温耐性を持つとか、温暖化に対応した品種とか、そういったものも開発ができていますところでございます。

さらに、先ほどからありますように、生物農薬といたしますか、天敵活用ですね。毎年、天敵を放すんじゃなくて、土着天敵という形で、ずっとそこに天敵がいるというような体系を確立しつつありますし、まだコスト的に見合うかどうかといったところはありますけれども、そう

いった天敵を活用することで、これも農薬の回数を減らすことができるというような、そういった研究開発も行っているところでございます。

また、草生栽培ということで、山口(経)副委員長もよくご存じだと思いますけれども、果樹関係でもそれをやることで品質の安定向上も図れると、併せて、土着天敵の活用もできるという栽培法も確立しているところでございます。

ほかにもたくさんございますけれども、今、話題になっていますような有機といいますか、持続型とか、緑の食料とか、SDGsとか、こういったキーワードにかなうような研究開発に、私たちは今後とも取り組んでいき、何よりも生産性を上げる、農家の所得向上につながるという研究開発を進めてまいりたいと思いますので、今後とも、どうぞよろしく願います。

【山口(経)副委員長】ありがとうございました。「品種に勝る技術なし」という言葉がありますけれども、そういう耐病性、耐虫性の品種を開発しておるということでございまして、早くその成果が出るように期待をいたしております。

それから、化学肥料をなるべく使わないという点では、有機肥料の供給体制が一番問題かと思うんです。誰も自然に優しい肥料を使いたい、化学肥料抜きでやりたいという思いはいっぱいあるわけですけれども、有機肥料の供給源が、なかなか大量に消費するまでには供給の体制がなっていないというふうに思っておりますけれども、そういう有機肥料に対する考え方はいかがですか。

【清水農産園芸課長】副委員長ご指摘のとおり、有機肥料を使うに当たっては、例えば畜産の堆肥を活用するというのがありますが、畜産の産地とそれを使う産地が、例えば離れていると、輸送の問題、輸送に手間とコストがかかるとい

ったようなことが生じます。今でも畜産農家と耕種農家を結びつけて堆肥の利用を進めるためのマッチング等に取り組んでおりますが、今後は、そういった広域流通もできるような形で、例えばですが、まだ一部の取組にとどまっておりますが、堆肥をペレット化して広域流通ができるようにするといったような方策も考えていく必要があるかというふうに考えております。

【山口(経)副委員長】材料としては、畜産から出る、廃棄される糞尿、そしてまた、森林から樹皮、バーク堆肥ですね、これも材料になるか思いますので、その辺が流通販売の体制といいますか、有機肥料はこうなんだということを、体制づくりをしていかんと、有機肥料だけの活用というのはなかなか広まっていけないと思います。ですから、そういう体制づくりにも、県の指導を発揮していただきたいというふうに思っております。

そしてまた、少農薬、有機肥料使用、そういったことが農家全体に普及していけば、それは有機栽培という形になっていきますから、そういうことを指導するのであれば、体制づくりというのをひとつ十分やっていただきたいと思うんですけれども、最後に、部長、ご見解をお聞きしたいと思います。

【綾香農林部長】有機農業、特別栽培等環境に配慮した農法を、今後、県としてもしっかり進めていかなければと思っています。

そのためには、先ほどからご答弁しており、技術開発によって農家が、精神論ではなくて、しっかりその技術を入れることで一般的に取り組める、普通の技術として取り組めるような社会にもっていかなければならないと思っております。そうすることで生産も、農家も取り組めるし、消費者にとっても容易に購入でき

る、普通に農産物の安全性が増していくと。そして、しっかり農家も所得が確保できるというような農業を取り巻く環境の整備に向けて、しっかり関係各方面とも調整をして、協議をして、体制づくり等にも取り組んでまいりたいと考えております。

【久保田委員長】 それでは、次に、自由民主党・県民会議、自由民主党会派より、「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないとの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことを求める意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔意見書（案）配付〕

それでは、外間委員から、意見書（案）提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【外間委員】 ご提案をさせていただきます意見書についての趣旨説明を行わせていただきます。

国営諫早湾干拓事業は、その完成後、防災効果が十分に発揮されまして、昨年の7月及び本年の8月の豪雨においても大きな被害はなく、ようやく高潮・洪水の危険から解放されたと、地元の方から大変評価をされております。

開門問題をめぐる訴訟におきましては、令和元年6月に最高裁から「開門を認めない」との方向性が示されております。

また、国は、平成29年4月の農林水産大臣談話では、開門によらない基金による和解を目指すことが最良の方策であると表明をされております。

県議会といたしましては、諫早湾干拓事業に対する地元の皆様の評価、これまでの経緯を踏まえて、そして今回、改めて国に対して「開門しないとの方針」を堅持した上で、真の有明海再生を目指すことを強く要望するとの趣旨から、

本委員会において意見書提出を提案いたします。

委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【久保田委員長】 ただいま、外間委員から説明がありました、「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないとの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことを求める意見書（案）」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 それでは、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり意見書（案）を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないとの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことを求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時54分 休憩

午後 2時54分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、12月13日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時55分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月13日

自 午前10時 0分
至 午後 1時47分
於 委員会室 4

水産加工流通課長 渡邊 孝裕 君
水産加工流通課企画監
(国内外流通対策担当) 齋藤周二郎 君
漁港漁場課長 川口 末寿 君
漁港漁場課企画監
(漁場・環境担当) 一丸 俊雄 君
総合水産試験場長 中村 勝行 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 久保田将誠 君
副委員長(副会長) 山口 経正 君
委 員 溝口芙美雄 君
" 瀬川 光之 君
" 外間 雅広 君
" 西川 克己 君
" 山口 初實 君
" 川崎 祥司 君
" 吉村 洋 君
" 山本 由夫 君
" 堤 典子 君

農 林 部 長 綾香 直芳 君

産業労働部次長 宮地 智弘 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長 齋藤 晃 君
水産部次長 小田口裕之 君
水産部次長 川口 和宏 君
水産部参事監(漁港漁場
計画・漁場環境担当) 高原 裕一 君
漁政課長 佐古 竜二 君
漁業振興課長 吉田 誠 君
漁業取締室長 尾田 一将 君
水産経営課長(参事監) 岩田 敏彦 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【久保田委員長】おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【久保田分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【齋藤水産部長】本日もよろしくをお願いいたします。

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分であります。

歳入予算は、国庫支出金16億3,754万7,000円の増、合計16億3,754万7,000円の増。

歳出予算は、水産業費12億9,865万2,000円の増、公共土木施設災害復旧費15億8,500万円の増、合計28億8,365万2,000円の増となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

（国庫支出金について）

国庫支出金については、本年9月の台風14号により被害を受けた漁港関係施設の早期復旧を図るため、国庫負担金16億3,700万円の増を計上しております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、水産業総務費134万8,000円の減を計上いたしております。

（漁港災害復旧費について）

本年9月の台風14号により被害を受けた漁港関係施設の復旧に関する経費として、漁港災害復旧費15億8,500万円の増を計上いたしております。

（水産生産基盤整備費について）

本年9月の台風14号により被害を受けた漁港関係施設の改良工事に要する経費として、水産生産基盤整備費13億円の増を計上いたしております。

（繰越明許費について）

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な工期が確保できないことから、漁港災害復旧費19億8,500万円として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、さきの定例会において設定した繰越明許費について、県営漁港水産基盤整備費23億3,552万9,000円の増、市町村営漁港水産基盤整備費2億6,723万1,000円の増として、繰越明許費を設定しようとするものであります。

（債務負担行為について）

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

「水産環境整備費（工事県債）」は、令和4年の魚礁及び増殖場の効果調査に要する経費として、1億2,600万円を設定しようとするものであります。

「水産生産基盤整備費（工事県債）」は、令和4年度の小値賀漁港ほか2漁港における浮棧橋屋根設置工事等に要する経費について、5億100万円を設定しようとするものであります。

「機能保全事業費（工事県債）」は、令和4年度の小値賀漁港における浮棧橋補修工事に要する経費について、1,500万円を設定しようとするものであります。

「漁港海岸自然災害防止事業費（工事県債）」は、令和4年度の岩瀬浦漁港における護岸改良工事に要する経費について、4,900万円を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議、賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明をお願いいたします。

【川口漁港漁場課長】私から災害関係予算、ゼロ国債、ゼロ県債予算、繰越明許費について、続けて補足説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料1「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和3年度災害関係予算（案）について」をご覧ください。

1ページをお開きください。

本年9月に来襲した台風14号により被災を受け、11月補正予算が必要となった事項をご説明いたします。

まず、上段の3年災害復旧費【公共事業】について、2漁港、2か所の漁港の防波堤、護岸を

従前の機能に回復させる費用として15億6,500万円を計上しております。

続きまして中段の3年災害復旧費【単独事業】について、上記平戸市の防波堤災害の復旧に必要な測量調査設計費として2,000万円を追加計上しております。

続きまして下段の漁港関係災害関連事業費について、上記平戸市の防波堤災害において、一連の構造物の強化を図り、再度災害防止を図る費用として13億円を新たに計上しております。

2ページをお開きください。

代表的な箇所である宮ノ浦漁港の災害復旧、災害関連事業についてご説明いたします。

宮ノ浦漁港の西防波堤において、台風波浪の影響により、全長303メートルのうち120メートルが倒壊する被害が発生しております。

復旧は、倒壊区間のみを原形に復旧するというものではなく、倒壊部を含めた一連区間の180メートルにおいて堤体幅を広げるなど、機能を強化した構造で復旧を行っていくこととしております。

3ページには災害箇所図、4ページには詳細な被災箇所一覧表について、既定予算で対応する7月、8月豪雨も含めたものを掲載しておりますので、ご覧ください。

災害関連予算については以上でございます。

続きまして、ゼロ国債・ゼロ県債予算についてご説明いたします。

資料は、資料2「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 令和3年11月ゼロ国債予算（案）及びゼロ県債予算（案）について」になりますが、説明に入ります前に、記載内容に一部誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

5ページと6ページの箇所別資料になります。

下段の赤枠表示の中に、「ゼロ県債」という記載がありますが、正しくは「ゼロ国債」でございます。双方ともでございますが、大変申しわけありません。訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明に入りたいと思います。

1ページをお開きください。

ゼロ国債は、翌年度に予算化する国庫補助事業について、当該年度の支出を伴わずに前倒して発注するために、国の承認を得て設定する国庫債務負担行為であります。

ゼロ県債は、当該年度の支出を伴わずに前倒して発注するために、県が独自に設定する債務負担行為であり、翌年度に予算化する単独事業が対象となります。

設定の主な目的は、漁業活動に影響しない時期や風浪に著しい影響を受ける前に海上工事を完成させる必要がある工事、魚礁や藻場造成の効果の検証を前倒して行う必要がある調査などについて、効率的かつ効果的な事業実施を図ろうとするものなどであります。

2ページをお開きください。

設定額は、ゼロ国債として、早期の事業着工が必要な県営漁港4か所、漁場の効果調査2件において、県予算ベースで6億4,200万円を、ゼロ県債として、早期の事業着工が必要な県営漁港1か所において、県予算ベースで4,900万円を計上しております。

主な箇所の概要を説明いたします。

4ページをお開きください。

ゼロ国債を設定する小値賀漁港でございます。

小値賀漁港では、品質の高い水産物の出荷と就労環境の改善を目指し、浮棧橋及び岸壁に屋根を設置するものであります。

屋根の設置には、鋼材の確保が必要となりますが、昨年度から鋼材の納入が遅れる事案も見

受けられていることから、早期に鋼材を手配し、年度内の完成を目指すものであります。

8から9ページをお開きください。

同じくゼロ国債を設定する漁場の効果調査でございます。

魚礁や増殖場の機能発揮状況を把握するため、長崎南地区ほか4地区で、魚礁及び増殖場の効果調査を行う予定であります。

魚礁の効果調査では、年間を通じた利用状況を詳細に把握するため、年度当初から調査を行う必要があります。

また、増殖場の効果調査では、藻場の繁茂期である春の季節の調査が重要であることから、いずれも4月に調査に着手するために発注を前倒しするものであります。

10ページをお開きください。

ゼロ県債を設定する新上五島町の岩瀬浦漁港でございます。

岩瀬浦漁港では、台風時の高潮による背後家屋の浸水被害を防止するため、護岸のかさ上げ等を行うものであり、台風が多発する9月より前に工事を完成させるものであります。

3ページには、事業箇所図、5ページから7ページまでは、その他の事業概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、ゼロ国債、ゼロ県債予算の説明を終わります。

続きまして、資料3「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【繰越事業理由別調書】」をご覧ください。

1ページをお開きください。

上の表は、繰越理由別に件数と繰越額を表した表であります。

主なものは、その他台風災害と新型コロナウイルスの影響による遅れが6件、35億1,500万

円で、全体の約60%を占め、次いで 施工計画・設計及び工法変更による遅れが22件、22億4,967万5,000円で、約39%となっております。

なお、上段括弧書きは、さきの9月議会で承認いただいた件数、金額でございます。

続きまして、9月議会から増額になった主な理由についてご説明いたします。

まず、 施工計画・設計及び工法の変更による遅れでございますが、長崎漁港の岸壁上に屋根を設置する工事におきまして、契約後、全国的な鋼材需要の高まりにより納入が遅れることが判明し、年度内の完成が困難となったものなどの理由で繰越が増加し、22件、22億4,967万5,000円となっております。

次に、 地元との調整による遅れでございますが、島原市の湯江漁港の泊地浚渫工事において、契約後、ノリの生産者から、当該工事の施工時期は、工事の濁水によりノリの生育に影響する可能性があるため施工を待ってほしいとの要請があり、工事を一時中止することとし、年度内の完成が困難となったもので1件、4,017万円となっております。

次に、 その他台風災害、コロナの影響による遅れでございますが、先ほど説明いたしました災害復旧工事の発注が、災害査定額決定後となるため、工事の年度内での適正工期が確保できないなどの理由で繰越しが増加し、6件、35億1,500万円となっております。

下段に参考として、経済対策補正と災害に伴う繰越しを除く最近3か年間の繰越状況を記載しております。

2ページから6ページまでは、予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しております。

各表の上段には、県予算額、繰越額を予算科

目別にまとめております。

なお、繰越しを予定している事業につきましても、引き続き、執行管理の徹底など工事の早期完成に努めてまいります。

私からの補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【久保田委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、水産部長より総括説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】資料は、「農水経済委員会関係説明資料」と同資料の（追加1）がございません。お手元にご用意いただければと思います。

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」であります。

本議案については、長崎魚市場高度衛生化荷さばき施設の整備に伴い、西棟のほか、新たに東棟3期及び魚函保管庫に設置された関係業者向けの現場詰所の使用料を定め、区分名称の変更を行うため所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について、日中・日韓水産関係交流について、漁業技術ベースアップ講座について、長崎魚市場事業経営戦略について、長崎県水産加工振興祭について、第9回長崎発「旨い本マグロ祭り」について、鯨食文化の伝承に関するイベントについて、研究事業評価について、事務事業評価の実施について、施策評価の実施について、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況についてであります。このうち主な事項についてご説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

（新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について）

新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い、9月末には全国的に緊急事態宣言が解除され、これ以降11月1日までに関係都道府県での営業時間短縮要請も全て撤廃された状況にあります。

これを受け、県内の主な漁協に漁獲物の取引価格など、流通動向等の状況変化について調査を行った結果、一部では単価の上昇など市況回

復の兆しがうかがえる明るい情報もありますが、依然として魚の安値が継続しており、時短営業解除の影響は感じられないといった声も多く、漁業者をはじめ漁業関係者の経営は引き続き厳しい状況にあります。

このため、本年9月に補正予算で増額した「県産水産物販売促進緊急対策事業」により、販売促進キャンペーンなどによる県産水産物の商流確保を図るべく、10月末には県内量販店の大型店舗オープンに合わせ、鮮魚や加工品等の販促強化イベントなどの取組支援を行ったところであり、今後は県内量販店だけでなく、漁協直売所や県外量販店での販売促進キャンペーンなども随時展開してまいります。

引き続き、新型コロナウイルス感染症が県内水産業に与える影響を注視し、状況の推移に応じて浜が求める新たな対策の検討を行うなど、厳しい状況を乗り切るため、しっかりと取り組んでまいります。

説明資料の3ページをお開きください。
（漁業技術ベースアップ講座について）

去る10月20日、21日の2日間、県庁で令和3年度「漁業技術ベースアップ講座」の集中講義を開催いたしました。

この講座は、水産業振興基本計画の基本目標である“環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成”の実現に向け、最先端の漁業機器やICT技術を活用した生産活動の効率化や省力化等について学んでいただき、本県水産業のスマート化を促進しようとするもので、今回は、漁業技術習得中の研修生からベテランまでスマート漁業に関心ある漁業者16名をはじめ、関係市町の職員など県内各地から約30名に参加いただきました。

集中講義では、長年蓄積されたベテラン漁業

者の経験や技術、勘をデジタル化し、AI解析によりピンポイントの漁場提案を行うシステムや、GPSの位置情報と魚群探知機の水深情報から独自に3Dの海底地形図を作成できる最先端の船舶機器、あるいは水産現場におけるドローンの活用など、2日間にわたって全8テーマの講座を開催し、受講者からは「いろいろな最先端技術に触れ、新しい発想や発見が得られた」、「漁師初心者なので全て勉強になった」、「様々な地域の方との交流の場を増やしてほしい」などの感想が寄せられたところであります。

今後も、このような集中講義のほか、各種集会への講師派遣や実機を搭載した船舶を使った現地講習会など、様々な形で「漁業技術ベースアップ講座」を開催し、水産現場へのスマート水産業の導入を促進してまいります。

（長崎魚市場事業経営戦略について）

長崎県地方卸売市場長崎魚市場は、昭和33年に長崎県が開設し、魚市場特別会計により運営を行ってまいりましたが、近年は取扱量・金額の減少による使用料収入の低迷や、施設の老朽化による修繕費の増加等により厳しい経営状況が続いております。

こうした中、公営企業の経営健全化を図るため、総務省からの通知に基づき、今般、経営戦略を策定いたしました。

本経営戦略では、現在整備が進められている高度衛生化施設を活用した魚価向上や輸出拡大、また効率的な修繕計画による経費削減などに取り組み、令和3年から13年までの間で、取扱量及び金額の増加と使用料収入の増加を目指すこととしております。

今後とも、当該経営戦略に基づき、長崎魚市場の経営健全化を進めてまいります。

続いて、説明資料（追加1）の1ページをお開

きください。

（長崎県水産加工振興祭について）

本県水産加工品の品質向上と県民へのPRを目的に、「第59回長崎県水産加工振興祭」として水産製品品評会と即売会を開催いたしました。

去る11月29日に開催された品評会では、乾製品部門、ねり製品部門、塩干・みりん干・塩蔵部門、調味加工品・漬物部門、デザイン部門の計5部門に出品された422点が審査され、優秀な製品32点に農林水産大臣賞、水産庁長官賞など7賞が授与されております。

また、即売会について、昨年度は新型コロナウイルスの影響でインターネットによるWEB即売会を開催いたしましたが、今年度は、品評会入賞製品の展示と合わせて佐世保市において12月4日から5日まで、長崎市において12月10日から12日まで開催し、多くの県民の皆様にご来場いただいたところであります。

今後とも、本県水産加工品の品質の良さについて、さらに認識を深めていただくよう取り組んでまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】次に、水産加工流通課長より補足説明をお願いいたします。

【渡邊水産加工流通課長】私の方からは、「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」について、補足説明させていただきます。

お手元に配付しております資料4「令和3年11月定例会県議会農水経済委員会補足説明資料 第136号議案『長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例』」についての1ペー

ジをご覧ください。

本条例の改正理由につきましては、長崎魚市場の施設使用者から徴収する使用料を施設ごとに定めており、昨年度までに施設整備した西棟の現場詰所と事務所の使用料を定めておりましたが、今年度新たに東棟3期及び魚函保管庫が供用開始となるため、本条例の別表にある施設使用料の区分名称を変更するものでございます。

改正の内容につきましては、これまで空調設備の有無で、現場詰所と事務所としておりましたが、今回、空調設備のある卸売場西棟現場詰所使用料を西棟に限定せず、卸売場現場詰所使用料（空調設備あり）とし、空調設備のない卸売場西棟事務所使用料については、西棟を削除し、事務所を現場詰所として、卸売場現場詰所使用料（空調設備なし）と変更するものでございます。

なお、金額につきましては、空調設備がある・なしで分けておりまして、1平方メートル当たり一月につき700円、空調設備がなしということで600円とし、金額に変更はございません。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【溝口委員】この卸売市場の条例を、金額は全然変わらないのになぜ変えなければいけなかったのか。それとも仲買の方々から、はっきり明記してやれと言われたのかどうか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【渡邊水産加工流通課長】前回、西棟だけを整備して、その中の現場詰所事務所ということで条例を改正したところでございますが、今回、西棟、東棟、長崎魚市場全体ということになり

ましたので、西棟現場詰所と、「西棟」という名前を書いていた部分を削って、卸売場現場詰所ということでございます。

あともう一つは、前回、西棟の事務所ということで書いておりましたけども、使用の方法を見ると、片方は、卸売業者の方々が中心に使う選別作業員の休憩所等で事務所とされていたものが、生産者などが休憩する場所、また、いろんな資材を置く場所ということで、空調を置か、置かないかという差でございましたので、中身としては非常にわかりにくいという声もあったので、今回、現場詰所という同じような形で統一したものでございます。

【溝口委員】わかりました。ただ、700円と600円ということで金額変わらなかったということですけども、大体100円の差ぐらいで採算は取れるということになるんですか。

【渡邊水産加工流通課長】100円の差で空調があるか、ないかの差も埋め合わせて対応できるということでございます。

【久保田委員長】ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第136号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明をお願いします。

【佐古漁政課長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料についてご説明いたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料」をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきまして、本年9月から10月の直接補助金の実績は、1ページから2ページまでに記載のとおり、地域を担う漁協機能強化支援事業費補助金など計14件となっております。

なお、事業概要の欄につきましては、10月の決特分科会における山口初實委員からのご指摘を踏まえして、具体的に記載するよう改めております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、9月から10月までの実績は、3ページから7ページに記載のとおり、建設工事が27件、54ページから55ページに記載のとおり、建設工事に係る委託が計8件、60ページに記載のとおり、建設工事以外が計2件となっております。

なお、このうち入札に付しましたものにつきましては、入札結果一覧表をそれぞれ添付させていただいております。

次に、陳情・要望に対する対応状況につきまして、知事及び部局長に対する陳情要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものにつきましては、新上五島町からの県の施策に関する要望書など計2件となっております。

す。

これに対する県の対応につきましては、資料の63ページから108ページにかけて記載のとおりでございます。

最後に、附属機関等会議結果報告につきましては、109ページから111ページに記載のとおり、長崎県漁業経営改善計画認定審査委員会等、計2件となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【久保田委員長】次に、水産加工流通課長より補足説明をお願いいたします。

【渡邊水産加工流通課長】本日報告いたします「長崎県地方卸売市場長崎魚市場事業経営戦略」において、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

長崎魚市場の運営については、県が開設者となり、長崎魚市場特別会計による運営を行っている中、公営企業の経営健全化という観点からの総務省の要請に基づき、今般、経営戦略を策定するものでございます。

長崎魚市場の現状といたしましては、以西底引き網漁業の減船やまき網漁業等の漁獲減、輸入水産物の取扱高減等により、取扱高は減少を続けており、量、金額とも平成2年をピークに約3分の1の取扱いとなっております。

また、現在、高度衛生化施設を整備中であり、令和5年度末に完成予定となっているところでございます。

さて、経営戦略の内容についてですが、期間を令和3年度から13年度までとし、基本方針として、1、産地間競争力の強化・推進、2、安全・安心なブランドとしての魚価向上、3、中国をはじめとする東アジアへの輸出拡大、4、特別会計への健全化の4項目を掲げ、投資・財政計画と

いたしまして、その下の3項目を掲げ、その取組を結果といたしまして、令和2年から令和13年にかけて、取扱量・金額につきましては、令和2年の9万トン、287億円から令和13年には12万トン、355億円に、使用料収入につきましては、1億4,800万円から1億8,900万円に増加する計画でございます。

県といたしましては、この経営戦略に基づき、より計画的かつ効率的な魚市場運営を行い、魚市場関係者はもとより、主な出荷者である漁業者の水産向上につなげていきたい所存でございます。

以上で、長崎県地方卸売市場長崎魚市場事業経営戦略の報告を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願ひします。

審査対象の番号は、69、78、90、91です。

陳情書について何かご質問はございませんか。

【西川委員】陳情78について、燃油高騰、セーフティーネットもあると思いますが、やはり私たちが漁民の方に会うと、「どうかしてくれ、どうかしてくれ」と、「もう出漁しきらん」というような話があります。

県も枠があって、どうしようもないところもあって、国次第のところもあるかと思いますが、漁業者の困窮について何とか県で支援策を考えられないものか、また、どれくらい困窮していると取っておられるのかお尋ねしたいと思います。

【佐古漁政課長】燃油高騰についての、まず漁業者の影響でございますけども、全体的に水揚

げの数字等、比較の数字というのは、今、把握まではできていないんですけども、私どもの方で、県内に64漁協がございますけれども、アンケートという形で今の状況についてお伺いをいたしました。回答をいただいた中で約9割の漁協が、やはり燃油高騰の影響があるという回答をいただいています。

具体的に申し上げますと、委員おっしゃるように漁業者の方の操業意欲の低下というのがやはり多いんですけども、さらに具体的に申し上げますれば、例えば出漁しても操業、いわゆる漁場探索を従来ほどはできないと、探索の範囲が非常に狭くなっている。その結果が、水揚げ等の減少というのにもつながっているんだろうと思います。

実際、私も新上五島町の旅館の方とお話しする機会がございましたけども、魚がなかなか手に入りづらいということがあるようです。

一方で、長崎市内の宿泊施設の経営者の方に聞くと、そこまで入手できないという状況ではないというようなお答えもいただいていますけども、やはり漁業種類によって影響の大きさというのは少し異なっているのかなという認識は持っておりますけども、いずれにしても、全体としてこの燃油の影響というのが生産者の経営を圧迫している。もともとコロナの影響で、業種によっては魚価安というのが今も続いている状況にある中での燃油高騰ですので、漁業者の所得の向上という、我々が一番目指すところですけども、それに向けて水産部としてどういった対応ができるか、今も燃油の価格の状況はしっかり注視しながら、並行して検討しているところではございます。

参考までにですけども、県内の市町でも、これは従来からですけども、独自の支援を講じた

り、あるいは今回新たに支援を講じるという趣旨もございますので、市町に対しても、県の方からもぜひ検討をお願いしたいという話は今差し上げているところでございます。

【西川委員】直接、燃油高騰対策、つまり油代を幾らか出すということは、今のところ県としてはできないというのは私も承知しております。しかし、何とかして漁業者に操業意欲を持たせるため、さあ漁に出るぞという気持ちにさせるために何か違う方法で支援、浜の活性化プランにそういう支援事業はないかもわかりませんが、何か漁業者及び漁協を通しての意欲を持たせるような支援策など、長崎県は水産県ですから、水産業の衰退は県民の所得の低下とか、また、人口流出にもつながりますので、できるだけ水産業をやめたい、やめるといふ人が出ないためにも、県も何かで加勢しますよという姿勢、つまりそれは支援事業だと思いますので、何か違う項目でも考えていただいて、お願いできればと思いますが、案外といたらおかしいですが、深刻なところまできていると思いますよ。水産部長、何かいい考えありませんか。

【斎藤水産部長】ご指摘のとおり、特に今燃油高騰だけでなくコロナという非常に危機的な状況があって、まさに漁業者の方々にとってはダブルパンチになっているような状況だと認識しております。

水産物を安定供給していくというのは、やはり県の責務と、仕事の一つというふうなことでございますので、この場で燃油以外のところでもこうするとか、具体的などころまでは申せませんが、漁政課長も申したとおり、現在の水産部内で何かできるかといったことを検討している状況でございます。

【西川委員】丁寧で優しい対応をしていただき

ますよう、お願いして終わります。

【久保田委員長】ほかに陳情についてありませんか。

【山本(由)委員】政策等決定過程のところでご質問しようと思ったんですけど、今、西川委員の方からご質問いただいたので、関連ということで質問させていただきます。

先般の長崎新聞の記事に、農業ですけども、コスト縮減対策会議というのが県庁で開かれて、これは施設園芸のセーフティーネット構築事業の加入者についてなんですけれども、平成15年は800戸以上あったけども、その後、燃油価格が安定をしたために半減をしたと。今後、やっぱり加入への周知を徹底するように呼びかけたというふうな記事が載っていたんですね。

燃油の価格自体は同じでしょうから、今のセーフティーネット構築事業の加入者の状況と加入率というのを、ここで伺いしてよろしいでしょうか。

【佐古漁政課長】現在の加入者で申し上げますと、3,404人が漁業経営セーフティーネット事業に加入をしている。このうち漁協正組合員が3,122名でございまして、漁協の正組合員全体が7,700名程度でございますので、正組合員で考えると、県全体で約4割の方が加入をしているという状況でございます。

もちろん燃油の使用量の多寡というのが海区ごとに違っておりますので、海区ごとには加入率が高いところから非常に低いところがあるというのが現状でございます。

【山本(由)委員】わかりました。

それから農業との比較でしようけど、施設園芸の方のネットワーク事業というのが、令和3年度については、今、第三次募集をして期間を延長しているということで、年度の途中でも加

入できるようになっていると。

漁業の方は、現在、年に1回、年度末にしか入れないというふうな形で、国の方なんでしょうけれども、漁業についても年度途中で、例えば年に3回とかというふうな形で加入できるようにならないかという声をお聞きしているんですけども、この点についての見解はいかがですか。

【佐古漁政課長】農業につきましても、例年は年1回の募集ということで聞いております。

漁業も、毎年3月が申し込みの期間で、いずれも、これまでは年1回の募集というふうに聞いております。今年度については、農業分野の方では追加募集というのを2回やって、年間3回の募集というふうに聞いております。

私自身、この情報を知ったのが12月に入ってからで、なぜ漁業の方で同じような柔軟な対応ができなかったかなという思いは持っております。

先ほど西川委員から県独自の対策というご提案もいただいておりますので、農業で柔軟な対応ができている中で漁業ができてないというところについては、水産部として制度を検討していく時には、考慮に入れて考えたいと思っています。

加えて、関係機関に、この制度を所管している社団法人がございまして、そういったところに対しても柔軟な対応をお願いしていくということも考えないといけないかなと思っております。

【山本(由)委員】ありがとうございました。

先ほどの課長の答弁の中で県内の市町ではというお話があって、佐世保市が、今回、加入者以外の方でも来年以降入るという意味のある方については、12月から1リットル当たり10円補

助しますというのをしているというふうにお聞きをしています。

この政策等決定過程の話になるんですけども、県としては、省エネ型漁業への転換促進であるとか、先進的な漁法とか、漁労技術の導入の支援などの燃油価格に影響されにくい漁業経営体への転換を図っていきますよというのが基本方針のようですけれども、実際に転換が進んでいるのかというと、まだそこまでやっぱり十分じゃないんじゃないかなというふうに、個々の漁師さんを見ていると思うんですね。

だから、そういった意味で、転換は転換で進めていかないといけないけども、そうじゃない方については、やっぱり何らかの救済というか、自助努力はした、当然、加入するというふうな自己負担も取っていただかないといけないでしょうけども、そういったもののリスクを取った方については、やっぱり支援ができるような方法というのを県として考える、あるいはなかなか難しいということであれば、もっと国に対して強くお願いすることはできないのかなというふうに思うんですけど、部長の方にお聞きしてよろしいですか。

【斎藤水産部長】まず、制度の改善とセーフティーネット事業というのは、国がやっていますので、セーフティーネット事業も発足以来、実は発動ラインを下げるとか、より使いやすくなるように変えてきているというのは、実績がございます。

先ほど漁政課長が申しましたとおり、農業と比べて水産は使い勝手どうなっているんだということで、今後いろいろ意見を聞きながら使い勝手がよくなるように、そこは要望なりを考えたいと思います。

あともう一つ、もちろんセーフティーネット

があるので、こういう制度があれば、それを使って燃油価格というのを、要するに補填とか、ピンチになった時にそういう制度を活用すると、これは基本だと思うんですよ。基本だけれども、やはり加入状況が低いと。

一つは、今言った加入、入りやすいように要望なりで変えていくと、あるいは加入促進を図るというふうなことで、これは漁連と連携して呼びかけていくということも考えております。

さらに、先ほど申しましたのは、これはいろいろ今までやってきたんだけど、コロナという異常な状況で、今現在、即応的に何ができるのかと。これについては西川委員にご回答させていただいたとおり、今、水産部の中で検討を進めているところでございます。

【久保田委員長】ほかにご質問はございませんか。

【山口(経)副委員長】セーフティーネットの関係で今議論がっておりますので、私もセーフティーネットの関係でお聞きしたいと思います。

加入状況が低調であるということなんですけども、その要因と、これからどう促進していくのかというのを一つお聞きしたいと思うんですけども。

【佐古漁政課長】加入率が、全県平均で40%ということですので、この加入率が低くとどまっている要因としては、やはり燃油使用料が少ない漁業者の方は、なかなかメリットを感じられないというようなこともあるようです。発動がなされない期間が、直近で2年間ほど、昨年度の第4四半期からは3期連続発動されておりますけども、その前に2年間程度発動がなされない時期もあったということで、その間に脱退をされる方というのもいたようです。

ですから、一番はちょっと感覚的なお話にな

って恐縮ですけども、やはり積み立てて、それが自分にどう返ってくるかというメリットを感じられていない方が多いのかなと思っておりますので、今回、私どもも漁業者の方のご意見を聞いた時に、一つおもしろい考え方としてなんですけども、これは国と漁業者が1対1で負担をして補填金が下りてまいりますので、漁業者の方が1積み立てれば、発動されたら、いわゆる同額が一緒に戻ってくるわけですね。考え方としては金利100%の貯金をしていると、そういう受け止め方をされている漁業者もいらっしゃいます。

ですから、私どもは、これまではどちらかという県漁連に、この加入促進というのはお願いをしてきたわけですけども、これからは県もしっかり役割を果たして、浜回りを漁連と一緒にやりながら、先ほどのようなセールスというか、こういう制度なんですよというところを、漁業者の皆さんにわかりやすい形でお伝えをしながら、一人でも多くの方に加入をしていただくという動きを取ってまいりたいと思っております。

【山口(経)副委員長】 使用料が少ないところが、積み立てても合わんのじゃないかと。さっきおっしゃったメリットが少ないという形の中ですけども、段階的に年間の使用料に応じたり、積立金の単価も7段階から選択できるという制度になっておりますので、その辺はしっかり周知なさって、もっと使用料の少ない方々にも、そういうメリットがありますよということを十分表現しながら、加入促進をやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

【佐古漁政課長】 とにかくわかりやすく、直接お伝えしないと、この制度の有効性というのはなかなかご理解いただけないと思っておりますので、

私ども本庁職員ももちろんですけども、水産関係の地方機関のマンパワーも使いながら、あるいはセーフティネットの説明会というような形、これはこれで必要かもしれませんが、例えば普及センターの方では様々な指導を日々行ってますので、漁業者の方と直接お話をする機会に合わせて、そういうわかりやすい説明というのを努めると、これが幾らかでも加入促進につながるのではないかなと思っておりますので、今後しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【山口(経)副委員長】 それから、個人加入とグループ加入というのがあるということがわかっております。

そのグループ加入には、事務費も支払われるということなので、もし使用料が少ないような漁協、そういったところもグループ加入して、漁協がそういう取りまとめをして事務費をいただくというのが、一番漁業者のためになるんじゃないかと思っておりますので、その点の普及についてもしっかりとやっていただきたいと思っております。終わります。

【久保田委員長】 ありがとうございます。

ほかに陳情書についてご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 質問がないようですので、次

に所管事務一般について質問はありませんか。
委員一人当たり20分を目安によろしく願います。

【堤委員】まず、漁業技術ベースアップ講座についてお尋ねをします。

今年度の講座、集中講義を開催されたということがありますけれども、この漁業技術ベースアップ講座というのは、いつから、今までどれくらい開催されているのか、参加者の数とか、そういったところをまずお尋ねしたいと思いません。

【岩田水産経営課長】ベースアップ講座につきましては、今年度から実施をしております。

1回目を7月27日、31名を対象に1回やっております。その次に10月7日に16名、10月14日に5名、10月20、21日に22名、さらに11月5日に8名、11月16日に23名、11月19日に5名、11月24日に15名でやっております。トータルで125名の方を対象に、これまでやってきているところで、今後もまた年度内に予定をしております。

【堤委員】今年度からスタートということで、何回にも分けてされたということです。この中身というか、今回はというか、大体はスマート水産業を進めていくということでの講座になっているのかなと思いますけれども、こういった内容を今までずっとされてきたのかお尋ねします。

【岩田水産経営課長】10月20、21日につきましては、県庁の方に集まっておきましてやっております。それ以外は、例えば10月7日は諫早市の諫早湾漁協の方でしております。その際は、受講される方に事前に意見を聞きまして、どういう内容がいいですかということでやっております。

例えば、諫早の場合は、カキの養殖が盛んですので、カキの自動選別ですとか、自動掃除機

の最先端の機器を見たい、情報を知りたいということで、そういうことをやらせてもらっております。

それから、下五島でやった際には、定置網での最先端のものが知りたいというようなことで、地元の要請に合わせて、こちらの方で講師の方も選ばせていただいて、それぞれ実行させていただいております。

【堤委員】わかりました。そうすると行った先の漁業者の皆さんの要望というか、こういうことを知りたいという声を生かした講座をされているということですが、その開催の回数とか、開催場所とか、そういうのは何か計画が年間で行われているのかどうかお尋ねします。

【岩田水産経営課長】基本的には、県内各地区を回ってやりたいと思っておりますので、希望があれば、当然、複数回でも、我々の方は出向いて講座をさせていただきたいと思っております。

【堤委員】わかりました。各地区で回りながら、要望があれば再度ということで、本当にそういうことを知りたい漁業者の皆さんにしっかり応えていただくような、そして参加した人の声も幾つか紹介してありますけれども、やはり得るところが多かった講座であったかなと思いますので、これからもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一点、この資料の6ページに、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」があるんですが、この中で終わりの方に、「漁業者の所得向上と持続可能な生産体制の整備」ということで、「1経営体当たりの平均漁業所得が基準年比7%向上するなど一定の効果が現れている」ということが書かれています。

このことについて、資料のどこに、そういうのが表れているのかなと私はわからなかったんですが、そこを、まず質問します。

【久保田委員長】 しばらく休憩します。

午前11時 0分 休憩

午前11時 0分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

【佐古漁政課長】 今回、お配りしております「まち・ひと・しごと創生総合戦略評価調書」がございますけども、そちらの20ページが一番上のKPIになりますけども、1経営体当たりの平均漁業所得で申し上げて、基準年が5か年平均239万4,000円から令和2年の実績として257万3,000円ということで、下の103%というのは目標に対する達成率でございますので、基準値からしますと7%の伸びということになっております。

【堤委員】 探しきれなかったですけど、確かに20ページに、わかりました。

平均漁業所得が7%向上というのは、本当に成果を上げているということですが、この中身については、幾らかは書いてありますけれども、もう少し詳しく説明いただければと思いますが。

【佐古漁政課長】 こちらにつきましては、進捗状況の分析の欄にも記載をしておりますけども、浜の活力再生プランというものを、県内のそれぞれの地域で作成をいただきまして、我々、「浜プラン」という言い方をしておりますけども、そのプランの中では、それぞれの地域の漁業の特色を生かしながら、関係者、関係者と申しますのは、もちろん生産者もございまして、漁協、それから地元の市町、そういった関係者が、その地域全体で所得向上を図るために、それぞれ

の立場で何を進めていくか。

漁業者で申し上げますと、漁をして水揚げをする時間を、例えば短縮して鮮度のいい形で水揚げをする、そのことが付加価値向上につながる。漁協においては、その水揚げしたものを、いかに鮮度のいい形で流通に乗せていくか。市町とか県の役割としましては、そういう付加価値の高い販売をするために共同利用施設の整備を支援するとかですね。

これは、地域ごとに、資源管理ももちろんそうですけども、それぞれの取組がございますので、数も多いのでなかなか難しいのですが、端的に言うと、地域全体が、関係者が役割分担をしつつ、いかに、最終的には漁業者の所得向上を図っていくかというところで、認識を共有して進んでいくためのプランでございます。

【堤委員】 ありがとうございます。それぞれの担当のところで様々な努力を重ねられて、総合的に結果として実績値を上げられたということで本当に素晴らしいと思います。取り巻く状況がなかなか厳しい中で皆さんが頑張っているというのがわかりましたので、さらに、県としても取組の後押しをよろしくお願いしたいと思います。終わります。

【久保田委員長】 ここでしばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時 15分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所管事務一般について質疑応答を行います。

ほかにご質問はありませんか。

【川崎委員】 長崎魚市場事業経営戦略について、説明もいただいたところでありますが、確認も

含めてお尋ねをいたします。

水揚げ数量と金額、グラフ化されてわかりやすくなっていますが、3分の1程度に下がっているという大幅な減少ですけど、特に水揚げについては平成14年、15年、16年、このあたりで1回ぐっと底を打って、額については平成18年、ここまでが急激な減少状況だというふうに思いますが、いま一度、この減少の理由、分析についてお尋ねいたします。

【渡邊水産加工流通課長】長崎魚市場の水揚げについては、平成元年に現在地に施設を移転して、平成2年に22万9,000トン、905億円という数字を出しているという状況で、その後ずっと下がっていると。今現時点では12万トン、直近では9万トンまで下がってしまったという現状です。

この内容については説明させていただきましたが、以西底引き網の減船というのが非常に大きいものがあります。

ちなみに、平成元年の時には以西底引きは20社の201隻ありました。それが、今、令和2年は2社の8隻になってしまっている。以西底引きは、昔は中国沿岸域まで操業していたわけですけども、EEZ等々の問題があって、そこまで行けなくなって漁獲もできないということで、だんだん、だんだん減船になったと。

もう一つは、まき網漁業の漁獲量の減少というのがあります。特に大きいのはマイワシの減少ということで、長崎県では平成3年度に40万トンのマイワシが捕れていました。それが平成9年には887トンということで激減をしています。数年で激減して、その後、このマイワシは上がることなく推移しています。それに代わるようにアジ、サバ等々が増えたり、減ったりということで、若干の増減を繰り返しながら現状に至

っているということで分析しております。

【川崎委員】ありがとうございます。開設当時あった以西底引きについては、漁業者自体が減少となると、大幅な増ということは今後もなかなか難しいんだらうと。あとは現状の漁業者の中において、いかに、この魚市にお魚を集めてくるかという工夫かというふうに思って、その目玉が高度衛生化事業なんだらうと理解はしております。

資料の5ページには、長崎魚市の主な財源である受託物使用料、施設使用料というのがあって、「受託物使用料については、卸売業者と連携をして、高度衛生化荷さばき施設整備により期待される他の市場との差別化を活かした集荷増大に努めます」という記載がありまして、まさに高度衛生化事業が完成に向けて進んでいるんでしょうが、これが非常に今期待をされるころなんですけど、他の市場と衛生化レベル、長崎県というのはどのようなレベルに位置するのか、お尋ねをいたします。

【渡邊水産加工流通課長】高度衛生管理施設ということで、水産庁が基準等を示しております。長崎魚市場はレベル2ということで、ほかの市場も、そのようなレベルで、今、整備を進めているところは行っております。特に、最近では豊洲市場とか、それ以外での産地市場でも同じような高度衛生管理施設整備を行っているところと。

ただ、今、整備を行っていないところは、昔ながらの魚市場の形態をしておりまして、その部分で高度衛生管理施設整備を進めているところは、そのような施設よりも優位に立っていると考えているところでございます。

【川崎委員】まさに今整備を進めているわけですから、最上位レベルであってしかるべきと、それに向けて進んでいるということについては、

競争力をしっかりと維持をしているということではありますが、これは完成をすることによって集まってくる。逆に言うと、完成しないので、どこかに行っているということなんだろうと思いますが、ここのところをもうちょっとわかりやすくご説明いただきたいんです。

高度衛生化によって、当然、魚価が上がっていく。今後の輸出の面についても、高度衛生化のレベルを求められている中において、長崎の市場が、魚市場がかなり高い精度を持って取り組んでいけるということでもありますから、これができる、こういうことに間違いなくなるんですよ。それがあって、この計画なんだろうと思いますが、いま一度、ここのところを詳しくご説明いただきたいと思います。

【渡邊水産加工流通課長】高度衛生化をすることによって、当然、経済的な効果ということを求めて、それが集荷につながるというように考えております。その一番最たるものが魚価のアップだということになるのですが、この点については様々な調査・研究等行なわれてまして、一定の高度衛生管理をすることによって、一定の価格アップ、もしくは、今現在この社会情勢ですから単価を上げるというのはなかなか難しい状況ではありますが、その中でも衛生管理をすることによって今の価格を維持することができるというような調査報告もございます。

ちなみに、水産庁が消費者に漁港の衛生管理に関するアンケートというのを取られておまして、そのアンケートを取った内容の8割の方が、「水産物を購入する際に漁港の衛生管理に対する情報があれば参考にすると。また、約6割の方が、「衛生管理対策を行った結果の価格が上昇しても購入する」というアンケート結

果もいただきまして、そういう意味で、衛生管理に対する非常に強い思いがある。消費者にも非常に関心があるということで、価格のアップにつながるだろうと考えております。

また、長崎魚市場は、やっぱり輸出ということで昔から取り組んでおります。中国輸出について。これまで中国からも衛生管理の面で様々な要求がございましたが、以前の施設であれば、その要求に応えられない状態が生じて、輸出がなかなか進まなくなる可能性がありました。ただ、今回、この衛生管理施設を整備することによって、HACCPに対応するぐらいの施設になっておりますので、それを受けて、中国も、この施設では大丈夫だと。国も登録をして、今、輸出が順調に進めるようになったというところで、そういう意味で高度衛生管理施設整備の意味があると、今後の集荷アップにもつながるのではないかと考えているところでございます。

【川崎委員】輸出の面については、また後ほど伺いますが、先ほど衛生化によって魚価が上がっても購入すると、非常に意識ということについてはうれしいところではありますが、農林部で有機農業の質疑を何度もしていく中に、なかなか広まっていけない一つの理由が、安心安全で欲しいんだけど、高いんだということが如実にアンケート調査で出ているんです。一方、今のアンケート調査であれば6割の方がご理解されている。

実際、長崎というのは、新鮮で安心安全な魚というのが、ある意味ベースにあるものですから、上がったと、「えっ」というのがやっぱり正直なところがあって、だから長崎以外の消費者に向けてもどんどん発信をしていくということが大事なんだろうというふうに思いますが、まさに上がるということに関して、果たし

て、これが競争力がどうなのかということについても非常に疑問なところがあるわけです。

上がると、生産者の方は、もちろんプラスに転じていくわけでありますが、果たしてそれが消費者に向けて、きちんと理解が得られるのか。大消費地に持っていくというところの戦略も掲げていく必要があるんだろうと思いますが、今一度、魚価が上がるということと、間違いなくきちんとそれが国内に、長崎の魚市を通じて展開ができるというようなところ、こういったことが大事だと思うんですね。ご答弁をお願いします。

【渡邊水産加工流通課長】魚価が上がるということに対しては、委員ご指摘のように、やはり消費者の方々は敏感に反応すると考えております。

特に、今のこの状況の中で、これはほかのものにも共通ですけれども、単価が上がらないということで、生産者はじめ流通業界の方々も苦しんでいるというのが現状です。

そういう中で、高度衛生管理施設整備をする意味としては、今の段階では魚価をもっと上げることはなかなか難しいだろうと。ただ、魚価が上がらないにしても、衛生管理をしてないものと、しているものとは区別がされるんだと。だから衛生管理をしていれば、今の魚価を保つ、もしくは若干アップは狙えるかもしれないけども、これから衛生管理しないものは、その差別化によって値段が下げられる可能性がある、逆の意味です。そういう意味で、衛生管理というのは非常に大事だと考えているところです。

ただ、水産加工流通課として、それだけをやっているわけではなくて、それぞれの魚、長崎県の魚というブランドを売りにして、やはり付

加価値を向上させたいという考え方もございますので、その点については、魚市場だけではなくて生産者、または漁協、市町村も含めて、皆さんと協力しながらブランド化をして、魚価をアップする方向のものも考えていかなければならないと。差別化を図っていくような形のことを考えていこうということで進めているところでございます。

【川崎委員】決して、私、高度衛生化を否定しているとか、そんなことではなくて、これによって生産者も、さらに消費者も安心安全で、いいものをということがかみ合えば一番いいんだろうと思っているんですが、なかなかやっぱりそこが難しい課題で、皆様方がチャレンジしていただく分野なんだろうと思います。

今おっしゃったように、魚価を安定というか、逆に下げない、若干でも上がって、きちんと商品もあればということが狙いだと思うんですが、まさに、ここに書かれている経営戦略というのが一つの目玉となってあるわけで、本当にこれを計画どおりに進めていけるような工夫は、先ほどブランド化の話もありましたけど、ぜひしっかりとお取組をいただきたいなと思います。

もう一つ、効果的・効率的な管理の実施という点で、ICTを活用してスマート化による市場取引の効率化・省人化ということですが、この辺のところはどのようなことをイメージされているのか、お尋ねいたします。

【渡邊水産加工流通課長】高度衛生管理施設の中でのスマート化ということであれば、長崎県内でいけば、今年度初めにできた松浦魚市場等で電子入札化というか、画面に入札状況を入れて、それを見て札を入れるというような取組も進めようとしております。そういうことができれば、現場での作業、また、タブレット等を使

うようなことができれば省力化できるんじゃないかというのが一つのイメージとしてございます。

現在の長崎魚市場では、そういうような施設整備が進められておりませんが、今年度からICTを活用したスマート化について、何とか長崎魚市場でもできないかということで検討を始めて、今調査を行っているところでございます。

その内容を受けて、今後、入船状況や水揚げ状況、電子処理で、タブレットでの入札ができるかどうかは別にして、そういうふうなものが可能かどうかを現地の関係者とも話をしながら計画をつくり上げて、今後それができれば施設整備も進めていければなということで今進めているところでございます。

【川崎委員】 まだまだ、ここは少し具体性に乏しいのかなと、今そういう感じを受けました。

ICT化を進めていって、世の中の流れですから、ある意味、DXでしょうからやっていただきたいと思いますし、一方では、そのことによって雇用が失われるというのは、なかなかついて回る話で悩ましいところではありますが、ぜひここも経営戦略を立てる上ではやっぱり避けて通れない課題だと思いますので、しっかりとご検討いただきたいと思います。

次に、事務事業評価についてですが、9ページの長崎産水産物輸出倍増事業費についてお尋ねをいたします。

この事業自体は、終了ということですが、今後、さらに見直しを図って当然力を入れていかなければいけない分野だと思います。

まず、全体で伺いますが、どのような形で水産物輸出の増加に向けて取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】 まず、輸出につきましては、これまでは国内流通で少し余剰があったものを輸出に向けていたというような流れがあったかと思えますけども、今後は有効な市場であるということで、積極的に、そちらを向いてやっていく必要があるのではないかなということが基本にあるかと思っております。

そういった中では、やはり相手先国のニーズに合わせた形での必要となる施設の整備であるとか、あとはどういった水産物を出していくかということの中で相手国との交渉をしたりとか、そういったことで輸出ができるフィールドをきちんとつくっていきながら、輸出に取り組む業者のニーズも踏まえながら対応していきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 先ほど高度衛生化のところでも、海外に向けては、ある意味、高度衛生化をしたところから出すお魚ということについては最低限のところであり、それを海外の人たちも、ある意味、当たり前というところであろうかと思いますが、そういったところでブランド化の話もあったと思うんですね。

今後、どのような形で、どういった分野を狙っておられるのかお尋ねいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】 ブランド化につきましては、今、中国国内で長崎鮮魚というブランドが一定確立されているというふうに私も理解をしているところでございます。

さらに、実は相手の取引先の方から、より具体的な、いわゆる売りをするためにストーリー性が語れて売れるような商品が提案できないかというお話もいただいております。

そういった中では、例えば小長井のカキの「華漣」で言えば、その「華漣」という名前とともに

に、この「華漣」というのがカキの品評会で日本一に輝いているということもあって、そういったところも売り込みをするという形で、長崎鮮魚のさらに奥深いもう一つのブランドですね、少し個別のブランド、そういったところを前面に出しながら打っていくというようなことも、今後検討していこうと考えているところでございます。

【川崎委員】今、中国のお話があって、長崎鮮魚、これはしっかり定着をしているというふうに思うんですね。今おっしゃったカキの話もそうですが、次々にいろんなものに今度取り組んでいかれるんだろうと思います。

そういった中において、共通するキーワードは、長崎ということなんでしょうね、新鮮ということなんでしょうね。ここを少し強調された戦略といいますか、長崎をきちんと売っていく、そういうふうなところをお取り組みになると、例えば俵物の話もあると思いますし、俵物だと、すみません、なかなか長崎でぴんとこないですけど。長崎で恐らく勝てるんだと思うんですよ、長崎で勝てると思うんです。そこをぜひお取り組みをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】長崎はやはり観光という面もございますので、部局間の連携の中で観光とか、そういった意味も含めて、長崎という名前を、もちろん中国の方に浸透させて、それでもって長崎に来ていただいて、食べていただいて、そして帰った時に、また長崎のものを食べたいということで、向こうで長崎の、また鮮魚を食べたり、お求めいただいたりというような形で、うまく長崎が浸透していくように部局間の連携をしながらやっていきたいと思っております。

【久保田委員長】所管事務一般についてのご質問、ほかにございますか。

【山本(由)委員】そしたら手短かに質問します。

島原漁協への支援の関係なんですけれども、6月にも質問させていただいたんですけれども、先月の離島・半島地域振興特別委員会で島原漁協のジオアワビの養殖場を視察をまいりました。これにつきましては、漁政課長、それから水産加工流通課長にも来ていただきまして本当にありがとうございました。

このジオアワビについては、令和2年7月の大雨で第一陸上養殖場のアワビが全滅したということで、水産部長にもお越しいただいて、ご支援をいただいたところではあるんですけれども、そういう中で視察してきまして、今は第二養殖場の方に特化をして進めているということです。

結局、去年の7月の大雨の影響で、もともとあった経営改善計画を、また、新たに変更した形で経営改善変更計画ということで、ご指導いただいて取り組んでいるところなんですけれども、メインになるのは経費の削減とか、そういったところになるんですけれども、当然、改善していくためには一定の販売額、売上額というのをキープしていかなきゃいけない。その中の一つがアワビであるんですけれども、この変更計画の中にアワビの拡大というんですか、そういった計画が入っているのかどうかというのをまずお伺いしたい。

【佐古漁政課長】島原漁協におきましては、令和3年度から、今年度から15年間の経営改善計画に取り組んでいるところでございます。

基本的に、島原漁協が策定をしております今の計画というのが、事業規模を縮小して経営の安定化を図るというのが基本的な考え方になっておりまして、アワビ養殖につきましても、民

営の養殖場に集約するというので、今後15年間の計画の中でアワビ養殖の拡大という考え方は、現状では入っていないという状況でございます。

【山本(由)委員】ありがとうございました。縮小均衡というんですかね、足元を固める、経営自体の体制が非常に整っていないところがあるから、そこをやっていくというのはもちろん、そこがベースにならないと先に進まないということではあるんですが、一方で何か新しいものがないのかということで、ご覧になったように、まだ一職員の案ではあるんですけれども、ウニができないかということ、その時も説明をしていました。

県内では、壱岐市が九州大学と連携をして新たなウニの養殖の実証実験を始めているというふうに記事等で拝見をしているんですけれども、こういうのを島原でもできないのかなと単純に思ったんですけど、この辺の可能性というのはいかがですか。

それから、今の壱岐の実証実験の状況というのをも併せてお聞かせいただけますか。

【渡邊水産加工流通課長】確かに委員がご指摘のように、壱岐の方でウニの養殖というのが行われております。壱岐では3か所ほどウニの養殖を行っておりまして、その中でそれぞれ試験的に陸上養殖で2万個とか3万個、4万個のウニを飼育して生産していくということで、現在のところでは、まだ出荷という形で成果をいただくような話になっておりませんが、飼育の試験を行っておると聞いております。

その可能性ですけれども、ウニについては、基本は年に1回、産卵期があって、その時に生殖腺が大きくなってウニの身になるというふうに考えております。そういうふうなものを試験

的に行うことによって、年間を通じて1回、2回、3回というふうな形で捕れるようなものであれば、経営的にも安定してくるんでしょうけれども、その部分の技術開発についてはまだまだ課題が多くて、現在開発中ということで考えておりますので、そういうふうなものを見ながら、この可能性については探っていきたいと考えております。

【山本(由)委員】ありがとうございました。やっぱり簡単にいくものではない、何かいいのがあったから、すぐできるとかという話でもないんでしょうけれども、先ほど漁政課長が10年、15年というふうな形で見ておられるということで、今、県南の水産業普及指導センターでは、島原漁協だったらアサリだと、有明漁協だったらカキだということで試験を始めておられるんですかね、今から始められるんですかね。

そういった形で、新しいものの可能性を探っていただく。その中でウニというのが、やたらよさそうな感じがしたものですから、そういったものも当然、短期間でできるものではないんでしょうけれども、可能性として、特に水域に合ったものも含めてご指導いただきたいと思っております。

6月にお聞きした時も、水産部長の方から振興計画に沿っているような可能性に取り組んでいきたいというようなご答弁もいただいておりますので、短期的ということではないかもしれないんですけれども、引き続き、ご支援をお願いをして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

【久保田委員長】ありがとうございました。

しばらく休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開します。

【吉村委員】 質問させていただきます。

この地方卸売市場の件ですけど、まず、平成23年から25年までで高度衛生化施設の整備関係で総事業費幾らだったか、思い出さんとやけど、教えてくれんですか。

【渡邊水産加工流通課長】 総事業費は121億円でございます。

【吉村委員】 121億円ね。それだけかけて整備をして高度化施設、それから製氷施設、いろんなことをやって、いわゆる魚価が上がるようにやっていこうとしてあるわけよね。

それで、左下の表を見ると、平成2年から比べると、がたっと落ちて大変やなというのがわかるとやけど、右側の目標を見ると、取扱量、金額、使用料収入の増と、こういう目標設定をしてあるとやけど、こちら辺が令和2年からを基準年にして13年にはこうしますと出てるけど、これだけの費用をかけて、費用対効果というか、そういうことで考えると、これぐらいの目標設定でいいのかなと思うけど、その点についてはどうですか。

【渡邊水産加工流通課長】 その点については計画をつくる時に、当然、水揚げアップと単価の向上等、あと様々な効率化と衛生管理をする費用等を勘案して費用対効果を出しておりますので、その点については問題ないと考えております。

【吉村委員】 個人的には、もう少し高く設定していただきたいなと。

長崎県の人口が減りよるといふのを大分先に設定をして100万人とか、何もせんなら、もっと減るんだということで、そういう設定をして

あるけど、何もこういう魚市場整備をやらなくて、そのままやったら、もっとずっと下がっていくのかなと思うけど、そこら辺が、そういう資料の作り方をすれば、ここまで言わんけど、そうでもないんだろうなと。

漁獲でいくと、平成29年から令和2年までのこの落ち込み方が一番ひどいのよね、角度的には。その後は計画的に少しずつ上がるということになるとやけど、平成29年から令和2年の減少というのは、何が影響しているというふうに分析されておりますか。

【渡邊水産加工流通課長】 平成29年から令和2年までの減少の点については、令和2年、令和1年というのは、私たちとしてはコロナの影響が大きいなと考えております。特に、令和元年から2年にかけて単価が全く上がらないという状態が続いておりまして、その部分で収入も減ってしまったというのが大きな原因だと考えております。

【吉村委員】 コロナですね、こういうところにもそういうのが影響を及ぼしているわけですね。わかりました。

それで、121億円かけて整備をして、さっき使用料とかも出よかったけど、取扱高が減ると使用料も減るといふことにはなるんじゃないと思うけど、令和2年の1億4,700万円から13年度には1億8,900万円と、施設もよくなって漁獲量も、恐らく扱い高が増えるだろうと想定する中で、この差を引いてみると4,200万円しか差がないわけよね、使用料。これはもうちょっと上がるんじゃないかなと思うけどどうですかね。これも、こんくらいしか数字は出らんやったんですかね。

【渡邊水産加工流通課長】 使用料収入については、今現在の施設使用料と受託物使用料、水揚

げに沿って使用料が上がるという話なんですけども、その部分が令和13年には1億8,900万円ということになります。

この点については、まずコロナが回復するという前提のものと、もう一つは高度衛生管理施設整備が完成すれば、しっかりと衛生管理された魚介類が市場に回るようになります。そういうところで魚価がアップしていきたくらうということで、こういうような使用料に影響して増えていきたくらうと考えております。

【吉村委員】もっと増えるんじゃないかと、こう言うたんやけど、魚価も上がって、扱高も上がれば、4,200万円ぐらいしか上がらんとかなと思ったんじゃないけど、どうですか。

【渡邊水産加工流通課長】委員ご指摘のように、もう少し上がらないのかということですが、この水揚量のアップについては、水産振興基本計画がございますけれども、大きく上がるんじゃないかと、今の水揚量を維持しようという考え方です。

長崎魚市場も、それに近いような形で、この12万トンというのは、平成26年から平成30年度までの平均値を当てて、その数字までは、まず維持をするような形で書かせていただいております。

ちなみに、長崎魚市場の水揚取扱量を増やそうとすれば、漁獲量がある程度一定なのに、ここを上げてしまうと、ほかの魚市場の漁獲というか、ものを取ってこなければならぬということになりますので、そういう意味で、ここを極端に上げるという話ではなくて、私たちとしては長崎県内全域の魚市場の水揚げを見ながら、この程度じゃないかと。

ただ、それだけでは、当然、水揚げアップというのはできませんので、他県の生産者に働き

かけて水揚げをしてくださいというような、営業ですけども、そういうことを行って長崎魚市場の優位性を生かした誘致を進めて、そういう形でしっかりと水揚げを上げていきたいというのが、この数字だとご理解いただければと思います。

【吉村委員】言うことはようわかるし、市場の経営と漁業者の所得の向上とか、漁獲高を増やしていくというと、またいろいろ関連がありながら、別の世界やっけんね、魚市場だけがもうければいいという話ではないので、そうではないんだけど、やっぱり希望的にもう少し目標を高く持ってやっていただきたい。

だから、そういう意味では、遠いところに目標値を設定しとるけど、ローリングかけて、毎年その辺の数値によって見直していくということもやっていただきたいと思いますので、お願いします。

それから、さっきから1経営体当たりの平均漁業所得というのが出ったんですが、実績値が令和2年度で257万円と、達成率が103%で順調と書いてあるんだけど、これは平均漁業所得だから平均売上げではないとかなと思うんだけど、その辺どうですか。

【佐古漁政課長】売上げから費用を引いたもので所得ということでございます。

【吉村委員】所得ですね、純粋な。よく農業と漁業を比較して考えるという時があるんだけど、農業は所得1,000万円を目標に置いて、1,000万円稼げる農家をつくりましょうと。既になっているところが何%、それから600万円から1,000万円の間で1,000万円を目指すという農家が何%と、ずっと出てきよるんだけど、それに比べると漁業はえらい低過ぎるよなと何回見ても思うんだけど、その辺の中の構造については、

農業の純所得とあまり変わらんと見ておるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたい。

【佐古漁政課長】農業と比較した場合の分析というところまではできておりませんが、これは農業も同じかもしれませんが、漁業の場合は組合員の高齢化というのが非常に著しい部分もありまして、海区ごとに、例えば500万円以上の所得を上げられている方の割合が多い地域もございますし、あるいは県南地域のように、所得がほかの地域と比べると200万円に届かないという経営体もあったりというような状況もございます。

これは例えばですけども、年金を受給しながら漁業をやって何がしかの収入を得られている方も、数としては一定割合いるというようなことで、全体として見ますと、平均的には250万円前後という状況になっているものと考えております。

【吉村委員】そういう話でなかなかつかみづらいついとか、所得がね。でも、見ておると農業よりもいつも低いので、この20ページのやつは平均値を取ってあるわけよね。ここで農水省のデータが出ておるんだけど、令和2年のやつが、沿岸漁家の平均が177万円と出ておる。沿岸漁船漁家が112万円、海面養殖漁家が、これは大きくて527万円と。この数字がどこからきておるのか、私はようわからんとけど、令和2年の実績値257万円というのは、長崎はいいのかなと見るわけね、これは全国の経営体別の平均を取ってあるんだろうけど。この辺を見て長崎の漁業はもうかっておると判断できるとかなと思うけど、どうですか。

【佐古漁政課長】先ほども申し上げましたけども、地域別での所得の高い、低いというのは顕著な状況もございまして、今、この資料に記載

をしておりますのは、浜の活力再生プランという地域での計画に参加している方の漁業所得ということになります。

例えば令和元年で申し上げますと、県北地域が500万円、対馬地域が300万円、県央・県南になりますと100万円程度という数字でございますので、偏りがあって、平均がこの250万円なんですけども、今、委員がおっしゃられた全国の数字と比べた時に、長崎県の全体が全国よりもいいということまでは言えないかとは思っておりますけども、非常に頑張っているところもいらっしやるといところが現状かなと思います。

【吉村委員】もう一つ、この水産庁のやつに個人経営体と会社法人と2つ載っておるのよ。個人経営体は、漁労所得は2%、対前年比で増えたと、令和元年から令和2年に比較して2%増えたと、漁労所得は235万円となり2%増。会社経営は、漁労利益はマイナス4,212万円となり、前年に比べ767万円のマイナス幅が拡大したと。この意味がようわからんとやけど、こういう数字を県のあなたたちの方でつかんどるかどうか、つかんでおったら教えていただきたい。

【岩田水産経営課長】県内の分につきましては、いろいろ分析はしているんですけども、全国の方は見ておりませんので、委員がご覧になった資料を後で見せていただければ考えさせていただこうかと思います。

【吉村委員】全国というか、こういう経営体で長崎県内でもそういうことがあるのかなと。経営基盤は強化せんばいかんというのに、法人経営は赤字というのがおかしいなと思ったもんだから。

最後に、もう一つ、この前からここにも出て

おる、「中西部太平洋マグロ類委員会第18回年次会合の結果について」というのをもちろんだけど、この中で「15%増となりました」と、よかったなとなるんじゃないけど、うち2本が、4,882トンが5,614トンになってプラス732トン、これは全国で、全国と言うても中西部太平洋マグロだから中西部太平洋の域なんじゃろうけど、長崎県にはどれぐらい配分されるんじゃないかと、長崎県の中でもどういう配分のされ方がするんじゃないかと思うところがあるもんだから、時間もきたので後で教えていただければと思いますので、よろしく願います。終わります。

【久保田委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。お疲れさまでした。

午後 零時 零分 休憩

午後 1時30分 再開

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所管事務一般について質疑応答を行います。

ほかに質問はございませんか。

委員長を交代します。

【山口(経)副委員長】 委員長、発言をどうぞ。

【久保田委員長】 魚市の水揚げとかが減ってきているというこの表なんですけども、これは全国的にも同じような傾向があるんでしょうか。

【渡邊水産加工流通課長】 全国的にどうかと言えば、以西底引き等については、若干ほかの地区とは違いますが、巻き網のイワシの減少等については全国的に、このような形で減少しているということで、ほかの地区もやはり同じような下がり方をしている、アジなんかを捕っているところはですね。

【久保田委員長】 水揚げ高が減少したり、売上

高ですね、金額も減るということは、当然そこに従事されている、そこで生活されている方もいるんですが、その方々も、それに比例して減っていると考えてよいでしょうか。

【渡邊水産加工流通課長】 水揚げの減少等に沿って、同じように関係の漁業者の方、仲買の方とか、そういう方々もやっぱり減っている傾向でございます。

【久保田委員長】 そうなりますと、今は令和3年で、これは13年で、横ばい状態がずっと続いていくということなんですが、これが平成2年みたいなところまで上がるというのは、人口的にもきついのかなと思うんですが、魚離れといいますが、だんだん、だんだん魚を食べなくなってきているとか、調理しにくいとか、そういった面も、これを助長しているところというのはあるんでしょうか。

【渡邊水産加工流通課長】 魚離れとかという話が現在出ているところではございますが、水揚げ量等については、当然、魚を捕る方々、漁業者の方々は一生懸命捕って流しているんですが、そういう部分は、実は単価が上がらない。流通量に合わせて消費量が同じような形態であればよかったんでしょうけど、消費量も下がっているので上がらないという状態で、複合的にそのあたりは関係していると思いますので、魚離れだけが水揚げの減少に関わっているという議論ではないと考えているところです。

【久保田委員長】 最後にお尋ねしますが、複合的な要因であるんでしょうけども、魚離れを回復させるような何か方策といいますか、例えば学校給食で魚をどんどん食べてもらうとか、何か工夫といいますか、そういったことは今後取り組む予定はございませんか。

【齋藤水産加工流通課企画監】 「魚離れ」とい

う言葉は、従来からずっと言われてきているようには感じております。

ただ、一方で、例えば回転寿司とかになりますと非常に人気があるというところを見れば、値段的なところも、やっぱりそういう面もいろいろあるのではないかなと考えているところがございます。

そういった中で、魚食普及という点ではやはり小さい頃からの食生活といったところが非常に影響があるかなと思いますので、小中学生の水産の料理教室であるとか、そういったところでもっと魚に親しむような機会を与えて、小さい頃からなるべく水産物を食べていただくようなことも必要だと考えますし、また、若い奥さん方に料理もしていただかなきゃいけないので、そういったところも含めた親子の料理教室もやっていくようなことで進めていきたいと考えております。

【久保田委員長】それでは最後に要望ですけども、今、企画監が言われたように水産物の普及とか、魚は外では食べるけど、家では食べないという方が結構いらっしゃると思いますので、家庭でのそういう調理をしていただけるような、そういうふうな何か取組をして、水産県である以上、消費とか、県内で皆さん食べられるように、そういうふうに取り組みをしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

【山口(経)副委員長】委員長を交代します。

【久保田委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時36分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

引き続き、閉会中の委員会活動などの委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時40分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

令和3年長崎県議会の定例会における最後の

委員会でありますので、閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

2月定例会で農水経済委員会委員長に選任され、これまで約10か月にわたり、委員会審査、決算審査、現地調査などを実施してまいりました。

この間、山口経正副委員長をはじめ、各委員の皆様には、ご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきました。

おかげをもちまして、委員長としての重責を果たすことができたことを心から厚く御礼を申し上げます。

本委員会では、産業労働及び農林水産業にわたる幅広い分野を所管しております。新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、委員会審査において時間短縮や理事者の出席を制限するなど、対策を講じながら活発な議論を重ねてまいりました。

各部においては、コロナ禍により厳しい状況が続いている事業者の回復、拡大に向けた事業をはじめ、令和3年度から取組がスタートした県総合計画や各部署の個別計画に係る事業など、地域経済の活性化に向けた議論を重ねてきたところであります。

県内の景気については、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き厳しい状況にありますが、今後も「力強い産業を創造する長崎県」を目指し、さらなる若者の県内定着促進や新産業の創出、効果的な企業誘致、農林水産業の新規就業者の確保や県産農水産物の流通・販売の強化などの各種施策に、なお一層のご尽力をお願いしたいと存じます。

最後になりますが、県政の今後ますますの発展と、委員の皆様、理事者の皆様のご健勝とご

活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して斎藤水産部長から挨拶を受けることといたします。

【斎藤水産部長】関係部局を代表いたしまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

久保田委員長、山口経正副委員長をはじめ、委員の皆様方には各部署が抱える重要な諸課題に対しまして、様々な観点からご意見、ご提言をいただき、厚くお礼を申し上げます。

県においては、人口減少や地域活力の低下など構造的な課題の解決に向けて、今年度から新たな県総合計画であります「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」や各部署別計画であります「ながさき産業振興プラン2025」、「長崎県水産業振興基本計画」、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、県民や企業、団体、大学、市町等の皆様と相互に連携・協働しながら、諸課題を乗り越えるために積極的にチャレンジし、一つ一つのチャンスを実実に地域や経済の活性化に結びつけるよう力を注いでいるところであります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策として、3部それぞれが所管する分野において、感染症の影響を受けた事業者に対する事業継続等への支援を実施いたしました。

また、個別分野として産業労働分野については、若者の県内定着促進や産業人材の育成、成長分野の新産業創出、製造・サービス産業の生産性向上と成長促進、効果的な企業誘致。

水産業については、環境変化に強い経営体の育成や養殖業の成長産業化、県産水産物の国内外での販売力強化、多様な人材の活躍による漁村の活力創出など。

農林業では、スマート農林業による生産性向上、コスト削減対策、ハウス、牛舎、農地などの生産基盤整備や規模拡大対策、さらには農産物の流通販売対策、農山村地域における移住・定住の促進対策や地域ビジネスの展開などを行ってきたところであり、今後も力強い産業を創造する長崎県を目指し、より効果的な施策に取り組んでまいります。

これまで本委員会でいただいたご意見、ご提言を踏まえ、本県の未来を切り開く新たな施策や県民所得向上対策など、様々なプロジェクトについて関係機関との連携を図りながら、戦略的かつ積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、本県経済にも大きな影響を及ぼしているところであり、引き続き、市町や関係機関とも連携の上、アフターコロナを見据えて、県内の社会経済活動の維持・回復に必要な対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、委員の皆様方におかれましては大変ご多忙と存じますが、お体に十分ご留意いただき、今後とも県政の発展のため、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

1年間、誠にありがとうございました。（拍手）

【久保田委員長】ありがとうございました。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時47分 閉会

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年12月13日

農水経済委員会委員長 久保田 将誠

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 136 号 議 案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例	原案可決
第 137 号 議 案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 141 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 142 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 4 件（原案可決 4 件）

分科会長 久保田 将誠

副分科会長 山口 経正

署名委員 瀬川 光之

署名委員 山本 由夫

書記 平古場 俊一

書記 武次 潤

速記 (有)長崎速記センター